江蘇省市場監督管理企業関連
行政コンプライアンス指導リスト

目次

一、登録登記類(3項) 2

二、信用監督管理類(4項) 4

三、独占禁止類(4項) 9

四、価格類(7項) 12

五、不正競争防止類(11項) 18

六、オンライン取引類(17項) 23

七、広告類(13項) 34

八、製品品質類(10項) 42

九、食品安全類(16項) 51

十、特殊設備安全類(8項) 62

十一、計量類(6項) 67

十二、標準類(1項) 70

十三、認証類(6項) 71

十四、検査測定類(7項) 74

コンプライアンス行為のタイプ：登録登記類

No.	コンプライアンス事項	常見される違法行為	リスク等級	法的根拠及び違法責任	コンプライアンス提案	指導機関
1	市場主体が登録登記の際に提供する資料は真実で有効でなければならない。	市場主体が登録登記時に虚偽の資料を提出したりその他の詐欺の手段を用いて重要な事実を欺瞞し、市場主体の登記を取得した。 例：企業設立登記代行者が会社設立登記の際に故意に別人が紛失した身分証を使用し、他人をその登記の会社株主とした。	☆☆☆	『中華人民共和国市場主体登記管理条例』 第十七条　申請者は提出した資料の真実性、合法性、有効性に責を負わなければならない。 第四十四条　虚偽の資料を提出したり、その他の詐欺手段を用いて重要な事実を欺瞞し、市場主体の登記を取得した場合、登記機関が改正を命令し、違法所得を没収すると共に5万元以上20万元以下の罰金を科す。情状が深刻な場合は20万元以上100万元以下の罰金を科し、営業許可証を没収する。	1. 市場主体が登記手続や届出を行う場合、真実で有効な資料を提出し、登記機関に協力して実名検証を行わなければならない。 2. 自然人は、実名認証システムを通じて顔識別により検証を行う。非自然人が株主の場合、電子営業許可証により検証を行う。特別な理由により当事者が実名認証システムの身分認証にパスできない場合、合法的に公証を受けた自然人身分証明文書を提出するかまたは本人が身分証明を持参して現場で手続することができる。	全省市場監督管理部門登録登記機関、行政審査批准局
2	市場主体が名称を申告する際、他人が先に一定の影響を有する名称（略称、屋号を含む）に近似した企業名を故意に申告してはならない、また法律、行政法規が使用を禁止する企業名を故意に申告してはならない。	著名企業と近似した名称、または国家重大戦略政策に関連した名称を悪意で申告した。 例：企業が名称を申告する際に「阿哩巴巴商務有限公司」を選択した。	☆☆☆	『企業名称登記管理規定実施弁法』 第二十三条　企業名称を申告する際、以下の行為があってはならない。 （一）自己使用の目的ではなく、悪意で企業名称の横取りをし、名称資源を占用して、社会公共の利益を損なったり社会公共の秩序を妨害したりする。 （二）虚偽の資料を提出したり、その他の詐欺手段を用いて企業名称自主申告を行う。 （三）他人が先に一定の影響を持つ名称（略称、屋号などを含む）に近似した企業名称を故意に申告する。 （四）法律、行政法規及び本弁法が禁止する企業名称を故意に申告する。 第四十八条　企業名称を申告する際に、本弁法第二十三条第（一）、（二）項の規定に違反する場合、企業登記機関が改正を命令する。改正を拒否した場合、1万元以上10万元以下の罰金を科す。法律、行政法規が別途規定を有する場合は、その規定を参照する。 企業名称を申告する際に、本弁法第二十三条第（三）、（四）項の規定に違反し、深刻に企業名称管理の秩序を乱し、不良な社会影響を発生させた場合、企業登記機関が1万元以上10万元以下の罰金を科す。	1. 企業が名称を申告、使用する際、誠実信用を堅持し、先行者の合法的権利を尊重し、混乱を回避しなければならない。 2. 名称には、国家重大戦略政策に関連する文字を使用せず、「国家級」、「最高級」、「最良」など、ミスリードしやすい文字を使用せず、同業者が先行して一定の影響力を持つ名称、他者の名称（略称、屋号などを含む）と同一または近似した文字を使用しない。	全省市場監督管理部門登録登記機関、行政審査批准局

華鐘諮詢

3	2020年1月1日以前に設立した外商投資企業は、2024年12月31日までに、適時法に基づき組織形態、組織機構を調整しなければならない。	外商投資企業の組織形態、組織機構が『会社法』『パートナー企業法』と合致しない。	☆☆☆	『中華人民共和国外商投資法』 第三十一条　外商投資企業の組織形態、組織機構及びその活動準則には、『中華人民共和国会社法』、『中華人民共和国パートナー企業法』などの法律の規定を適用する。 第四十二条　本法は2020年1月1日より施行する。同時に、『中華人民共和国中外合弁経営企業法』、『中華人民共和国外資企業法』、『中華人民共和国中外合作経営企業法』は廃止する。 本法施行前に『中華人民共和国中外合弁経営企業法』、『中華人民共和国外資企業法』、『中華人民共和国中外合作経営企業法』に基づき設立された外商投資企業は、本法施行後5年間、もとの企業形態などを引続き留保することができる。具体的な実施弁法は国務院が規定する。 『市場監督管理総局の「外商投資法」の実施を徹底し、外商投資企業の登録登記業務を良好に実施することに関する通知』 (監注「2019」247号)13.……2025年1月1日より、外商投資企業の組織形態、組織機構などが『会社法』『パートナー企業法』の強制性規定に合致せず、且つ法律通りに登記変更の申請、定款の届出または董事の届出を行っていない場合、登記機関は当該企業のその他の登記事項の変更または届出などの事柄の手続きを許可せず、関連の状況を公示するものとする。	1. 2020年1月1日以前に設立した外商投資企業は、2024年12月31日までに最高権力機関、法定代表者または董事決定方法、議事議決メカニズムなどが『会社法』の強制性規定と合致しない項目を調整する場合、会社定款を修正すると共に、法に基づき登記機関に登記変更の申請、定款の届出または董事の届出などの手続を行わなければならない。 2.『中外合作経営企業法実施細則』または『外資企業法実施細則』に従い設立し、法人格を持たない外商投資企業は、2024年12月31日までに、パートナー制企業への変更を申請し、『パートナー企業法』などの法律法規に規定する設立条件に従って登記機関に登記変更を申請し、法に基づき関連の資料を提出しなければならない。	全省市場監督管理部門登録登記機関、行政審査批准局

華鐘諮詢

コンプライアンス行為のタイプ：信用監督管理類

No.	コンプライアンス事項	常見される違法行為	リスク等級	法的根拠及び違法責任	コンプライアンス提案	指導機関
1	企業は法定期限内に前年度の年度報告を社会に公示しなければならない。	1.企業が毎年1月1日～6月30日に、国家企業信用情報公示システムを通じて市場監督管理部門に前年度の年度報告を提出せず、社会に公示しない。 2.企業が公示した情報が真実の情報を欺瞞していたり、虚偽であったりする。 例：某社は、規定どおりに前年度の年間報告を提出していない。	☆☆☆☆☆	『企業情報公示暫定条例』 第十七条第一項　以下の状況のうち一つに該当する場合、県級以上の工商行政管理部門が経営異常名簿に記載し、企業信用情報公示システムを通じて社会に公示し、その工事義務の履行を注意喚起しなければならない。情状が深刻な場合、関連主管部門が関連の法律 、行政法規の規定に基づき行政処罰をあたえる。他人に損失を与えた場合は、法に基づき賠償責任を負わなければならない。犯罪を構成する場合は、法に基づき刑事責任を追及する。 (一)企業が本条例に規定する期限どおりに年度報告を公示しない、または工商行政管理部門が命令した期限どおりに関連の企業情報を公示しない場合。 (二)企業の公示情報が真実の状況を欺瞞している、虚偽を弄している場合。 『中小企業代金支払い保障条例』 第十六条第二項　大企業は、期限を過ぎても中小企業に金銭支払いを行っていない契約の数量、金額などの情報を、企業年度報告に組み入れ、企業信用情報公示システムを通じて社会に公示しなければならない。 『企業経営異常名簿管理暫定弁法』 第六条　企業が『企業情報公示暫定条例』第八条の規定通りに企業信用情報公示 システムを通じて前年度年度報告を提出せず、社会に公示しない場合、工商行政管理部門は、当年の年度報告公示終了日から10労働日以内に、同社を経営異常名簿に記載し、公示しなければならない。 第八条　 工商行政管理部門が法に基づき抽出検査を実施したり、通報に基づき調査し、企業が公示した情報が真実の情報を欺瞞したり虚偽を弄していることが事実であると判明した場合、事実と判明した自から10労働日以内に、同社を経営異常名簿に記載する決定を下し、公示するものとする。	1.企業は、毎年1月1日～6月30日に、企業信用情報公示システム（江蘇）を通じて市場監督管理部門に事実の通りに前年度の年度報告を提出すると共に社会に公示する。以下の情報を記載しなければならない。 (1)企業の通信住所、郵便番号、連絡電話番号、E-MAILアドレスなどの情報； (2)企業の開業、閉鎖、撤退などの存続状態に関する情報； (3)企業が投資して企業を設立したり、持分を購入した情報； (4)企業が有限責任公司または株式有限公司である場合、その株主または発起人が引受けた出資額、納付した出資額、出資時期、出資方法などの情報； (5)有限責任公司の株主の持分譲渡など、持分の変更に関する情報； (6)企業のウェブサイト及びネットワーク経営に従事するネットショップの名称、ウェブアドレスなどの情報； (7)企業の従業員数、総資産額、負債総額、対外的に提供した保証担保、所有者権益の合計、営業総収入、主要業務収入、利益総額、純利益、納税総額などの情報。 上記第1-6項に規定する情報は、社会に公示しなければならず、第7項に規定する情報は、企業が社会に公示するか否か選択する。 2.当年に設立登記した企業は、翌年から年度報告を提出し、公示する。	全省市場監督管理部門信用監督管理機関

華鐘諮詢

				『中華人民共和国市場主体登記管理条例実施細則』 第七十条　市場主体が法律 、行政法規が規定する期限どおりに年度報告を公示しない、または提出しない場合、登記機関が経営異常名簿に記載し、1万元以下の罰金を科すことができる。	3. 個人商工業者は、紙形式で年度報告を提出することができ、年度報告の内容を社会に公示するか否かは自主選択することができる。 4. 大企業は更に、期限を過ぎても中小企業に支払っていない契約の数量、金額などの情報を企業年度報告に記載し、企業信用情報公示システムを通じて社会に公示する。 5.「規定の期限どおりに年度報告を公示していない」ことから経営異常名簿に記載されたり、経営異常状態と記載された場合、企業は年度報告を補填し、経営異常名簿からの退出または正常な記載状態の回復を申請することができる。	
2	市場主体は、営業許可証を取得した上で一般項目の経営活動に従事することができる。	市場主体が営業許可証を取得していない状況で一般項目の経営活動に従事した。 例：劉某が法律通りに営業許可証を取得せず、一般項目の経営活動に従事した。	☆☆☆	『中華人民共和国会社法』 第二百一十条　法律どおりに有限責任公司または株式有限公司として登記せず、有限責任公司または株式有限公司の名義を騙った場合、または法律どおりに有限責任公司または株式有限公司の分公司として登記せず、有限責任公司または株式有限公司の分公司の名を騙った場合、会社登記機関が改正を命令するかまたは取り締まりを実施し、併せて10万元以下の罰金を科すことができる。 『中華人民共和国個人独資企業法』 第三十七条第一項 本法の規定に違反し、営業許可証を取得せず、個人独資企業の名義で経営活動に従事した場合、経営活動の停止を命令し、3000元以下の罰金を科す。 『中華人民共和国パートナー企業法』 第九十五条第一項　本法の規定に違反し、営業許可証を取得せず、パートナー企業またはパートナー企業の分支機構の名義でパートナー業務に従事した場合、企	市場主体は、経営活動に従事する前に、主動的に登記機関にて設立登記手続きを行わなければならない。 登記せずに、市場主体の名義で経営活動に従事してはならない。 法律、行政法規が登記手続き不要と規定している場合を除く。	全省市場監督管理部門信用監督管理機関

華鐘諮詢

				業登記機関が停止を命令し、5000元以上5万元以下の罰金を科す。 『中華人民共和国市場主体登記管理条例』 第四十三条　設立登記を行わず経営活動に従事した場合、登記機関が改正を命令し、違法所得を没収する。改正を拒否した場合、1万元以上10万元以下の罰金を科す。情状が深刻な場合は、法に基づき閉鎖、業務停止命令を下し、併せて10万元以上 50万元以下の罰金を科す。 『中華人民共和国市場主体登記管理条例実施細則』 第六十八条　設立登記を行わず一般経営活動に従事した場合、登記機関が改正を命令し、違法所得を没収する。改正を拒否した場合、1 万元以上10万元以下の罰金を科す。情状が深刻な場合は、法に基づき閉鎖、業務停止命令を下し、併せて10万元以上 50万元以下の罰金を科す。		
3	市場主体の登記事項が実際状況と一致していること。	市場主体登記事項に変更が発生し、規定どおりに登記変更をしていない。 例：某社は、住所に変更があったが登記変更をしていない。	☆☆☆	『中華人民共和国会社法』 第二百十一条第二項　　企業登記事項 に変更が発生したが、本法の規定どおりに関連の登記変更手続きを行わない場合、会社登記機関が期限を定めて登記を命令する。期限を過ぎても登記しない場合、1万元以上10万元以下の罰金を科す。 『中華人民共和国個人独資企業法』 第三十四条　　本法の規定に違反し、個人独資企業が使用する名称が登記機関で登記した名称と合致しない場合、期限を定めて改正を命令し、2000元以下の罰金を科す。 第三十七条第二項　個人独資企業の登記事項に変更が発生したが、本法の規定通りに関連の登記変更手続きを行わない場合、期限を定めて登記変更を行うよう命令する。期限を過ぎても手続きを行わない場合、2000元以下の罰金を科す。 『中華人民共和国パートナー企業法』 第九十五条第二項　パートナー企業の登記事項に変更が発生したが、本法の規定どおりに登記変更手続きを	1. 市場主体の登記事項に変更が発生した場合、速やかに登記機関にて登記変更を申請しなければならない。 2. 登記機関にて改正命令の通知が発行された後、規定の期限内に登記変更手続きを行わなければならない。	全省市場監督管理部門信用監督管理機関

				行わない場合、企業登記機関が期限を定めて登記するよう命令する。期限を過ぎても登記しない場合、2000元以上2万元以下の罰金を科す。 『中華人民共和国市場主体登記管理条例』 第二十四条第二項　市場主体の登記事項に変更が生じ、法に基づき批准を得るべきものに該当する場合、申請者は批准文書の有効期限内に登記機関に登記変更を申請しなければならない。 第四十六条　　市場主体が本条例どおりに登記変更手続きを行わない場合、登記機関が改正を命令する。改正を拒否した場合、 1 万元以上10万元以下の罰金を科す。情状が深刻な場合、営業許可証を没収する。 第五十二条　　法律 、行政法規が市場主 体の登記管理違法行為の処罰に別途規定を有する場合、その規定に従う。 『中華人民共和国市場主体登記管理条例実施細則』 第七十二条　市場主体が規定どおりに登記変更手続きを行わない場合、登記機関が改正を命令する。改正を拒否した場合、1 万元以上 10万元以下の罰金を科す。情状が深刻な場合、営業許可証を没収する。		
4	営業許可証を受領した上で正常に生産経営活動を行う。	1. 会社、個人独資企業が営業許可証を受領した後、正当な理由なく、6ヵ月経過しても開業しない。 2. 会社、個人独 資企業が、開業後自ら休業し、6ヵ月連続となる。 例：某社は正当な理由なく6ヵ月を超えてもなお開業していない。	☆☆☆☆☆	『中華人民共和国会社法』 第二百十一条第一項　会社成立の後、正当な理由なく6ヵ月を超えても開業しない場合、または開業後自ら休業し6ヵ月以上継続している場合、企業登記機関は営業許可証を没収することができる。 『中華人民共和国個人独資企業法』 第三十六条　個人独資企業成立の後、正当な理由なく6ヵ月を超えても開業しない場合、または開業後自ら休業し6ヵ月以上業務停止している場合、営業許可証を没収する。 『中華人民共和国農民専業合作社法』 第七十一条　農民専業合作社が2年連続で経営活動に従事していない場合、その営業許可証を没収する。	1. 市場主体は、営業許可証を受領した後、正常な生産経営活動を行い、規定に従って前年度の年度報告を提出し、社会に公示しなければならない。 2. 市場主体は、経営を終了する際、登記機関にて登記抹消を申請しなければならない。登記抹消が法に基づき批准を要する場合、批准を得た上で登記機関に登記抹消を申請するものとする。 3. 市場主体が休業を決定する場合、休業前に登記機関に届出を行うものとし、休業期間は最長でも3年を超えない。休業期間も正常に年度報告を行う必要がある。	全省市 場監督管理部門 信用監督管理 機関

華鐘諮詢

					4. 市場主体が休業の届出をした後、自主的に経営活動の実施を決定した場合、または既に実際に実施している場合、30日以内に国家企業信用情報公示システム上で休業終了を公示しなければならない。	

華鐘諮詢

コンプライアンス行為のタイプ：独占禁止類

No.	コンプライアンス事項	常見される違法行為	リスク等級	法的根拠及び違法責任	コンプライアンス提案	指導機関
1	競争関係を有する経営者が独占協議を締結することを禁止する。	1.競争関係を有する経営者が独占協議を締結し、商品価格を固定または変更する。 2.競争関係を有する経営者が独占協議を締結し、商品の生産数量または販売数量を制限する。 3.競争関係を有する経営者が独占協議を締結し、販売市場または原材料超脱市場を分割する。 4.競争関係を有する経営者が独占協議を締結し、新技術、新設備の購入を制限したり、新技術、新製品の開発を制限したりする。 5.競争関係を有する経営者が独占協議 を締結、共同で取引を阻止する。 例：同様の原料薬を生産する3つの工場が、市場の優位性を利用して独占協議を締結して実施し、原料薬を値上げして川下の工場に販売した。	☆☆☆	『中華人民共和国独占禁止法』 第五十六条第一項　経営者が本法の規定に違反し、独占協議を締結し実行した場合、独占禁止執法機関が違法行為の停止を命令し、違法所得を没収すると共に、前年度販売額の1%以上10%以下の罰金を科す。前年度に販売額が無い場合は、500万元以下の罰金を科す。締結した独占協議を実施していない場合、300万元以下の罰金を科すことができる。経営者の法定代表者、主要責任者及び直接責任者は、締結した独占協議に対して個人責任を有するものとし、100万元以下の　罰金を科すことができる。	1.独占禁止の法律面の学習を強化し、コンプライアンスを重視した経営意識を堅持し、コンプライアンス経営体系を構築、整備する。 2.他の経営者と共同で価格の計算、調整などの面の管理政策を打ち出したり、協議方法で実行したりしてはならない。 3.他の経営者と計画し、または他の組織に助力し、市場分割について市場分割協議を締結してはならず、実質的な援助であると認定されることを避ける。 4.協議形式により新技術、新設備の調達を制限したり、新技術、新製品の開発を制限したりしてはならない。 5.協議形式により共同で取引を阻止してはならない。	省 、市の市場監督管理部門独占禁止監督管理機関
2	経営者と取引相手が独占協議に合意することを禁止する。	1.経営者が取引相手と独占協議を締結し、第三者に転売する商品の価格水準、価格変動幅、利益水準、または値引き、手続費などその他の費用を固定する。 2.経営者が取引相手と独占協議を締結し、第三者に転売する商品の最終価格を限定したり、価格変動幅、利益水準、または値引き、手続費などその他の費用を限定することにより、第三者に転売する商品の最低価格を限定する。 例：某メーカーは、販売代理業者と協議を締結し、某商品の転売の最低価格を限定した。	☆☆☆	『中華人民共和国独占禁止法』 第五十六条第一項　経営者が本法の規定に違反し、独占協議を締結、実施した場合、独占禁止執法機関が違法行為の停止を命令し、違法所得を没収すると共に、前年度販売額の1%以上10%以下の罰金を科し、前年度に販売額が無い場合は、500万元以下の罰金を科す。締結した独占協議を実施していない場合、300万元以下の罰金を科すことができる。経営者の法定代表者、主要責任者及び直接責任者は、締結した独占協議に対して個人責任を有するものとし、100万元以下の罰金を科すことができる。	1.協議の合法性審査を強化する。 2.第三者に商品を転売する価格を固定しない。第三者に転売する商品の最低価格を限定しない。 3.『独占協議禁止規定』を真摯に学習する(国家市場監督管理総局令第 65 号)。	省 、市の市場監督管理部門独占禁止監督管理機関

華鐘諮詢

3	市場の支配的地位を有する経営者が市場の支配地位を濫用する行為を禁止する。	1. 市場の支配的地位を有する経営者が不公平な高価で商品を販売したり、不公平な低価で商品を購入する。 2. 市場の支配的地位を有する経営者が、正当な理由なく原価を下回る価格で商品を販売する。 3. 市場の支配的地位を有する経営者が、正当な理由なく取引相手との取引を拒絶する。 4. 市場の支配的地位を有する経営者が、正当な理由なく取引相手に対し、自社とのみ取引を行うように限定したり、自社が指定する経営とのみ取引を行うように限定する。 5. 市場の支配的地位を有する経営者が、正当な理由なく商品を抱き合わせ販売したり、取引の際にその他の不合理な取引条件を付け加えたりする。 6. 市場の支配的地位を有する経営者が、正当な理由なく同じ条件の取引相手に対し、取引価格などの取引条件に差別待遇を実行する。 例：某インターネットプラットフォームは業界内で市場の支配的地位を有しており、自社のプラットフォーム内のショップに対し他のプラットフォームに出店しないよう要求する。	☆☆☆	『中華人民共和国独占禁止法』 第五十七条　経営者が本法の規定に違反し、市場の支配的地位を濫用した場合、独占禁止執法機関が違法行為の停止を命令し、違法所得を没収すると共に、前年度販売額の1%以上10%以下の罰金を科す。	1. 健全な独占禁止コンプライアンスシステムを構築し、業務の合法性を適時評価する。 2. 従業員に対する独占禁止コンプライアンス研修を強化し、従業員の独占禁止コンプライアンス意識を高める。 3. 市場の支配的地位を濫用する行為のチェックを強化し、問題発覚の際には速やかに改善する。 4.『市場の支配的地位を濫用する行為を禁止する規定』(国家市場監督管理総局令第65号)を真摯に学習する。	省 、市市場監督管理部門独占禁止監督管理機関
4	経営者集中申告	1. 経営者集中とは主として以下を指す。 (一)経営者の合併。 (二)経営者が持分または資産を取得する方法で他の経営者の支配権を取得する。 (三) 経営者が契約などの方式で他の経営者の支配権を取得する、または他の経営者の決定に影響を与え得るようになる。 2. 経営者集中が国務院が規定する申告基準に達したが、経営者が事前に集中の実施を報告していない。	☆☆☆	『中華人民共和国独占禁止法』 第五十八条　経営者が本法の規定に違反して集中を実施し，且つ競争を排除、制限する効果を有するかまたはその可能性がある場合、国務院独占禁止執法機関が集中の停止を命令し、期限を定めて持分または資産の処分、営業の譲渡、その他の必要な措置を講じて集中前の状態を回復することを命令し、前年度販売額の10%以下の罰金を科す。競争を排除、制限する効果が無い場合は、500万元以下の罰金を科す。	1. 経営者独占禁止コンプライアンスの主体責任を実行し、経営者の独占禁止コンプライアンス意識や管理水準を高める。 2. 国務院が規定する申告基準に達した場合、経営者は事前に申告しなければならず、申告していない場合集中を実施してはならない。経営者の集中が、国務院の規定する申告基準には達していないが、当該経営者集中が競争を排除、制限する効果を有するかまたはその可能性があることを証する証明があり、国務院独占禁止執法機関が経営者に	省 、市市場監督管理部門独占禁止監督管理機関

華鐘諮詢

					申告するよう求めた場合、経営者は法に基づき申告しなければならない。 3.『経営者集中独占禁止コンプライアンスガイドライン』(国市監反執二発〔 2023 〕74 号)を真摯に学習する。	

華鐘諮詢

コンプライアンス行為のタイプ：価格類

No.	コンプライアンス事項	常見される違法行為	リスク等級	法的根拠及び違法責任	コンプライアンス提案	指導機関
1	経営者が商品を販売、購入したりサービスを提供する場合には、規定に従い価格を明確に表示しなければならない。	1.商品の名称、単価 、価格計算単位などの要素が整っていない。 2.サービス項目の名称、サービスの内容、価格または価格計算方式が整っていない。 3.商品の販売時に価格表示ラベルを使用していない、または価格表示ラベルが紛失している。 4.徴収する費用が商品、サービスの表示価格を上回っている。	☆☆☆☆☆	『中華人民共和国価格法』 第四十二条　経営者が価格明示規定に違反している場合、改正を命令し、違法所得を没収すると共に、5000元以下の罰金を科すことができる。 『価格違法行為行政処罰規定』 第十三条　経営者が価格明示規定に違反し、以下の行為のうちひとつに該当する場合、改正を命令し、違法所得を没収すると共に、5000元以下の罰金を科すことができる。 (一)価格を明確に表示しない。 (二)規定の内容や方式どおりに価格を明示しない。 (三)表示価格以外に加算して商品を売却したり、表示していない費用を徴収したりする。 (四)価格明示規定に反するその他の行為。	1.定期的に経営する商品やサービスの価格表示状況を自主検査する。 2.新商品やサービスまたは既存商品やサービスの価格を調整する時は、新たに価格表示ラベルを作成し、注意して照合する。 3.具体的な要求は『価格明記及び価格詐欺禁止規定』(国家市場監督管理総局令第56号)を参考。	全省市場監督管理部門価格監督管理機関
2	経営者は政府指導価格、政府定価及び法定の価格関与措置、緊急措置を実施する。	1.経営者政府指導価格、政府定価を執行しない。 2.経営者が法定の価格価格関与措置、緊急措置を執行しない。 例：某電力企業は、政府定価を執行せず、ユーザーから価格を追加して電気代を徴収している。	☆☆☆	『中華人民共和国価格法』 第三十九条　経営者が政府指導価格、政府定価及び法定の価格関与措置、緊急措置を執行しない場合、改正を命令し、違法所得を没収すると共に、違法所得の5倍以下の罰金を科す。違法所得がない場合、罰金を科す。情状が深刻な場合 、休業、整頓を命令する。 『価格違法行為行政処罰規定』 第九条　 経営者が政府指導価格、政府定価を執行せず、以下の状況のうちひとつに該当する場合、改正を命令し、違法所得を没収すると共に、違法所得の5倍以下の罰金を科す。違法所得がない場合は、5万元以上 50万元以下の罰金を科し、情状が比較的深刻な場合は50万元以上 200万元以下の罰金、情状が深刻な場合は業務停止、整理を命令する。 (一)政府指導価格の変動幅を逸脱して価格を制定した場合。 (二)政府定価を上回って、または下回って価格を制定した場合。 (三)政府指導価格、政府定価の範囲に該当する商品またはサービスの価格を勝手に制定した場合。	1.経営者は価格に関する法律規定を遵守し、政府指導価格、政府定価、法定の価格関与措置、緊急措置を執行しなければならない。 2.経営者は『中華人民共和国価格法』、『価格違法行為行政処罰規定』、『価格明示及び価格詐欺禁止規定』 などの法律法規、規則を遵守し、基準に従って費用徴収すると共に、公示しなければならない。	全省市場監督管理部門価格監督管理機関

				(四)政府指導価格、政府定価を事前または引き延ばして執行した場合。 (五)有料項目や徴収基準を自ら制定した場合。 (六)費用の分割徴収、重複徴収、有料範囲の拡大などの方法を用いて、形を変えて徴収基準を引き上げた場合。 (七)政府が撤廃を明らかに命じた有料項目を、引続き徴収している場合。 (八)規定に違反し、保証金、デポジットなどの形式で、形を変えて費用を徴収した場合。 (九) サービスを強制し、または形を変えて強制し、費用を徴収した場合。 (十)規定どおりにサービスを提供せずに費用を徴収した場合。 (十一)政府指導価格、政府定価を執行しないその他の行為。 第十条　　経営者が法定の価格関与措置、緊急措置を執行せず、以下の状況のうちひとつに該当する場合、改正を命令し、違法所得を没収すると共に、違法所得の5倍以下の罰金を科す。違法所得が無い場合、10万元 以上100万元以下の罰金を科し、情状が比較的深刻な場合は 100万元以上500万元以下の罰金を科し、情状が深刻な場合は業務停止、整理を命令する。 (一)値上げ申告制度または価格調整届出制度を執行しない。 (二)規定の価格差額率、利益率の範囲を逸脱している。 (三)規定の価格制限、最低保護価格を執行しない。 (四) 集中価格設定権限措置を執行しない。 (五) 価格凍結措置を執行しない。 (六)法定の価格関与措置、緊急措置を執行しないその他の行為。		
3	経営者が商品またはサービスを提供する場合の価格詐欺行為を禁止する。	1.商品やサービスの価格が政府定価または政府指導価格であると偽る。 2.低価で消費者または他の経営者を欺瞞し、高値で決済する。	☆☆☆☆☆	『中華人民共和国価格法』 第十四条第四項　　経営者は、以下に挙げる不正価格行為を行ってはならない。 (四)虚偽、または誤解を招くような価格手段を利用し、消費者または他の経営者を騙し、取引を行う。 第四十条　　経営者が本法第十四条に挙げる行為のうちひとつに該当する場合、改正を命令し、違法所得を	1.経営者が商品販売またはサービス提供の際に、価格比較を行う場合、表示する価格比較情報は真実で正確でなければならない。価格比較の詳細情報を表示していない場合、比較される価格は当該経営者が同一の経営場所で価格を比較する前7日以内の最低取引価格を上回ってはならない。直近7日間に取引が無い場合は、今回価格を比較する	全省市場監督管理部門価格監督管理機関

		3. 虚偽の割引、値下げまたは価格比較などの方法で商品を販売したりサービスを提供したりする。 4. 商品販売やサービス提供の際に、欺瞞、ミスリードするような言葉、文字、数字、図、ビデオなどを用いて価格及びその他の価格情報を示す。 5. 正当な理由なく、価格の承諾の履行を拒否する、または完全には履行しない。 6. 消費者または他の経営者に不利な価格条件を表示しない、または極めて弱く表示し、消費者または他の経営者を欺瞞して取引する。 7. ポイント、ギフト券、交換券、代金券などで価格割引をすることにより、約定通りの代金割引を行わない。		没収し、併せて違法所得の5倍以下の罰金を科すことができる。違法所得が無い場合、警告を与え、併せて罰金を科す。情状が深刻な場合、業務停止、整理を命令するか若しくは工商行政管理機関が営業許可証を没収する。関連の法律が本法第十四条に挙げる行為の処罰及び処罰機関について別途規定を有する場合、関連の法律規定に従って執行することができる。 『価格違法行為行政処罰規定』 第七条　経営者が価格法第十四条の規定に違反し、虚偽、または誤解を招くような価格手段を利用し、消費者または他の経営者を騙し、取引を行った場合、改正を命令し、違法所得を没収すると共に、違法所得の5倍以下の罰金を科す。違法所得が無い場合、5万元以上 50万元以下の罰金を科す。情状が深刻な場合、業務停止、整理を命令するか若しくは工商行政管理機関が営業許可証を没収する。	前に最後に取引した際の価格を上回らないこと。 2. 標準価格や優待割引に厳格に従って商品を販売し、サービスを提供しなければならない。 3. 具体的な要求は『価格明記及び価格詐欺禁止規定』(国家市場監督管理総局令 第56号)を参考。	
4	経営者は価格をつり上げてはならない。	経営者が価格上昇情報を捏造、散布して価格をつりあげたり、商品価格を過剰に速く高い上昇を推し進める。 例：インフルエンザの感染期間において、某薬局は原価を大幅に上回り価格を引き上げて対症薬品を販売した。	☆☆☆☆☆	『中華人民共和国価格法』 第十四条第三項　経営者は以下の不正価格行為を行ってはならない。 (三)価格情報情報を捏造、散布して価格をつりあげたり、商品価格を過剰に高く引き上げたりすること。 第四十条　経営者が本法第十四条に挙げる行為のうちひとつに該当する場合、改正を命令し、違法所得を没収し、併せて違法所得の5倍以下の罰金を科すことができる。違法所得が無い場合 ，警告を与え、併せて罰金を科す。情状が深刻な場合，業務停止、整理を命令するか若しくは工商行政管理機関が営業許可証を没収する。関連の法律が本法第十四条に挙げる行為の処罰及び処罰機関について別途規定を有する場合、関連法律の規定に従って執行することができる。 『価格違法行為行政処罰規定』 第六条第一項　　経営者が価格法第十四条の規定に違反し、以下の商品価格を過剰に速く、高く上昇させる行為のうちひとつに該当する場合、改正を命令し、違法所得を没収し、併せて違法所得の5倍以下の罰金を	1. 経営者は、誠実信用、法律順守の経営を行い、如何なる形式によっても不実な価格情報を発表してはならない。 2. 国家市場監督管理総局の『価格つりあげ違法行為の調査処理に関する指導意見』(国市監競争発「2022」60号)の「価格つりあげ違法行為の認定」、「法律の適用」に詳細に規定されており、真摯に学習するよう提案する。	全省市場監督管理部門価格監督管理機関

				科す。違法所得が無い場合、5万元以上50万元以下の罰金を科す。情状が比較的深刻な場合、50万元以上300万元以下の罰金を科し、情状が深刻な場合、業務停止、整理を命令するか若しくは工商行政管理機関が営業許可証を没収する。 (一)価格上昇情報を捏造、散布し、市場の価格秩序を乱した場合。 (二)自社生産に用いる以外に、正常な備蓄数量、貯蔵周期を逸脱して、市場での供給が逼迫している商品、価格に異常な変動が生じている商品を大量に買いだめし、価格主管部門の訓戒を受けてもなお買いだめしている場合。 (三)その他の手段を利用して価格をつり上げたり、商品価格を過剰に速く、高く上昇させた場合。		
5	経営者は取引相手に対し、取引価格を受け入れるよう強制したり、形を変えて強制したりしてはならない。	1.取引相手に不利な条件、環境などを利用し、取引相手に対し商品またはサービスの価格を受け入れるよう強いる。 2.種類、数量、範囲などを指定する限定方式により、取引相手に対し商品またはサービスの価格を受け入れるよう強いる。 3.抱き合わせ販売または条件の付加などの限定方式を用いて、取引相手に対し商品またはサービスの価格を受け入れるよう強いる。 4.取引相手が受入れを黙認したと見なすような方法により、取引相手に対し商品またはサービスの価格を受け入れるよう強いる。 5.行政などの権力を借りて、取引相手に対し商品またはサービスの価格を受け入れるよう強いる。 6.取引相手に商品またはサービスの価格を受け入れるよう強いるその他の行為。	☆☆☆☆	『江蘇省価格条例』 第十三条　　経営者は取引相手に対し、取引価格を受け入れるよう強制する、または形を変えて強制する以下の行為を行ってはならない。 (一)取引相手に不利な条件、環境などを利用し、取引相手に対し商品またはサービスの価格を受け入れるよう強いる。 (二)種類、数量、範囲などを指定する限定方式により、取引相手に対し商品またはサービスの価格を受け入れるよう強いる。 (三)抱き合わせ販売または条件の付加などの限定方式を用いて、取引相手に対し商品またはサービスの価格を受け入れるよう強いる。 (四)取引相手が受入れを黙認したと見なすような方法により、取引相手に対し商品またはサービスの価格を受け入れるよう強いる。 (五)行政などの権力を借りて、取引相手に対し商品またはサービスの価格を受け入れるよう強いる。 (六)取引相手に商品またはサービスの価格を受け入れるよう強いるその他の行為。 第五十七条　　市場価格調整を実行する商品やサービスの経営者が本条例第十三条の規定に違反した場合、市場監督管理部門が警告を与え、損害を受けた側に対して違法所得を返還するよう命令し、違法所得を返還できない場合は、没収する。併せて違法所得の1倍以	1.公平、合法、誠実信用の原則を遵守し、自主価格決定権を合理的に用いる。 2.取引相手と充分に意思疎通を図り、取引相手の知る権利や選択権を保障し、契約などの書面形式で取引相手に選択を確認した上で、費用を徴収する。 3.取引相手に優位的地位にある企業が、強制または形を変えて強制していることが発覚した場合、業界主管部門などの行政管理部門を介して、法に基づき自身の権利を保護することができる。	全省市場監督管理部門価格監督管理機関

		例：某商業銀行は、貸付金抵当の機に乗じて借方から強制的に保険料を徴収する。		上5倍以下の罰金を科す。犯罪を構成する場合は、法に基づき刑事責任を追及する。		
6	業界協会またはその他の企業は、価格に関する法律規定を遵守しなければならない。	1. 業界協会組織の経営者が相互に通じ、市場価格を操作する。 2. 業界協会または商品取引にサービスを提供する企業が、価格をつりあげたり、商品価格を過剰に速く、高く上昇させた。 例：某市電動自転車業界協会組織が地元の電動車販売業者に対して商品価格を固定した。	☆☆☆	『価格違法行為行政処罰規定』 第五条第一項　　経営者が価格法第十四条の規定に違反し、相互に通じ、市場価格を操作し、商品価格を大幅に上昇させた場合、改正を命令し、違法所得を没収し、併せて違法所得の5倍以下の罰金を科す。違法所得が無い場合 、10万元以上 100万元以下の罰金を科す。情状が比較的深刻な場合、100万元以上500万元以下の罰金を科し、情状が深刻な場合、業務停止、整理を命令するか若しくは工商行政管理機関が営業許可証を没収する 第五条第三項　　業界協会またはその他の企業組織の経営者が相互に通じ、市場価格を操作した場合、経営者に対し前2項の規定に従い処罰を与える。業界協会またはその他の企業には、50万元以下の罰金を科し、情状が深刻な場合は、登記管理機関が法に基づき登記を撤回し、許可証を没収する。 第六条　経営者が価格法第十四条の規定に違反し、以下の商品価格を過剰に速く、高く上昇させる行為のうちひとつに該当する場合、改正を命令し、違法所得を没収し、併せて違法所得の5倍以下の罰金を科す。違法所得が無い場合、5万元以上 50万元以下の罰金を科す。情状が比較的深刻な場合、50万元以上300万元以下の罰金を科し、情状が深刻な場合、業務停止、整理を命令するか若しくは工商行政管理機関が営業許可証を没収する。 (一)価格上昇情報を捏造、散布し、市場の価格秩序を乱した場合。 (二)自社生産に用いる以外に、正常な備蓄数量、貯蔵周期を逸脱して、市場での供給が逼迫している商品、価格に異常な変動が生じている商品を大量に買いだめし、価格主管部門の訓戒を受けてもなお買いだめしている場合。 (三)その他の手段を利用して価格をつり上げたり、商品価格を過剰に速く、高く上昇させた場合。	行業協会またはその他の企業組織は、価格に関する法律規定を遵守しなければならず、経営者が相互に通じて市場価格を操作したり、価格を引き上げたり、商品価格を過剰に速く、高く引き上げてはならない。	全省市場監督管理部門価格監督管理機関

華鐘諮詢

				業界協会または商品取引にサービスを提供する企業が、前項に規定する違法行為を行った場合、50万元以下の罰金を科すことができる。情状が深刻な場合は登記管理機関が法に基づき登記を撤回し、営業許可証を没収する。		
7	送配電企業が、取引電力価格に従ってエンドユーザーから電気代を収受する。	1. 不動産管理費用において電力価格中で既に徴収している損耗、均等分担を重複して収受する。 2. 到戸電力価格を上回ってエンドユーザーから電気代を徴収する、実費の均等分担を行わず、年末に精算を公示しない。 3. エンドユーザーから徴収した電気代が、電力網企業に納付する総電力料を超過する。	☆☆☆☆☆	『中華人民共和国電力法』 第四十四条第一項　　如何なる企業や個人も、電力料中でその他の費用を追加徴収することを禁止する。但し、法律、 行政法規が別途規定を有する場合、規定に従って執行する。 第六十六条　本法第三十三条、第四十三条、第四十四条の規定に違反し、国家が承認した電力価格、電気使用計量装置の記録どおりにユーザーから電気代を徴収しない場合、権限を逸脱して電力価格を制定したり電力価格中でその他の費用を加算徴収した場合、物価行政主管部門が警告を与え、違法に収受した費用の返還を命令し、併せて違法に収受した費用の5倍以下の罰金を科すことができる。情状が深刻な場合，関連の主管人員や直接責任者に対し行政処分を与える。	1. 各送配電主体は、電力市場に参入し電力を購入した後、または電力網企業が代理で電力購入した後、以下の2種類の方式のうちひとつに従って電気代を徴収する。 (1)送配電主体の市場取引到戸電力価格(または電網企業が代理で購入した到戸電力価格)に従ってエンドユーザーから電気代，変圧器、回線消耗費用を賃貸料、不動産管理費、水道電気の均等分担などにより徴収するよう協議し、解決する。 (2)送配電主体の市場取引到戸電力価格(または電力網企業が代理で電力購入した到戸電力価格) に従って10%を超えない変圧器、回線消耗を加算し、毎月(または約定の期限に)エンドユーザーから電気代を徴収し、年末に精算、公示を行う。 2. 省発展改革委の『一般工商業電力価格の引き下げに関する通知』に注意し、関連の政策文書に基づき適時調整すること。	全省市場監督管理部門価格監督管理機関

華鐘諮詢

コンプライアンス行為のタイプ：不正競争防止類

No.	コンプライアンス事項	常見される違法行為	リスク等級	法的根拠及び違法責任	コンプライアンス提案	指導機関
1	経営者は、他人が一定の影響力を有する商品名称 、包装 、装飾などが同一または近似した標識を無断で用いてはならない。	経営者が、他人が一定の影響力を有する商品名称 、包装、装飾などと同一または近似した標識を使用し、他人の商品と誤認させたり他人との間に特定の関係が存在するよう誤解させる。 例：「太白兎」「治治瓜子」「拼夕夕」「康帥傅」など、ブランドを騙ったり便乗したりする行為。	☆☆☆☆☆	『中華人民共和国不正競争防止法』 第十八条第一項　　経営者が本法第六条の規定に違反し、混乱させる行為があった場合、監督検査部門が違法行為の停止を命令し、違法商品を没収する。違法経営額が5万元以上の場合、併せて違法経営額の5倍以下の罰金を科すことができる。違法経営額が無い場合、または違法経営額が5万元に満たない場合は、25万元以下の罰金を科すことができる。情状が深刻な場合、営業許可証を没収する。	1.経営者は、生産経営活動において、他人が一定の影響力を有する商品名称 、包装、装飾などと同一または近似した標識を無断で使用する混同模造行為を行い、他人の商品と誤認させたり他人との間に特定の関係が存在するよう誤解させたりしてはならない。 2.新規に製品を販売する場合、または新規に市場参入する場合、市場調査作業を実施し、特に競合品の商標、包装、装飾などを充分に把握し、オリジナルのデザインであることを堅持し、他人の商品と混同しないようにしなければならない。	全省市場監督管理部門不正競争防止監督管理機関
2	経営者は、他人が一定の影響力を有する企業名 、社会組織名、氏名を無断で使用してはならない。	経営者が、他人が一定の影響力を有する企業の名称（略称、屋号などを含む）、社会組織の名称　（略称などを含む）、氏名（ペンネーム、芸名、訳名などを含む）を無断で使用し、他人の商品または他人との間に特定の関係があるように誤認するよう誘導する。 例：小米科技公司が深圳 小米公司を訴えた事案など、商標権侵害や不正競争争議の事案。	☆☆☆☆☆	『中華人民共和国不正競争防止法』 第十八条第一項　　経営者が本法第六条の規定に違反し、混同行為を行った場合、監督検査部門が違法行為の停止を命令し、違法商品を没収する。違法経営額が5万元以上の場合、併せて違法経営額の5倍以下の罰金を科すことができる。違法経営額が無い場合、または違法経営額が5万元に満たない場合、併せて25万元以下の罰金を科すことができる。情状が深刻な場合、営業許可証を没収する。	経営者は、生産経営活動の中で、他人が一定の影響力を有する企業の名称（略称、屋号などを含む）、社会組織の名称（略称を含む）、氏名（ページネーム、芸名、訳名などを含む）を無断で使用しない。	全省市場監督管理部門不正競争防止監督管理機関
3	経営者は、他人が一定の影響力を有するドメインの主体部分、ウェブサイトの名称、ホームページなどを無断で使用してはならない。	経営者が、他人が一定の影響力を有するドメインの主体部分、ウェブサイトの名称、ホームページなどを無断で使用し、他人の商品と誤認させたり、他人との間に特定の関係が存在するように誤認させる。 例：権利者が有名企業である状況において、許可なく無断で、権利者のドメインの主体部分と同一または近似したドメインを登録し、且つ当該サイトで権利者のウェブサイトの文章、事例、図、デザイン要素などの内容を使用し、権利者の商品であると誤	☆☆☆	『中華人民共和国不正競争防止法』 第十八条第一項　　経営者が本 法第六条の規定に違反し、混同行為を行った場合、監督検査部門が違法行為の停止を命令し、違法商品を没収する。違法経営額が5万元以上の場合、併せて違法経営額の5倍以下の罰金を科すことができる。違法経営額が無い場合、または違法経営額が5万元に満たない場合、併せて25万元以下の罰金を科すことができる。情状が深刻な場合、営業許可証を没収する。	経営者は、生産経営活動において、他人が一定の影響力を有するドメインの主体部分、ウェブサイトの名称、ホームページなど（公益ウェブサイトを含む）を無断で使用する混同行為を行い、。他人の商品と誤認させたり、他人との間に特定の関係が存在するように誤認させてはならない。	全省市場監督管理部門不正競争防止監督管理機関

		認させたり、権利者と特定の関係があると誤認させ、人々をミスリードする。				
4	経営者は、他人の商品と誤認させたり、他人との間に特定の関係があると誤認させるに足るその他の混同行為を実施してはならない。	経営者が、他人が一定の影響力を有する商品の独特の形状、プログラムや欄目の名称、企業の標識、ウェブショップの名称、個人メディアの名称または標示、アプリソフトの名称または図表などと同一または近似する標識などを無断で使用するその他の行為。	☆☆☆	『中華人民共和国不正競争防止法』 第六条第四項　経営者は以下の混同行為を行い、他人の商品であると誤認させたり、他人との間に特定の関係があると誤認させたりしてはならない。 （四）他人の商品であると誤認させたり、他人との間に特定の関係があると誤認させるに足るその他の混同行為。 第十八条第一項　経営者が本法第六条の規定に違反し、混同行為を実施し他場合、監督検査部門が違法行為の停止を命令し、違法商品を没収する。違法経営額が5万元以上の場合、併せて違法経営額の5倍以下の罰金を科すことができる。違法経営額が無い場合、または違法経営額が5万元に満たない場合、併せて25万元以下の罰金を科すことができる。情状が深刻な場合、営業許可証を没収する。	経営者は、他人が一定の影響力を有する商品の独特の形状、プログラムや欄目の名称、企業の標識、ウェブショップの名称、個人メディアの名称または標示、アプリソフトの名称または図表などと同一または近似する標識などを無断で使用してはならない。	全省市場監督管理部門不正競争防止監督管理機関
5	経営者は、財物またはその他の手段により関連の企業または個人に賄賂を贈ってはならない。	経営者が、財物またはその他の手段で以下の企業または個人に賄賂を贈り、取引機会または競争の優位性を獲得する。 （一）取引相手の職員 （二）取引相手の委託を受けて観点の事務手続きを行う企業または個人 （三）職権または影響力を利用して取引に影響を与える企業または個人 例：某薬品経営企業は、某病院に薬品を販売し、暗に当該病院の薬品調達担当者に販売コミッションを与える。	☆☆☆☆☆	『中華人民共和国不正競争防止法』 第十九条　経営者が本法第七条の規定に違反して他人に賄賂を贈った場合、監督検査部門が違法所得を没収し、10万元以上300万元以下の罰金を科す。情状が深刻な場合、営業許可証を没収する。	1. 反商業賄賂の内部規則制度を構築する。 2. 反商業賄賂部門を設立し、専従のコンプライアンス担当者を配備する。 3. 社内財務制度、会計制度、監査制度を厳格且つ効果的に執行する。 4. 各レベルの従業員に対し、反商業賄賂研修を実施する。 5. 重点職場の監督及びリスク制御メカニズムを構築する。 6. 専門家を招聘してコンプライアンス審査に介入させ、規則違反者を処分する。	全省市場監督管理部門不正競争防止監督管理機関
6	経営者は、虚偽または誤解を招くような商業宣伝により消費者を欺瞞、ミスリードしてはならない。	経営者がその商品の性能、 効能、品質、販売状況、ユーザー評価、表彰歴などについて虚偽を弄したり誤解を招くような商業宣伝を行い、消費者を欺瞞、ミスリードする。具体的には以下のとおり： 1. 内容が虚偽で実際の状況と合致しない。	☆☆☆☆☆	『中華人民共和国不正競争防止法』 第二十条第一項　経営者が本法第八条の規定に違反し、その商品について虚偽または誤解を招くような商業宣伝を行った場合、または虚偽の取引などの方式を組織して他の経営者が虚偽または誤解を招くような商業宣伝を行う手助けをした場合、監督検査部門が違法行為の停止を命令し、20万元以上100万元以下の罰	1. 経営者は、経営場所内で商品のデモンストレーション、説明を行ったり、訪問販売や体験説明会、推奨説明会などを行う際に、その商品について虚偽または誤解を招くような商業宣伝を実施してはならない。	部門不正競争防止監督管理機関

		2.曖昧ではっきりせず、複数の意味のある表現を用いる。 3.部分的な事実のみ陳述し、人々に間違った連想をさせる。 例：国内小企業の製品を、国内外の著名企業の商品であると宣伝する。虚偽の評価、ニセの行列を作る（飯託、房託)。		金を科す。情状が深刻な場合、100万元以上200万元以下の罰金を科し、営業許可証を没収することができる。 『オンライン取引監督管理弁法』 第十四条第二項第四目　　オンライン取引経営者は、以下の方式により虚偽または誤解を招くような商業宣伝をして消費者を欺瞞、ミスリードしてはならない。 （四)虚構のクリック数、関心度などのデータ、及び虚構のいいね、投げ銭などの取引インタラクティブデータ。 第四十三条　　オンライン取引経営者が本弁法第十四条に違反した場合、『中華人民共和国不正競争防止法』の関連規定に基づいて処罰する。	2.虚偽宣伝してはならない商品に関する情報には、以下が含まれる。 (1)商品の自然属性情報　（例：商品の性能、効能、産地、用途、品質、成分、有効期限など） (2)商品の生産者 、経営　者の情報（例：資格、資産規模、受賞歴、有名企業、有名字との関係など） (3)商品の市場情報（例：価格、販売状況、ユーザー評価など） 3.経営者は、オンライマーケティング活動を行う中で、虚構のクリック数、関心度などの流量データ、虚構のいいね、投げ銭などのインタラクティブデータを用いて消費者を欺瞞、ミスリードしてはならない。	
7	経営者は、他の経営者による虚偽または誤解を招くような商業宣伝を手助けしてはならない。	経営者が組織虚偽の取引などの方式を組織することにより他の経営者による虚偽または誤解を招くような商業宣伝の手助けをする。 例：架空注文ややらせレビュー（虚構の取引量、取引額、ユーザー評価、虚偽のクチコミなど)を組織して、他の経営者の虚構の商業宣伝を手助けする。	☆☆☆☆☆	『中華人民共和国不正競争防止法』 第二十条第一項　経営者が本法第八条の規定に違反し、その商品について虚偽または誤解を招くような商業宣伝を行い、または虚偽の取引などの方法で他の経営者による虚偽または誤解を招くような商業宣伝を手助けした場合、監督検査部門が違法行為の停止を命令し、20万元以上100万元以下の罰金を科す。情状が深刻な場合，100万元以上200万元以下の罰金を科し、営業許可証を没収することができる。	経営者は、生産経営活動において、虚偽の取引などの方式を通じて商品の販売好調を偽造したり、真実でない評価を行い、他の経営者による虚偽または誤解を招くような商業宣伝を手助けしてはならない。	部門不正競争防止監督管理機関
8	経営者は、商業秘密を侵犯する行為を行ってはならない。	経営者が以下の行為を行った場合、商業秘密の侵犯に該当する。 1.窃盗、賄賂、詐欺、脅迫、電子侵入またはその他の不正な手段で権利者の商業秘密を取得した場合。 2.開示、使用または他人に使用を許可することにより第1条に挙げる手段で権利者の商業秘密を取得した場合。 3.守秘義務に違反して、または権利者の商業秘密 保持要求に違反して、把握している商業秘密を開示、使用または他人に使用を許可した場合。	☆☆☆	『中華人民共和国不正競争防止法』 第二十一条　　経営者及びその他の自然人、法人、非法人組織が本法第九条の規定に違反し、商業秘密を侵犯した場合、監督検査部門が違法行為の停止を命令し、違法所得を没収し、10万元以上100万元以下の罰金を科す。情状が深刻な場合，50万元以上500万元以下の罰金を科す。	1.守秘義務またはまたは権利者に関連する守商業秘密保護要求を厳格に遵守する。 2.他人の商業秘密を侵犯してはならない。従業員採用段階で注意事項、特に「転職」従業員が元の企業と既に労働契約関係を解除しているか否か、競業制限義務や商業秘密保持義務を負い承諾書を締結しているか否かに注意する。 リバースエンジニアリングを行う際には、リバースエンジニアリングをされる製品が合法的に取得したものであることを保証し、リバースエンジニアリングのプロセスにおいて「クリーンルーム」技術を実施して証拠を保存すること。	部門不正競争防止監督管理機関

		4.他人に守秘義務違反するよう、または権利者に関する商業秘密保守要求に違反するよう教唆、誘導、手助けし、権利者の商業秘密を取得、開示、使用または他人に使用させた場合。 例：：某企業の高級管理職が守秘義務に違反し、元の会社の商業秘密に関する資料を新任企業に持っていった。当該商業秘密資料は新任企業のために利益をあげた。				
9	経営者は違法な賞品付き販売を行ってはならない。	経営者が賞品付き販売を行う先に、以下の状況が存在する。 1.賞品付き販売の賞品の種類、賞品交換の条件、賞金の金額または賞品など、賞品付き販売の情報が不明確で、賞品の交換に影響を及ぼす。 2.経営者が賞品付きであると嘘をついたり、故意に内部で定めた人が当選するような欺瞞方式で賞品付き販売を行う。 3.賞品抽選式の賞品付き販売では、賞金の最高額が5万元を超える。 例：某新規開店のショッピングモールが、人気向上のために、賞品付き販売イベントを行い、一等賞の賞品が流行の電動車で、賞品付き販売の賞品最高額5万元を超過する。	☆☆☆	『中華人民共和国不正競争防止法』 第二十二条　経営者が本法第十条の規定に違反して賞品付き販売を行った場合、監督検査部門が違法行為の停止を命令し、5万元以上50万元以下の罰金を科す。	1.賞品、プレゼントが法律規定に合致することを保証する。 2.賞を設ける種類、交換の条件、賞金額または賞品など、賞品付き販売情報の発表は、明確でなければならない。 3.発表済の賞品付き販売情報について無断で消費者に不利な変更をしてはならない。 4.賞品付きであるとうそをついたり、当選に人為的に関与したりすることを禁止する。 5.抽選式賞品付き販売の最高賞金額が5万元を超えないこと。 6.経営者が販促活動において提供する賞品やプレゼントは、国家関連規定に合致していなければならず、不得以　権利侵害品、不合格品、国家が淘汰を命じ販売を停止している商品などを賞品またはプレゼントにしてはならない。 7.『販促行為規範化暫定規定』（国家市場監督管理総局令第32号）を更に学習する。	部門不正競争防止監督管理機関
10	経営者は、虚偽の情報またはミスリードするような情報を偽造、伝播して競争相手の商業的信用や商品の名声を損なってはならない。	経営者が虚偽の情報を作成、伝播したり、真実ではあるが部分的な事実に過ぎず、間違った想像を引き起こしやすいミスリード性情報であり、競争相手の商業信用、商品の名声について悪意の中傷を行い、競争相	☆☆☆	『中華人民共和国不正競争防止法』 第十一条　経営者は、虚偽の情報またはミスリードするような情報を偽造、伝播して競争相手の商業的信用や商品の名声を損なってはならない。 第二十三条　　経営者が本法第十一条の規定に違反して競争相手の商業的信用、商品の名声を損なった場	経営者は、生産経営活動において、虚偽の情報またはミスリードするような情報を偽造、伝播して競争相手の商業的信用や商品の名声を損なってはならない。 注意：競争相手には、同一または近似する商品やサービス、相似した効能がある商品やサ	部門不正競争防止監督管理機関

		手の取引機会や競争の優位性を無くし、自らのために不正な利益を貪る。 例：競争相手の賞品に品質問題があり、関連部門から調査を受けていると根拠のない主張をする。		合、監督検査部門が違法行為を停止し、影響を除去するよう命令し、10万元以上50万元以下の罰金を科す。情状が深刻な場合，50万元以上300万元以下の罰金を科す。	ービス、相互に代替可能な商品やサービスの経営者を含むほか、消費者の注意力、購買力などの商業的利益の争奪を競う経営者も含まれる。 例：不動産企業や金融企業は、社会の資金フローの争奪により競争相手となり得る。	
11	経営者は、技術的手段を利用して、ユーザーの選択に影響を及ぼす方式やその他の方式により、他の経営者が合法的に提供するオンライン商品またはサービスの正常な運行を妨害、破壊する行為を行ってはならない。	経営者が技術的手段を利用し、ユーザーの選択に影響を及ぼす方式やその他の方式により、他の経営者が合法的に提供するオンライン商品またはサービスの正常な運行を妨害、破壊する以下の行為を行う。 （一）他の経営者の同意を得ず、その合法的に提供するオンライン商品またはサービスにおいて、リンク表示を挿入し、強制的にターゲットにジャンプさせる。 （二）他の経営者が合法的に提供するオンライン商品またはサービスを、ミスリード、欺瞞、脅迫によりユーザーに修正、閉鎖、アンロードさせる。 （三）悪意で、他の経営者が合法的に提供するオンライン商品やサービスに互換性をもたせない。 （四）他の経営者が合法的に提供するオンライン商品やサービスの正常な運行を妨害、破壊するその他の行為。 例：ユーザーがオンラインのクライアントサイドに登録する際、自動的に経営者のウェブサイトまたはプラットフォームにジャンプする、他の競争相手のソフトウェアに対し悪意で互換性を無くするなど。	☆☆☆	『中華人民共和国不正競争防止法』 第二十四条　経営者が本法本法第 十二条の規定に違反し、他の経営者が合法的に提供するオンライン商品またはサービスの正常な運行を妨害、破壊した場合、監督検査部門が違法行為の停止を命令し、10万元以上50万元以下の罰金を科す。情状が深刻な場合、50万元以上300万元以下の罰金を科す。	1. 経営者は、技術的手段を利用し、ユーザーの選択に影響を及ぼす方式やその他の方式により、他の経営者の同意を得ずにその合法的に提供するオンライン商品またはサービス中にリンク表示を挿入し、強制的にターゲットにジャンプさせてはならない。 2. 経営者は、技術的手段を利用し、ユーザーの選択に影響を及ぼす方式やその他の方式により、他の経営者が合法的に提供するオンライン商品またはサービスを、ミスリード、欺瞞、脅迫によりユーザーに修正、閉鎖、アンロードさせてはならない。 3. 経営者は、技術的手段を利用し、ユーザーの選択に影響を及ぼす方式やその他の方式により、悪意で、他の経営者が合法的に提供するオンライン商品やサービスの互換性を無くしたりしてはならない。 4. 経営者は、技術的手段を利用し、ユーザーの選択に影響を及ぼす方式やその他の方式により、他の経営者が合法的に提供するオンライン商品やサービスの正常な運行を妨害、破壊する行為を行ってはならない。	部門不正競争防止監督管理機関

華鐘諮詢

コンプライアンス行為のタイプ：オンライン取引類

No.	コンプライアンス事項	常見される違法行為	リスク等級	法的根拠及び違法責任	コンプライアンス提案	指導機関
1	プラットフォーム経営者は、入居申請する経営者が提出した情報に対し、法定の検査、登記、更新、保存義務を履行しなければならない。	1.プラットフォームに入居して商品販売またはサービス提供することを申請する経営者に対し、その身元、住所、連絡方法、行政許可などの真実の情報の提出を求めていない。 2.プラットフォーム内経営者の身元情報に対して検査、登記を行わず、登記档案を作成していない。 3.入居経営者の身元情報に対して定期的な検査、更新を行っていない。 例：某出前プラットフォームの飲食サービス提供者がネット上で公示した許可証情報が虚偽であったり、許可証が既に抹消されているが、プラットフォーム経営者は定期検査や更新の義務を尽くさない。	☆☆☆	『中華人民共和国電子商取引法』 第八十条第一項第一目　電子商取引プラットフォーム経営者が以下の行為のうち一つに該当する場合、関連の主管部門が期限を定めて改正を命令する。期限を過ぎても改正しない場合、2万元以上10万元以下の罰金を科す。情状が深刻な場合 ，休業、整理を命令し、併せて10十万元以上50万元以下の罰金を科す。 （一）本法第二十七条に規定する検査、登記義務を履行しない場合。 『オンライン取引監督管理弁法』 第二十四条第一項　オンライン取引プラットフォーム経営者は、入居して商品販売またはサービス提供することを申請する経営者に対し、その身元、住所、連絡方法、行政許可などの真実の情報の提出を求め，その検査、登記を行い、登記档案を作成しなければならない。少なくとも6ヵ月に1度、検査、更新を行わなければならない。 第四十七条　オンライン取引プラットフォーム経営者が本弁法第二十四条第一項 、第二十五条第二項、第三十一条に違反し、法定のチェック義務、登記義務、関連の情報提出義務、商品やサービス情報、取引情報の保存義務を履行しない場合、『中華人民共和国電子商取引法』第八十条の規定に従って処罰する。	プラットフォーム内経営者の資格の審査、検査、登記作業メカニズムを構築する際、プラットフォーム経営者は以下を実施しなければならない： 1.プラットフォームに入居して商品販売またはサービス提供することを申請する経営者に対し、その身元、住所、連絡方法、行政許可などに関する真実の情報を提供するよう求める。 2.プラットフォーム内経営者が提出した情報に対してチェック、登記を行い、情報が真実で有効であることを確保し、登記档案を作成する。 3.少なくとも6ヵ月に1回、プラットフォーム内経営者の登記情報、許可情報、個人の身元、住所、連絡方法などの情報をチェックする。情報に変更があることが発覚した場合、速やかに変更を提示し、関連情報の変更や修正に協力しなければならない。業界の特徴に基づき、消費者の生命や健康に関連する商品またはサービスを提供するプラットフォーム内経営者についてはチェックの頻度を増やさなければならない。	全省市場監督管理部門オンライン取引監督管理機関
2	プラットフォーム経営者は、プラットフォーム内経営者の身元情報について、定期的な報告義務を履行しなければならない。	1.規定どおりに省級市場監督管理部門に定期的にプラットフォーム内経営者の身元情報を提出していない。 2.国家市場監督管理総局が下したデータ基準どおりにプラットフォーム内経営者の身元情報データを提出していない、データ項目の記入が不完全で報告すべき内容が尽くされていない。	☆☆☆☆☆	『オンライン取引監督管理弁法』 第四十七条　オンライン取引プラットフォーム経営者が本弁法第二十四条第一項、第二十五条第二項、第三十一条に違反し、法定のチェック義務、登記義務、関連情報の提出義務、商品やサービスの情報、取引情報の保存義務を履行していない場合、『中華人民共和国電子商取引法』 第八十条の規定に従い処罰する。 『中華人民共和国電子商取引法』	オンライン取引プラットフォーム経営者は、プラットフォーム内経営者の身元情報データを提出する義務を履行し、毎年1月と7月にそれぞれ住所地の省級市場監督管理部門にプラットフォーム内経営者の身元情報を提出する。 1.総局が制定するデータ提出テンプレートの書式に従って、プラットフォーム内経営者の身元情報を提出する。	全省市場監督管理部門オンライン取引監督管理機関

				第八十条第一項第二目　電子商取引プラットフォーム経営者に以下の行為のうちひとつがあった場合、関連主管部門が期限を定めて改正を命令する。期限を過ぎても改正しない場合、2万元以上10万元以下の罰金を科す。情状が深刻な場合、業務停止、整理を命令し、併せて10万元以上50万元以下の罰金を科す。 （二）本法第二十八条の規定どおりに市場監督管理部門、税務部門に関連の情報を提出していない。	2. 現在データ提出にはクライアントサイドでデータテンプレート文書と結合する形式で提出する。 (1)クライアントサイドから提出する。データサイズが比較的大きいオンライン取引プラットフォームは、総局が分配するデータ提出クライアントサイドから提出する。関連するオンライン取引プラットフォーム経営者及び具体的な要求については別途通知する。 (2)テンプレートで提出する。データサイズが比較的小さいかまたは技術サポート力の無いオンライン取引プラットフォームは、テンプレート文書の方式を用いて提出する。 3. オンライン取引プラットフォーム経営者は、国家市場監督管理総局が発行した提出用テンプレートに全面的に基づいて、データ標準要求に従いプラットフォーム内経営者の身元情報 データを提出し、データ項目が完全であることを保証し、報告すべき項目は全て報告しなければならない。	
3	プラットフォーム経営者は、プラットフォーム内経営者の身元情報 、商品やサービスの情報、取引情報について、保存義務を負わなければならない。	1. プラットフォーム経営者が、プラットフォーム上で発表する商品やサービスの情報、取引情報を記録、保存していない。 2. プラットフォーム経営者がプラットフォーム上で発表する商品の情報、支払記録などの取引情報を保存する期間が、取引完了日から3年を下回る。 3. プラットフォーム経営者がプラットフォーム内業者の身元情報を保存する期間が、同者がプラットフォームから退出した日から3年を下回る。	☆☆☆	『オンライン取引監督管理弁法』 第四十七条　オンライン取引プラットフォーム経営者が本弁法第二十四条第一項、第二十五条第二項、第三十一条に違反し、法定のチェック義務、登記義務、関連情報の提出義務、商品やサービスの情報、取引情報の保存義務を履行していない場合、『中華人民共和国電子商取引法』 第八十条の規定に従い処罰する。 『中華人民共和国電子商取引法』 第八十条第一項第四目　電子商取引プラットフォーム経営者が以下の行為のうちひとつに該当する場合、関連主管部門が期限を定めて改正を命令する。期限を過ぎても改正しない場合、2万元以上10万元以下の罰金を科す。情状が深刻な場合、業務停止、整理を命令し、併せて10万元以上50万元以下の罰金を科す。 （四）本法第三十一条に規定する商品やサービスの情報、取引情報の保存義務を履行しない場合。	プラットフォーム内経営者の身元情報、商品またはサービス情報など関連の情報の保存んちすいて、オンライン取引プラットフォーム経営者は以下を実行しなければならない： 1. プラットフォーム上で発表した商品やサービスの情報、取引情報を記録、保存し、併せて情報の完全性、守秘性、可用性を確保する。 2. プラットフォーム内経営者の身元情報の保存期間は、同者がプラットフォームから退出した日から3年を下回らない。 3. 商品またはサービス情報、支払い記録、物流配送、返品交換、アフターサ	全省市場監督管理部門オンライン取引監督管理機関

華鐘諮詢

					ービスなどの取引情報の保存期間は、取引完了日から3年を下回らない。 法律、行政法規が別途規定を有する場合は、その規定を参照する。	
4	プラットフォーム内経営者の違法行為に対し、電子商取引プラットフォーム経営者は必要な措置を取らなければならない。	1. プラットフォーム内経営者が規定に違反し、トップページの分かり易い位置に営業許可証情報、行政許可情報、市場主体の登記手続きが不要であることに関する情報、または上記情報のリンク表示を示しておらず、プラットフォーム経営者がこれに対して必要な措置をとっていない。 2. プラットフォーム内経営者が電子商取引の経営を終了したが、トップページの分かり易い位置に電子商取引の終了に関する情報を継続的に公示しておらず、プラットフォーム経営者がこれに対して必要な措置をとっていない。	☆☆☆☆☆	『中華人民共和国電子商取引法』 第七十六条　電子商取引経営者が本法の規定に違反し、以下の行為のうち一つに該当する場合、市場監督管理部門が期限を定めて改正を命令し、１万元以下の罰金を科すことができ、そのうち電子商取引プラットフォーム経営者に対しては、本法第八十一条第一項の規定に従い処罰する。 （一）トップページの分かり易い位置に営業許可証情報、行政許可情報、市場主体登記手続が要らない状況などを公示していない、または上記の情報のリンクを表示していない。 （二）トップページの分かり易い位置に、電子商取引の終了に関する情報を継続的に公示していない。 （三）ユーザー情報の検索、更正、削除、及びユーザー抹消の方式、手順が明示されていない。またはユーザー情報の検索、更正、削除及びユーザーの抹消に不合理な条件を設ける。 電子商取引プラットフォーム経営者が、前項の規定に違反したプラットフォーム内経営者に対し必要な措置を講じていない場合、由市場監督管理部門ば期限を定めて改正を命令し、二万元以上十万元以下の罰金を科すことができる。	1. 電子商取引プラットフォーム経営は、プラットフォーム内経営者の違法行為を処理する義務を履行しなければならない。 2. プラットフォーム内経営者が、トップページの分かり易い位置に営業許可証情報、行政許可情報、市場主体登記手続が要らない状況などを公示しておらず、情報公示義務に違反する行為が発覚した場合、電子商取引プラットフォーム経営者は、法律、法規、規則の規定に従い、またはプラットフォームサービス協議や取引規則に基づき、警告、暫時停止、サービス終了などの処理措置を講じる。	全省市場監督管理部門オンライン取引監督管理機関
5	プラットフォーム経営者は、プラットフォームサービス協議や取引規則の公示義務を履行しなければならない。	例： プラットフォーム経営者が、そのトップページの分かり易い位置に公示プラットフォームサービス協議や取引規則情報または上述情報のリンク表示を継続的に公示しない。	☆☆☆	『中華人民共和国電子商取引法』 第三十三条　　電子商取引プラットフォーム経営者は、そのトップページの分かり易い位置にプラットフォームサービス協議や取引規則の情報または上記の情報のリンク表示を継続的に公示すると共に、経営者や消費者が便利に完全に閲覧、ダウンロードできることを保証しなければならない。 第八十一条第一項第一目　　電子商取引プラットフォーム経営者が本法の規定に違反し、以下の行為のうち一つに該当する場合、市場監督管理部門が期限を定めて改正を命令し、2万元以上10万元以下の罰金を科すことができる。情状が深刻な場合、10万元以上50万元以下の罰金を科す。	1. プラットフォームサービス協議や取引規則は、そのトップページの分かり易い位置に公示しなければならない。 2. 公示は継続して行わなければならない。「継続的」とは、電子商取引プラットフォームの全経営期間を指す。 3. 公示の対象は、情報とすることも、情報のリンク表示とすることもできる。 4. 公示の方式は、経営者や消費者が便利で完全に閲覧、ダウンロードできるようにしなければならない。	全省市場監督管理部門オンライン取引監督管理機関

華鐘諮詢

				(一)トップページの分かり易い位置に、プラットフォームサービスの協議、取引規則の情報または上記の情報のリンク表示を継続的に公示していない。		
6	プラットフォーム経営者は、プラットフォーム経営者の自営業務とプラットフォーム内経営者が実施する業務を区分して標記しなければならず、消費者をミスリードしてはならない。	プラットフォーム経営者が消費者をミスリードし、プラットフォーム上で自らが実施する自社業務とプラットフォーム内ショップが実施する業務を分かり易い方法で区別して標記していない。	☆☆☆	『中華人民共和国電子商取引法』 第八十一条第一項第三目　電子商取引プラットフォーム経営者が本法の規定に違反し、以下の行為のうち一つに該当する場合、市場監督管理部門が期限を定めて改正を命令し、2万元以上10万元以下の罰金を科すことができる。情状が深刻な場合、10万元以上50万元以下の罰金を科す。 (三)自らが実施する自社業務とプラットフォーム内ショップが実施する業務を分かり易い方法で区別して標記していない。	1.プラットフォーム経営者がそのプラットフォーム上で自営業務を実施する場合、自らが実施する自社業務とプラットフォーム内ショップが実施する業務を分かり易い方法で区別して標記しなければならない。「分かり易い方法」とは、消費者に業務タイプを理解してもらうに足る方法を指し、例えば「自営」などの表記である。 2.プラットフォーム経営者は、自営と表示する業務について商品販売者またはサービス提供者としの民事責任を負わなければならない。	全省市場監督管理部門 オンライン取引監督管理機関
7	プラットフォーム経営者がプラットフォームサービス協議や取引規則を改訂する場合、法定義務を履行しなければならない。	1.プラットフォーム経営者がプラットフォームサービス協議や取引規則を改訂し、そのトップページの分かり易い位置にコメントを公開請求していない。 2.プラットフォーム経営者が、規定の時間通りに（少なくとも実施の7日前までに)サービス協議や取引規則の改訂内容を事前公示していない。	☆☆☆☆☆	『中華人民共和国電子商取引法』 第八十一条第一項第二目　電子商取引プラットフォーム経営者が本法の規定に違反し、以下の行為のうちひとつに該当する場合、市場監督管理部門が期限を定めて改正を命令し、2万元以上10万元以下の罰金を科すことができる。情状が深刻な場合、10万元以上50万元以下の罰金を科すことができる。 (二)取引規則を改訂したが、トップページの分かり易い位置にて意見の公開請求を行わず、規定の時間通りに改訂内容を事前公示していない、またはプラットフォーム内経営者の退出を阻止している。	プラットフォーム経営者は、プラットフォームサービス協議や取引規則を改訂する場合、公開の原則を遵守しなければならない。 1.改訂プロセスに参加し公開する。トップページの分かり易い位置にて意見を公開請求し、合理的な措置を講じて関係各者が適時充分に意見を表明できるよう保証しなければならない。 2.改訂内容は公示しなければならない。改訂内容を実施する前に、少なくとも7日間の公示期間を要する。	全省市場監督管理部門 オンライン取引監督管理機関
8	プラットフォーム経営者は消費者に評価の経路を提供するものとし、消費者の真実の評価を削除してはならない。	1.プラットフォーム経営者が消費者に対し、プラットフォーム内で販売される商品または提供されるサービスについて評価を行うルートを提供していない。 2.プラットフォーム経営者が消費者の真実の評価を削除することにより管理し、商品やサービスの紹介を歪曲する。	☆☆☆	『中華人民共和国電子商取引法』 第八十一条第一項第四号　電子商取引プラットフォーム経営者が本法の規定に違反し、以下の行為のうち一つに該当する場合、市場監督管理部門が期限を定めて改正を命令し、2万元以上10万元以下の罰金を科すことができる。情状が深刻な場合、10万元以上50万元以下の罰金を科す。 (四)消費者に対して、プラットフォーム内で販売される商品または提供されるサービスを評価するルートを提供していない、または無断で消費者の評価を削除する。	1.プラットフォーム経営者は、信用評価規則の内容を公示しなければならない。 2.プラットフォーム経営者は、消費者に対してプラットフォーム内で販売される商品または提供されるサービスを評価するルートを提供し、評価内容を公開しなければならない。 3.プラットフォーム経営者は、消費者がそのプラットフォーム内で販売され	全省市場監督管理部門 オンライン取引監督管理機関

					る商品または提供されるサービスの真実の評価を削除してはならない。	
9	プラットフォーム経営者は、プラットフォーム内経営者の消費者の合法的権益を侵害する行為に対し、必要な措置を講じる義務、プラットフォーム内経営者の資格を審査する義務、消費者の安全を保障する義務を履行しなければならない。	1.プラットフォーム内で食品を販売するショップに許可を取得していなかったり、届出を行っていない問題が存在するが、プラットフォーム経営者が資格、資質審査の義務を尽くしていない。 2.プラットフォーム内で食品を販売するショップに許可証期限切れの問題が存在するが、プラットフォーム 経営者が資格、資質審査の義務を尽くしていない。 3.発現プラットフォーム内経営者が、新国標に適合しない、無強制性製品認証（CCC認証)電動自転車及びその関連製品を販売し、プラットフォーム経営者が必要な措置を講じていない。	☆☆☆	『中華人民共和国電子商取引法』 第三十八条　　電子商取引プラットフォーム経営者が、プラットフォーム内経営者が販売する商品または提供するサービスが人身、財産の安全を保障する要求に合致していないこと、または消費者の合法的権益を侵害するその他の行為があることを知りながら、または知るべき状況でありながら、必要な措置を講じていない場合、法に基づき当該プラットフォーム内経営者に連帯責任を負うものとする。 消費者の生命、健康にかかわる商品またはサービスについて、電子商取引プラットフォーム経営者がプラットフォーム内経営者の資質、資格の審査義務を尽くしていない、または消費者に対して安全保障義務を尽くしておらず、消費者に損害を与えた場合、法に基づき相応の責任を負わなければならない。 第八十三条　　電子商取引プラットフォーム経営者が本法第三十八条の規定に違反し、プラットフォーム内経営者が消費者の合法的権益を損なう行為に対して必要な措置を講じていない、またはプラットフォーム内経営者に対する資質、資格審査義務を尽くしていない、または消費者に対する安全保障義務を尽くしていない場合、市場監督管理部門が期限を定めて改正を命令し、5万元以上50万元以下の罰金を科すことができる。情状が深刻な場合、業務停止、整理を命令し、併せて50万元以上200万元以下の罰金を科す。	1.プラットフォーム経営者は、プラットフォームに参入して商品を販売、サービスを提供する経営者に対し、その身元、住所、連絡方法、行政許可などの真実の情報を提出するよう求め、検査、登記を行い、登記档案を作成し、定期的にチェック、更新しなければならない。 2.プラットフォーム経営者は、プラットフォーム内経営者及び同人が発表する商品またはサービスの情報について、検査管理制度を構築しなければならない。 3.プラットフォーム経営者は、プラットフォーム内の商品またはサービスの情報が市場監督管理の法律、法規、規則に違反しており、国家の利益や社会公共の利益を損なっていることや、公序良俗に反していることを発見した場合、法に基づき必要な処置、措置を講じ、関連の記録を保存すると共に、プラットフォーム住所地の県級以上の市場監督管理部門に報告しなければならない。	全省市場監督管理部門オンライン取引監督管理機関
10	電子商取引プラットフォーム経営者は、知的財産権保護の規則を作成し、知的財産権の権利者との合作を強化し、法に基づき知的財産権を保護しなければならない。	1.電子商取引プラットフォーム経営者が、知的財産権保護規則を作成していない。 2.電子商取引プラットフォーム経営者は、知的財産権権利者からその知的財産権が侵害されているという通知を受けたとき、またはそれを知ったとき、プラットフォーム内経営者が知的財産権を侵犯していることを知った後速やかに削除、遮断、リンク切断、取引やサービスの終了などの必要な措置を講じていない。	☆☆☆☆☆	『中華人民共和国電子商取引法』 第四十二条第一項、第二項　　知的財産権の権利者が、自身の知的財産権が侵害を受けていると見なす場合、電子商取引プラットフォーム経営者に対し、削除、遮断、リンク切断、取引やサービスの終了などの必要な措置を講じるよう通知する権利を有する。通知には、権利侵害を構成する初歩的な証拠を含むものとする。 電子商取引プラットフォーム経営者は通知を受け取った後、速やかに必要な措置を講じなければならず、併せて当該通知をプラットフォーム内経営者に転送する。速やかに必要な措置を講じない場合、損害の拡大部	1.電子商取引プラットフォーム経営者は、知的財産権保護規則を制定し、知的財産権権利者との合作を強化し、知的財産権侵害の処理フローを規範化、最適化しなければならない。 2.電子商取引プラットフォーム経営者は、受け取った通知、声明及び処理結果を速やかに公示すること。 3.プラットフォーム経営者は、通知を受け取った後、電子商取引プラットフォーム経営者に対し、権利侵害行為	全省市場監督管理部門オンライン取引監督管理機関

華鐘諮詢

				分についてプラットフォーム内経営者と連帯責任を負う。 第四十五条　電子商取引プラットフォーム経営者は、プラットフォーム内経営者が知的財産権を侵害していることを知ったとき、または知るべき状況において、削除、遮断、リンク切断、取引やサービスの終了などの必要な措置を取らなければならない。必要な措置を講じない場合、権利侵害者と連帯責任を負う。 第八十四条　電子商取引プラットフォーム経営者が本法第四十二条 、第四十五条の規定に違反し、プラットフォーム内経営者に知的財産権侵犯行為があったが法律どおりに必要な措置を講じていない場合、関連の知的財産権行政部門が期限を定めて改正を命令する。期限を過ぎても改正しない場合、5万元以上50万元以下の罰金を科す。情状が深刻な場合 ，50万元以上200万元以下の罰金を科す。	が存在しない旨の声明を提出することができる。声明には、権利侵害行為が存在しないことの初歩的な証拠を含むものとする。 4.電子商取引プラットフォーム経営者は、声明を受け取った後、当該声明を、通知を発行した知的財産権権利者に転送し、併せて権利者に、関連主管部門にクレームを提出するか若しくは人民法院に訴訟を起こすことができることを告知しなければならない。 電子商取引プラットフォーム経営者が声明を知的財産権権利者に転送した後、15日以内に権利者のクレーム提出や提訴の通知が来ない場合、講じた措置を速やかに終了しなければならない。 5.電子商取引プラットフォーム経営者は、法に基づき知的財産権の保護を強化し、商品の知的財産権リスクの巡回調査を行い、プラットフォーム管理者の知的財産権侵害に関するクレーム処理能力を向上させなければならない。 知的財産権に関する法律法規研修やPRを実施し、プラットフォーム内経営者の知的財産権保護意識を向上させなければならない。	
11	プラットフォーム経営者は、顕著な方法で市場主体登記手続き済の経営者と未登記の経営者を区分して標記しなければならない。	プラットフォーム経営者が分かり易い方式で営業許可証取得済の経営者と未取得の経営者を区分して標記していない。	☆☆☆	『オンライン取引監督管理弁法』 第四十八条　オンライン取引プラットフォーム経営者が本弁法第二十七条、第二十八条、第三十条に違反した場合、市場監督管理部門が期限を定めて改正を命令し、期限を過ぎても改正しない場合、1万元以上3万元以下の罰金を科す。	プラットフォーム経営者は、市場主体登記済の経営者と未登記の経営者について、分かり易い方式で区分して標記し、消費者が明確に判別できるようにしなければならない。	全省市場監督管理部門 オンライン取引監督管理機関
12	プラットフォーム経営者がプラットフォームサービス協議や取引規則を改訂する場合、法律規定に適合しなければならない。	1.プラットフォーム経営者が、改訂後バージョンの発効日前3年間の全てのバージョンのプラットフォームサービス協議及び取引規則を完全に保存していない。 2.プラットフォーム経営者が、経営者や消費者が、過去の全てのバージョンのプラッ	☆☆☆	『オンライン取引監督管理弁法』 第四十八条　オンライン取引プラットフォーム経営者が本弁法第二十七条、第二十八条、第三十条に違反した場合、市場監督管理部門が期限を定めて改正を命令し、期限を過ぎても改正しない場合、1万元以上3万元以下の罰金を科す。	プラットフォームサービス協議や取引規則の改訂について、オンライン取引プラットフォーム経営者は以下を実行しなければならない。 1.改訂後バージョンの発効日前3年間の全てのバージョンを完全に保存する。	全省市場監督管理部門 オンライン取引監督管理機関

華鐘諮詢

		トフォームサービス協議及び取引規則を便利且つ完全に閲覧し、ダウンロードすることを保証できない。			2. 経営者や消費者が改訂後バージョンの発効日前3年間の全てのバージョンのプラットフォームサービス協議及び取引規則を便利且つ完全に閲覧し、ダウンロードできることを保証しなければならない。	
13	プラットフォーム経営者は、プラットフォーム内経営者の違法行為に対して講じる処理措置を適時対外的に公示しなければならない。	プラットフォーム経営者がプラットフォーム内経営者の違法行為に対して警告、サービスの暫時停止または終了の処理措置をとるが、法定期限内に公示していない。 例：プラットフォーム経営者が入居業者の違法行為に対して店舗遮蔽の処理措置をとるが、速やかに公示していない。	☆☆☆☆☆	『オンライン取引監督管理弁法』 第四十八条　オンライン取引プラットフォーム経営者が本弁法第二十七条、第二十八条、第三十条に違反した場合、市場監督管理部門が期限を定めて改正を命令し、期限を過ぎても改正しない場合、1万元以上3万元以下の罰金を科す。	1. プラットフォーム内経営者の違法行為に対して講じた懲罰性処理措置は、速やかに対外的に公示しなければならない。 2. 処理措置の公示には、プラットフォーム内経営者のネットショップ名、違法行為、処理措置などの情報を明記しなければならない。 3. プラットフォーム内経営者の違法行為に対して講じた警告、サービスの暫時停止などの短期処理措置に関する情報は、処理措置の実施期間満了の日まで継続的に公示しなければならない。	全省市場監督管理部門オンライン取引監督管理機関
14	オンライン商品販売者は、無断で7日間クーリングオフを適用しない商品の範囲を拡大してはならない。	返品を適用する商品の範囲を無断で縮小し、且つ法定の返品不適用の状況に合致しない。 例：オンライン商品販売者が、製品に7日間クーリングオフを適用しないと明示することにより消費者が7日間クーリングオフする権利を排除している。但し、明示した商品のタイプは法定の不適用状況に該当しない。	☆☆☆	『オンライン購入商品7日間クーリングオフ暫定弁法』 第六条　以下の商品には7日間クーリングオフを適用しない。 （一）消費者がオーダーメイドした商品 （二）生鮮で腐りやすい商品 （三）オンラインでダウンロードした、または消費者が開封した音響映像製品、コンピューターソフトウェアなどのデジタル化商品 （四）引渡した新聞、刊行物 第七条　以下の性質の商品は、消費者が購入時に確認した場合、7日間クーリングオフ規定を適用しなくてもよい。 （一）開封後は人身の安全または生命健康に影響を及ぼしやすい商品、または開封後は商品の品質に変化を招きやすい商品 （二）一旦活性化すれば、または試用後に、価値が大きく落ちる商品	1. オンライン商品販売者は、法に基づき7日間クーリングオフを履行する義務を負う。7日間クーリングオフを適用しない商品については明確に表記し、消費者の確認を得なければならない。 2. オンライン取引プラットフォーム提供者は、プラットフォーム上のオンライン商品販売者が7日間クーリングオフ義務を履行するよう指導、督促し、監督管理を行い、技術保障を提供しなければならない。 3. オンライン商品販売者が『オンライン購入商品7日間クーリングオフ暫定弁法』の規定よりも消費者に有利な7日間クーリングオフを行うことを奨励する。	全省市場監督管理部門オンライン取引監督管理機関、消費者権益保護機関

華鐘諮詢

				（三）販売時に既に明示している品質保証期間期間満了が近い商品、瑕疵のある商品。 第三十条　オンライン商品販売者が本弁法第六条、第七条の規定に違反し、7日間クーリングオフを適用しない商品の範囲を無断で拡大した場合、『消費者権益保護法』第五十六条第一項第（八）目の規定に照らして処罰する。 『中華人民共和国消費者権益保護法』 第五十六条第一項第八目　　経営者が以下の状況のうちひとつに該当する場合、相応の民事責任を負うものとし、他の関連法律法規が処罰機関や処罰方式について規定を有する場合、法律法規の規定に従って実施する。法律法規に規定がない場合、工商行政管理部門またはその他の関連行政部門が改正を命令し、情状に基づき警告、違法所得の没収、違法所得の1倍以上10倍以下の罰金を科し、警告 、違法所得の没収 、違法所得の1倍以上10倍以下の罰金のうち、ひとつまたは複数を科すことができる。違法所得が無い場合、50万元以下の罰金を科す。情状が深刻な場合は業務停止、整理を命令し、営業許可証を没収する。 （八）消費者が提出した修理、作り直し、交換、返品、商品数量の補填、貨物代金、サービス費用の返還や損失賠償の要求に対し、故意に引き延ばしたり理由なく拒絶したりしてはならない。	4. オンライン商品販売者は、7日間クーリングオフを適用しない商品範囲を無断で拡大してはならない。	
15	オンライン商品販売者は、消費者の返品請求を故意に引き延ばしたり、理由なく拒絶したりしてはならない。	1. 消費者が開封し、検査したことが商品の完全性に影響を及ぼすことを理由に返品を拒否した。 2. 消費者の返品要求を受けた日から15日を超えても返品手続きをしていない。 3. 消費者に対し、真実で正確な返品先住所、返品担当者などの有効な連絡情報を提供せず、消費者が返品手続を行えない。 4. 返品商品を受理した日から15日を過ぎても消費者に返金しない。	☆☆☆	『オンライン購入商品7日間クーリングオフ暫定弁法』 第三十一条　オンライン商品販売者が本弁法の規定に違反し、以下の状況のうちひとつに該当する場合、『消費者権益保護法』第五十六条第一項第（八）目の規定に照らして処罰する。 （一）購入時に消費者の確認を得ず、無断で商品に7日間クーリングオフを適用しないことを理由に、または消費者が開封、チェックしたことが商品の完全性に影響を与えることを理由に、返品を拒否した場合。 （二）消費者の返品要求を受けた日から15日を過ぎても返品手続を行わない場合、または消費者に真実で正確な返品先住所、返品担当者などの有効な連絡情報を提供しないために消費者が返品手続を行えない場合。	1. オンライン商品販売者の商品が完全であるという判断は、『オンライン購入商品7日間クーリングオフ暫定 弁法』第八条の規定に基づき、商品が本来の品質、機能を保持することができ、商品本体、部品、商標ラベルが完全である場合に、商品が完全であると見なす。消費者が検査の必要から商品の包装を開封すること、または商品の品質、効能を確認するために合理的な調整テストを行うことは、商品の完全性に影響を及ぼさない。	全省市場監督管理部門 オンライン取引監督管理機関、 消費者権益保護機関

華鐘諮詢

				（三）返品商品を受領した日から15日を過ぎても消費者に支払い済の商品代金を返還していない場合。 『中華人民共和国消費者権益保護法』 第五十六条　経営者が以下の状況のうちひとつに該当する場合、相応の民事責任をおうほか、他の関連法律法規が処罰機関や処罰方式について規定を有する場合、法律法規の規定に照らして執行する。法律法規に規定がない場合は、工商行政管理部門またはその他の関連行政部門が改正を命令し、情状に応じて、警告、違法所得の没収、違法所得の1倍以上10倍以下の罰金、違法所得が無い場合は50万元以下の罰金のうちひとつまたは複数を執行することができる。情状が深刻な場合は業務停止、整理を命令し、営業許可証を没収する。 （八）消費者が提出した修理、作り直し、交換、返品、商品数量の補填、貨物代金、サービス費用の返還や損失賠償の要求に対し、故意に引き延ばしたり理由なく拒絶したりしてはならない。	2. オンライン商品販売者の商品が不完全であるという判断は、『オンライン購入商品7日間クーリングオフ暫定弁法』第九条の規定に基づき、商品の品質、機能の検査や確認の必要性を逸脱して商品を使用し、商品価値を大きく落とした場合、商品が不完全であると見なす。具体的な判定基準は以下のとおり。 (1)食品（健康食品を含む）、化粧品、医療器械、計画出産用品：使い捨て密封包装が壊されている。 (2)電子電器類：授権なしにメンテナンス、改造を行っている、強制性製品認証の標示や指示ラベル、機器シリアルナンバーなどが破壊、改ざんされている、原状回復が難しい見た目の使用痕跡がある、活性化、許可情報、不合理な個人使用データ保存などのデータ類使用痕がある。 (3)アパレル、靴、帽子、バッグ、おもちゃ、ホームテキスタイル、家具類：商標標識が外たり、標識が切られたり、商品が汚れや損害を受けている。 3. オンライン商品販売者は、消費者の返品要求を受けた日から15日以内に、返品手続を行い、消費者に真実で正確な返品先住所、返品担当者などの有効な連絡情報を提供しなければならない。 4. オンライン商品販売者は、返品商品を受領した日から15日以内に、消費者に、支払済の商品代金を返還しなければならない。	
16	オンライン取引プラットフォーム提供者は、法に基づきプラットフォームの7日間クーリングオフ規則及び付帯する消費者権益保護に関する制度を制定して整備し	オンライン取引プラットフォーム提供者が、そのプラットフォームの7日間クーリングオフ規則及び付帯する消費者権益保護に関する制度を制定、整備しておらず、トップ	☆☆☆	『オンライン購入商品7日間クーリングオフ暫定弁法』 第二十二条　オンライン取引プラットフォーム提供者は、法に基づきそのプラットフォームの7日間ク	1. オンライン取引プラットフォーム提供者は、そのプラットフォームの7日間クーリングオフ規則及び付帯する消費者権益保護に関する制度を制定、整備	全省市場監督管理部門オンライン取引監督管

華鐘諮詢

	、 そのトップページの分かり易い位置に公示しなければならない。	ページの分かり易い位置に継続的に公示していない。		ーリングオフ規則及び付帯する消費者権益保護に関する制度を制定、整備す、トップページの分かり易い位置に継続的に公示すると共に、消費者が便利且つ完全に閲覧、ダウンロードできるよう保証しなければならない。 第三十二条　　オンライン取引プラットフォーム提供者が本弁法第二十二条の規定に違反した場合、『電子商取引法』第八十一条第一項第（一）目の規定に従い処罰する。 『中華人共和国電子商取引法』 第八十一条第一項第八目　電子商取引プラットフォーム経営者が本法の規定に違反し、以下の行為のうちひとつに該当する場合、市場監督管理部門が期限を定めて改正を命令し、2万元以上10万元以下の罰金を科すことができる。情状が深刻な場合、10万元以上50万元以下の罰金を科す。 （一）トップページの分かり易い位置にプラットフォームサービス協議 、取引規則の情報または上記情報のリンク表示を継続的に公示していない。	しなければならず、併せてトップページの分かり易い位置に継続的に公示しなければならない。 2. オンライン取引プラットフォーム提供者は、消費者が　　プラットフォームの7日間クーリングオフ規則及び付帯する消費者権益保護に関する制度を便利且つ完全に閲覧、ダウンロードできるよう保証しなければならない。 3. オンライン取引プラットフォーム提供者は、検査監視制度を構築し、プラットフォーム上のオンライン商品販売者の7日間クーリングオフ履行について検査、監視しなければならない。関連の法律法規、規則に違反することが発覚した場合、速やかに制止措置を講じ、併せてオンライン取引プラットフォーム提供者または　オンライン商品販売者の所在地の市場監督管理部門に報告しなければならない。必要に応じてプラットフォームサービスの提供を停止することができる。 4. オンライン取引プラットフォーム提供者は、消費争議和解及び消費権益保護自律制度を構築しなければならない。消費者がオンライン取引 プラットフォーム上で商品を購入し、返品により消費争議が発生したり、その合法的権益が損害され、オンライン取引プラットフォーム提供者に調停を要求する場合、オンライン取引プラットフォーム提供者は調停を行わなければならない。消費者がその他のルートで権利保護する場合、オンライン取引プラットフォーム提供者は、消費者にそのプラットフォーム上のオンライン商品販売者の真実の名称、住所、有効な連絡方法を提供し、消費者が自身の合法的権益	理機関、消費者権益保護機関

華鐘諮詢

					を保護することに積極的に協力しなければならない。	
17	オンライン商品販売者が、完全には初期販売状態に回復し得ない7日間クーリングオフ対象商品を販売する場合、分かり易い方法で商品の実際状況を明確に表示し、消費者の知る権利を保証しなければならない。	完全には初期販売状態に回復し得ない7日間クーリングオフ対象商品を販売し、分かり易い方法で商品の実際状況を明確に表示していない。 例：開封済み商品が原状回復できないが、消費者に当該商品の実際状況を告知しておらず、依然として新しい商品として販売している。	☆☆☆	『オンライン購入商品7日間クーリングオフ暫定弁法』 第三十三条　オンライン商品販売者が本弁法第二十五条の規定に違反し、完全には初期の状態を回復し得ない7日間クーリングオフ返品商品を販売し、且つ分かり易い方法で商品の実際状況を明確に標示していない場合、その他の法律、行政法規違反した場合、関連の法律、行政法規の規定に従い処罰する。法律、行政法規に規定がない場合、警告を与え、改正を命令し、併せて1万元以上3万元以下の罰金を科す。	1. オンライン商品販売者は、完全な7日間クーリングオフ商品検査及び処理手順を制定しなければならない。 2. オンライン商品販売者は、完全に初期の販売状態を回復し得ない7日間クーリングオフ商品を再度販売する場合、分かり易い方法で商品の実際状況を明確に標示し、消費者の知る権利を確保しなければならない。	全省市場監督管理部門 オンライン取引監督管理機関、消費者権益保護機関

華鐘諮詢

コンプライアンス行為のタイプ：広告類

No.	コンプライアンス事項	常見される違法行為	リスク等級	法的根拠及び違法責任	コンプライアンス提案	指導機関
1	広告は、不良な方向に導く内容を禁止する。	以下の内容を含む広告をしている。 1. 国家機関または国家機関の職員の名義若しくはイメージを用いて、または形を変えて用いて、証明を出す。 2. 国旗、国章、軍旗、軍歌、党旗、党章などを使用または形を変えて使用する。 3. 規範的でない中国地図を使用して国家の尊厳または利益を損害するもの。 4. 広告内容が低俗、下品、媚俗など、社会公序良俗に反するもの。 5. 猥褻、ポルノ、賭博、迷信、恐怖、暴力を含んでいるもの。 6. 未成年者や障碍者の健康を損なうもの。 例：広告中で規範的でない中国地図を使用し、釣魚島が表記されていない。	☆☆☆☆☆	『中華人民共和国広告法』 第五十七条第一項　以下の行為のうち一つに該当する場合、市場監督管理部門が広告発表の停止を命令し、広告主に20万元以上100万元以下の罰金を科す。情状が深刻な場合は、併せて営業許可証を没収することができ、広告審査機関が広告審査批准文書を撤回し、1年間はその広告の審査申請を受理しない。広告経営者、広告発表者については、市場監督管理部門ば広告費用を没収し、20万元以上100万元以下の罰金を科す。情状が深刻な場合は、併せて営業許可証を没収することができる： (一)本法第九条、第十条が規定する禁止状況に該当する広告を発表した場合。	『中華人民共和国広告法』第九条、第十条は禁止性の内容であり、また広告の方向性を示す重要な条項でもある。一旦違反すると社会に重大な危害を招き、全ての商業広告は上記の内容を含んではならない。広告審査は、先ず広告内容のガイドが正しいかどうかを見て、案内性広告を識別する能力を高める。	全省市場監督管理部門広告監督管理機関
2	広告は、虚構、偽造、検証できない情報を証明資料としてはならない。	広告中で、虚構、偽造または検証できない科学研究成果、統計資料、調査結果、文件、引用などの情報を用いて証明資料とする。 例：某広告では「権威ある研究でわかっていることは… … 」と書いているが、当該研究は虚構、偽造または検証できないものである。	☆☆☆☆☆	『中華人民共和国広告法』 第五十五条第一項　本法の規定に違反し、虚偽の広告を発表した場合、市場監督管理部門が広告の停止を命令し、広告主に対して相応の範囲の影響を除去するよう命令し、広告費用の3倍以上5倍以下の罰金を科す。広告費用が計算し得ない場合または明らかに低すぎる場合は、20万元以上100万元以下の罰金を科す。2年間に3回以上の違法行為があったり、情状が深刻なその他の場合は、広告費用の5倍以上10倍以下罰金を科す。広告費用が計算し得ない場合または明らかに低すぎる場合は、100万元以上200万元以下の罰金を科し、営業許可証を没収することができ、併せて広告審査機関が広告審査批准文書を撤回し、1年間はその広告審査申請を受理しない。	1. 広告活動は法律の規定に合致し、関連の商品またはサービスを正しく客観的に宣伝しなければならない。 2. 広告において虚構、偽造、検証できない科学研究成果、統計資料、調査結果、文件、引用などの情報を用いて証明資料としてはならず、消費者を欺瞞したりミスリードしたりしてはならない。	全省市場監督管理部門広告監督管理機関

華鐘諮詢

3	広告には、商品またはサービスが実際状況と合致しない虚偽の内容を含んではならない。	商品またはサービスの内容が偽造され、実際の状況と明らかに合致せず、消費者を欺瞞したりミスリードしたりし、消費者の選択に悪影響を及ぼしている。 例：広告において虚偽に「某年度誠実信用企業」の栄誉を獲得したと称している。	☆☆☆☆☆	『中華人民共和国広告法』 第四条第一項　広告には虚偽または誤解を招くような内容を含んではならず、消費者を欺瞞したりミスリードしたりしてはならない。 第二十八条第二項第二号　広告が以下の状況のうちひとつに該当する場合、虚偽広告とする。 (二)商品の性能、効能、産地、用途、品質、規格、成分、価格、生産者、有効期限、販売状況、取得した栄誉などの情報，またはサービスの内容、提供者、形式、品質、価格、販売状況、取得した栄誉などの情報、商品またはサービスに関連する許諾などの情報が実際の状況と合致せず、購入行為に実質的な影響を及ぼす場合 第五十五条第一項　本法の規定に違反し、虚偽の広告を発表した場合、市場監督管理部門が広告の停止を命令し、広告主に対して相応の範囲内で影響を除去するよう命令し、広告費用の3倍以上5倍以下の罰金を科す。広告費用が計算できない場合または明らかに低すぎる場合は、20万元以上100万元以下の罰金を科す。2年間に3回以上の違法行為があったり、情状が深刻なその他の場合は、広告費用の5倍以上10倍以下罰金を科す。広告費用が計算し得ない場合または明らかに低すぎる場合は、100万元以上200万元以下の罰金を科し、営業許可証を没収することができ、併せて広告審査機関が広告審査批准文書を撤回し、1年間はその広告審査申請を受理しない。	1. 広告活動は法律の規定に合致し、関連の商品またはサービスを正しく客観的に宣伝しなければならない。商品またはサービスに虚偽または誤解を招く内容が含まれてはならず、消費者を欺瞞したりミスリードしたりしてはならない。 2. 広告中の商品の性能、効能、産地、用途、品質、仕様、成分、価格、生産者、有効期限、販売状況、取得した栄誉などの情報は、実際の状況と合致していなければならない。 3. 広告中のサービスの内容、提供者、形式、品質、価格、販売状況、取得した栄誉などの情報は、実際の状況と合致していなければならない。 4. 広告中の商品またはサービスに関する許諾等の情報が実際の状況と合致していなければならない。	全省市場監督管理部門広告監督管理機関

華鐘諮詢

4	医療、薬品、医療器械の広告には、法律が禁止する宣伝用語を用いてはならない。	1. 医療、薬品、医療器械の広告に、効能、安全性を断言または保証する表示が含まれている。 2. 医療、薬品、医療器械の広告で、治癒率、有効率を宣伝している。 3. 他の薬品、医療器械の効能や安全性を他の医療機関と比較している。 4. 広告代理人の推薦を利用して証明としている。 例：某医療広告では「1回で治癒し、絶対に再発しない」などの内容が書かれている。	☆☆☆☆☆	『中華人民共和国広告法』 第五十八条第一項第一目　いかのこういのうちひとつに該当する場合、市場監督管理部門が広告の停止を命令し、広告主に対して相応の範囲で影響を除去するよう命令し、広告費用の1倍以上3倍以下の罰金を科す。広告費用が計算できない場合または明らかに低すぎる場合は、10万元以上20万元以下の罰金を科す。情状が深刻な場合は、広告費用の3倍以上5倍以下の罰金を科し、広告費用が計算し得ない場合または明らかに低すぎる場合は、20万元以上100万元以下の罰金を科し、営業許可証を没収することができ、広告審査機関が広告審査批准文書を撤回し、1年間はその広告審査申請を受理しない。 (一)本法第十六条の規定に違反し、医療、薬品、医療器械に関する広告を発表した。	1. 医療広告のコンプライアンス提案： (1)医療機関が医療広告を出す場合、発表前に衛生行政部門に医療広告の審査を申請しなければならない。『医療広告審査証明』を取得していない場合、医療広告を出すことができない。 (2)医療広告の内容は、医療広告審査の製品サンプルと一致していなければならない。 2. 薬品、医療器械広告のコンプライアンス提案： (1)薬品、医療器械の広告は、審査を受けずに公表してはならない。 (2)広告主は、薬品、医療器械の広告の真実性、合法性に責を負わなければならない。 (3)処方薬は大衆伝播メディアにて広告を出してはならず、非処方薬の広告は、非処方薬の標示をわかりやすく標示しなければならない。((OTC)や「薬品説明書または薬剤師の指導に従って使用して下さい。」といった標示)。 3. 医療、薬品、医療器械の広告内容には、一般の人物または医師、患者、専家等の名義、イメージを推薦の証明として用いてはならない。 4.『薬品、医療器械、健康食品、特殊医学用途配合食品広告審査管理暫定弁法』の学習を更に強化する(国家市場監督管理総局令第21号)。	全省市場監督管理部門広告監督管理機関
5	非医療、薬品、医療器械の広告において、疾病治療の効能をうたったり、医療用語を使用することを禁止する。	1. 一般食品、健康食品、保健用品、消毒製品、化粧品、美容美体サービスなどの非医療、薬品、医療器械の広告において疾病治療の効能をうたう。 2. 一般食品、保健用品、消毒製品、化粧品、美容美体 サービスなどの非医療、薬品、医療器械の広告において、医療用語を使用したり薬品と混同するような用語を用いる。 例：某保健アイマスクは視力を向上させ、老眼などの眼部の疾病を治療すると称している。	☆☆☆☆☆	『中華人民共和国広告法』 第五十八条第一項第二項　以下の状況のうちひとつに該当する場合、市場監督管理部門が広告の停止を命令し、広告主に対して相応の範囲で影響を除去するよう命令し、広告費用の1倍以上3倍以下の罰金を科す。広告費用が計算できない場合または明らかに低すぎる場合は、10万元以上20万元以下の罰金を科す。情状が深刻な場合は、広告費用の3倍以上5倍以下の罰金を科し、広告費用が計算し得ない場合または明らかに低すぎる場合は、20万元以上100万元以下の罰金を科し、営業許可証を没収することができ、広告審査機関が広告審査批准文書を撤回し、1年間はその広告審査申請を受理しない。 (二)本法第十七条の規定に違反し、広告において疾病治療の機能に言及したり、医療用語または販売する商品を薬品	医療、薬品、医療器械以外に、その他の如何なる広告においても、疾病治療の効能をうたったり、医療用語または薬品、医療器械と混同しやすい用語を用いてはならない。	全省市場監督管理部門広告監督管理機関

華鐘諮詢

				、医療器械と混同させやすい用語を用いたりしてはならない。		
6	健康食品の広告に法律が禁止する宣伝内容を含んではならない。	1. 効能効果、安全性についての断言または保証を表示する。 2. 疾病の予防、治療効能に言及する。 3. 広告商品が健康保障に必須であると称する、または暗示する。 4. 他の健康食品と比較する。 5. 広告代理人を利用して推薦、証明を行う。 例：某オメガ脂肪酸カプセルは、「DHA」の含有量が高いだけで、健康の守り神であると称している。	☆☆☆☆☆	『中華人民共和国広告法』 第五十八条第一項第三号　以下の状況のうちひとつに該当する場合、市場監督管理部門が広告の停止を命令し、広告主に対して相応の範囲で影響を除去するよう命令し、広告費用の1倍以上3倍以下の罰金を科す。広告費用が計算できない場合または明らかに低すぎる場合は、10万元以上20万元以下の罰金を科す。情状が深刻な場合は、広告費用の3倍以上5倍以下の罰金を科し、広告費用が計算し得ない場合または明らかに低すぎる場合は、20万元以上100万元以下の罰金を科し、営業許可証を没収することができ、広告審査機関が広告審査批准文書を撤回し、1年間はその広告審査申請を受理しない。 (三)本法第十八条の規定に違反して健康食品広告を出した場合。	1. 健康食品広告は、審査をせずに発表してはならない。 2. 健康食品広告は、「青帽子 」専用標示を付さなければならない。 3. 健康食品広告は、明確に「本品は薬物に代替できません」と記載しなければならない。 4. 広告内容は、一般の人または医師、患者、専門家などの名義やイメージを出して推薦、証明を行ってはならない。	全省市場監督管理部門広告監督管理機関
7	教育、訓練広告は、禁止される内容を含んではならない。	1. 教育訓練広告において、大学入学、試験合格、学位学歴、合格証書の取得について保証的な承諾を明示または暗示する内容を含んでいる。 2. 教育訓練広告において、 教育、訓練効果を保証する承諾的内容を含んでいる。 3. 試験機関の職員が訓練に参画しているように明示または暗示する。	☆☆☆☆	『中華人民共和国広告法』 第五十八条第一項第六項　以下の状況のうちひとつに該当する場合、市場監督管理部門が広告の停止を命令し、広告主に対して相応の範囲で影響を除去するよう命令し、広告費用の1倍以上3倍以下の罰金を科す。広告費用が計算できない場合または明らかに低すぎる場合は、10万元以上20万元以下の罰金を科す。情状が深刻な場合は、広告費用の3倍以上5倍以下の罰金を科し、広告費用が計算し得ない場合または明らかに低すぎる場合は、20万元以上100万元以下の罰金を科し、営業許可証を没収することができ、広告審査機関が広告審査批准文書を撤回し、1年間はその広告審査申請を受理しない。	教育訓練類の広告は、法律規定に適合していなければならず、試験合格、学歴や合格証書の取得などの保証を明示または暗示する内容を含んではならない。教育訓練によりどのような効果が得られるかを明示または暗示する保証性承諾内容を含んではならない。学術機関、専門家、受益者の名義やイメージを用いて訓練効果の推薦、証明を行ってはならない。	全省市場監督管理部門広告監督管理機関

		例：某教育訓練機関は、広告において「公務員試験問題作成官が自ら講義、訓練効果は明白 」と称している		(六)本法第二十四条の規定に違反し、教育、訓練広告を出した場合。		
8	商業誘致など、投資回収が予測される商品またはサービス広告に禁止性内容を含んではならない。	1. 商業誘致など投資の回収が予測される商品またはサービスの広告が規定に違反し、将来の効果、収益に保証的承諾を行い、元本保証、ノーリスクなどの内容を明示または暗示している 2. 商業誘致など投資の回収が予測される商品またはサービスの広告が規定に違反し、学術機関、業界協 会、専門家、受益者の名義またはイメージを利用して推薦、証明を行っている。 例：某商業誘致加盟広告は、「 3ヵ月で元本回収、1年で利益が出る、想像を超える内容 」であると称している。通貨、郵便切手のコレクションでリスクを提示せず、年間収益が現在の購入価格の20%も可能、などと称している。	☆☆☆☆	『中華人民共和国広告法』 第五十八条第一項第七項　以下の状況のうちひとつに該当する場合、市場監督管理部門が広告の停止を命令し、広告主に対して相応の範囲で影響を除去するよう命令し、広告費用の1倍以上3倍以下の罰金を科す。広告費用が計算できない場合または明らかに低すぎる場合は、10万元以上20万元以下の罰金を科す。情状が深刻な場合は、広告費用の3倍以上5倍以下の罰金を科し、広告費用が計算し得ない場合または明らかに低すぎる場合は、20万元以上100万元以下の罰金を科し、営業許可証を没収することができ、広告審査機関が広告審査批准文書を撤回し、1年間はその広告審査申請を受理しない。 (七)本法第二十五条の規定に違反し、商業誘致など投資回収が予測される商品またはサービスを広告した場合	商業誘致など投資の回収が予測される商品またはサービスの広告は、存在する可能性のあるリスク及びリスクの責任負担について合理的に提示または警告しなければならず、将来の効果、収益またはそれに関連する状況を保証するような承諾をしてはならず、 元本保証、ノーリスクまたは収益保証などを明示または暗示してはならない。また、学術機関、業界協会、専門家、受益者の名義またはイメージを利用して推薦、証明を行ってはならない。	全省市場監督管理部門広告監督管理機関

9	不動産広告、不動産物件などの情報は真実で、合法的でなければならない。	1. 面積が、建築面積なのか室内建築面積なのか表示されていない。 2. 値上がりまたは投資の回収を承諾する。 3. 法律通りに必要事項を明示していない。 4. 国家の価格管理に関する規定に違反している。 5. 計画中または建設中の 交通、商業、文化教育施設及びその他の市政条件について、ミスリードするような宣伝を行う。 6. 建築物本体と環境、緑化のサイズ、品質記述が実際と一致しない。 7. 公共施設がまだ計画中であることが記載されていない。 8. その他、違法な宣伝行為 例：某不動産広告は、高速鉄道駅(計画注)に近いと称しているが、実際に高速鉄道駅は前期検討段階に入っただけである。	☆☆☆☆	『中華人民共和国広告法』 第五十八条第一項第八項　以下の状況のうちひとつに該当する場合、市場監督管理部門が広告の停止を命令し、広告主に対して相応の範囲で影響を除去するよう命令し、広告費用の1倍以上3倍以下の罰金を科す。広告費用が計算できない場合または明らかに低すぎる場合は、10万元以上20万元以下の罰金を科す。情状が深刻な場合は、広告費用の3倍以上5倍以下の罰金を科し、広告費用が計算し得ない場合または明らかに低すぎる場合は、20万元以上100万元以下の罰金を科し、営業許可証を没収することができ、広告審査機関が広告審査批准文書を撤回し、1年間はその広告審査申請を受理しない。 (八)本法第二十六条の規定に違反して不動産広告を出した場合 『江蘇省広告条例』 第十八条　不動産広告は、以下の規定に合致しなければならない。 (一)不動産開発建設プロジェクトの位置を明示する場合、正確、明瞭でなければならず、プロジェクトが某かの具体的な参照物まで到達する所要時間を以て完成時期を表示してはならない (二)関連する交通、商業、文化、教育、医療、体育及び電力、環境衛生などの公共施設がまだ計画中である場合は、明記しなければならない。 (三)建築物本体と環境、緑化のサイズ、品質は、実際と一致していなければならず、未完成の場合は、計画設計と一致しなければならない。 (四)建築設計模型、写真または効果図を用いる場合は、その旨明記しなければならない。 (五)その他、プロジェクトのイメージ、環境を利用して本プロジェクトの効果としてはならない (六) 法律、行政法規のその他の規定。	不動産開発企業、不動産権利人、不動産仲介サービス機関が発表する不動産プロジェクトの分譲予約、賃貸予約、売却、賃貸、プロジェクトの譲渡及びその他の不動産プロジェクトを紹介する広告は、計画または建設中の交通、商業、文化教育施設及びその他の市政条件によりミスリードするような宣伝を含んではならない。 関連の交通、商業、文化、教育、医療、体育及び電力、環境衛生などの公共施設が計画中、建設中の場合、その旨明記しなければならない。	全省市場監督管理部門広告監督管理機関
10	金融業務広告を出す場合、金融サービス提供者は、対応する金融 業務許可証または審査批准文書を取得しなければならない。	非金融機関が、「低利息貸付」「保証金無用の貸付」などを含む広告を出している。	☆☆☆☆	『江蘇省広告条例』 第十九条　金融業務に関する広告は、金融サービス提供者が法に基づき対応する金融業務許可証または審査批准文書を取得しなければならない。 投資の回収が予測される金融業務の広告を出す場合、存在する可能性のあるリスク及びリスクの責任負担について、分かり易い方法で提示または警告しなければならない。	金融類広告を発表する業務を請け負う場合、金融サービス提供者が金融業務許可証またはその他の審査批准文書を保有しているか否か、検査しなければならない。個人及び非金融機関は全て、金融業務に関する広告を出してはならない。	全省市場監督管理部門広告監督管理機関

華鐘諮詢

11	広告が使用する引用証拠は、真実、正確で出所が明らかでなければならず、適用範囲や有効期限を明確に表示しなければならない。	1. 広告中で一連の真実ではない、不正確なデータ、統計資料、調査結果、文件、引用語句を使用したり、使用時に出所が示されていなかったり、内容に虚偽があったりする。 2. 広告における引用証拠内容の使用が合理的な度合いを超えている、または関連資料の本旨と反し、消費者に誤解を与える。 3. 引用証拠内容が適用範囲または有効期限を超えており、消費者をミスリードしている。 例：某広告は「市場シェア30%」と称しているが、どの期間に統計をとった市場シェアであるか明記されていない。	☆☆☆	『中華人民共和国広告法』 第五十九条第一項第二項　以下の状況のうちひとつに該当する場合、市場監督管理部門が広告の停止を命令し、広告主に対して10万元以下の罰金を科す。 (二)広告の引用証拠内容が本法第十一条の規定に違反している	1. 広告でデータ、統計資料、調査結果、文件、引用語句などの引用証拠を用いる場合、真実、正確で、出所を明記していなければならない。 2. 引用証拠内容に適用範囲、有効期限がある場合、明確に表示しなければならない。	全省市場監督管理部門広告監督管理機関
12	広告中に特許製品または特許方法に関連する内容がある場合、特許の番号や種類を記載しなければならない。	1. 広告において特許製品 または特許方法に関連する内容があるが、特許の番号または種類が記載されていない。 2. 特許権を取得せずに、広告中で特許権を取得したと嘘の記載をしている。 3. まだ特許権が授与されていない特許申請や、終了、撤回、無効となった特許を使用して広告している。 例：某広告は、国家特許を取得したと称しているが、特許の番号や種類が明記されていない。	☆☆☆	『中華人民共和国広告法』 第五十九条第一項第三号　以下の状況のうちひとつに該当する場合、市場監督管理部門が広告の停止を命令し、広告主に対して10万元以下の罰金を科す。 (三)特許に関する広告が本法第十二条の規定に違反している	1. 社会公衆の誤解を招かないように、特許関連製品または特許方法の広告には、特許の番号や種類を明記しなければならない。 2. 特許の番号とは、国家が特許権を授与する際に特許証書に記載し、他の特許と区別するために用いる番号を指す。 3. 特許の種類とは、『中華人民共和国特許法』がその保護対象及び発明創造を分類するもので、発明特許、実用新案特許、意匠デザイン特許に分けられる。	全省市場監督管理部門広告監督管理機関

13	広告には虚構の品切れ、買い占め、優遇があってはならない。	広告が虚構の品切れ、買い占め、優遇を行い、消費者を欺瞞、ミスリードしている。 例：某保健品の広告は、在庫が最後の1000ケースで売切れれば追加は無いと称しているが、事実とは異なる	☆☆☆	『江蘇省広告条例』 第五十五条第一項　本法の規定に違反し、虚偽の広告を発表した場合、市場監督管理部門が広告の停止を命令し、広告主に対して相応の範囲の影響を除去するよう命令し、広告費用の3倍以上5倍以下の罰金を科す。広告費用が計算し得ない場合または明らかに低すぎる場合は、20万元以上100万元以下の罰金を科す。2年間に3回以上の違法行為があったり、情状が深刻なその他の場合は、広告費用の5倍以上10倍以下罰金を科す。広告費用が計算し得ない場合または明らかに低すぎる場合は、100万元以上200万元以下の罰金を科し、営業許可証を没収することができ、併せて広告審査機関が広告審査批准文書を撤回し、1年間はその広告審査申請を受理しない。	広告活動は、法律の規定に合致し、真実で客観的に商品またはサービスを宣伝しなければならない。 虚構の品切れ、買い占め、優遇などの内容があったり、消費者を欺瞞、ミスリードしたりしてはならない。	全省市場監督管理部門広告監督管理機関

華鐘諮詢

コンプライアンス行為のタイプ：製品品質類

No.	コンプライアンス事項	常見される違法行為	リスク等級	法的根拠及び違法責任	コンプライアンス提案	指導機関
1	企業が生産する製品の品質は要求に合致しなければならない。	抽出検査の結果、製品の品質が基準の要求に合致していない。 例：某企業が生産する制服は、発がん性芳香アミン染料分解項目に不合格であり、GB18401-2010関連の基準の規定に適合しない。	☆☆☆☆☆	『中華人民共和国製品品質法』 第二十六条　生産者は、その生産する製品の品質に責を負わなければならない。 製品の品質は以下の要求に合致しなければならない。 （一）人身、財産の安全に危害を及ぼす不合理な危険が存在しない。人体の健康や人身、財産の安全を保障する国家基準、業界基準がある場合、当該基準に合致しなければならない。 （二）製品は当然備えているべき使用性能を備えている。製品に使用性能に存在する瑕疵についての説明がなされている場合を除く （三）製品またはその包装上に記載された製品基準に合致する、製品の説明、実物サンプルに合致するなどの方法で品質の状況を表明する。 第四十九条 人体の健康や人身、財産の安全を保障する国家基準、業界基準に合致しない製品を生産、販売した場合、生産、販売の停止を命令し、違法に生産、販売した製品を没収すると共に、違法に生産、販売した製品（販売済製品、未販売製品を含む、以下同じ）の代金に相当する額以上3倍以下の罰金を科す。違法所得がある場合は、併せて違法所得を没収する。情状が深刻な場合、営業許可証を没収する。犯罪を構成する場合は、法に基づき刑事責任を追及する。 『工業製品生産企業の品質安全主体責任実行監督管理規定』 第三条　生産企業は、健全な製品品質安 全管理制度を構築し、製品品質安全責任制を実行し、法に基づき企業の規模、製品の種別、リスクの等級などに適した品質安全総監や品質安全員を配備し、生産企業の主要責任者、品質安全総監、品質安全員の職位、職責を明確にしなければならない。 生産企業の主要責任者は、自社製品の品質安全業務に全面的に責を負い、製品品質安全の主体責任を実現する長期効果メカニズムを構築し実行しなければならない。品質安全総監、品質安全員は、職位職責に基づき	1.生産企業は、健全な内部製品品質管理制度を構築し、工業製品生産企業品質安全主体責任規定を実行し、生産企業主要責任者の製品品質安全責任を強化し、品質安全管理人員の行為を規範化しなければならない。 2.生産企業は、生産の全プロセスの品質管理を整備し、原材料入荷チェック、生産プロセスの制御、製品出荷検査などの制度の流れを健全化し、要求を満たす製品品質を確保しなければならない。	省市場監督管理部門品質管理機関

華鐘諮詢

				生産企業の主要責任者に協力し、製品品質の安全管理業務を遂行しなければならない。		
2	企業が生産、販売する製品は、要求に従った標示、表記、警告表示をしなければならない。	1.生産または販売する製品包装の標示が虚偽であり、合格証明、生産者名、工場の住所などの情報が記載されていない。 2.他人の工場名、住所及び認証標示などを偽造または盗用している。 3.使用期限が限定されている製品に生産日や安全使用期間または失効日を明記していない。 4.使用が正しくないと容易に安全事故を引き起こす製品に、警告標示や警告説明が付されていない。	☆☆☆☆☆	『中華人民共和国製品品質法』 第二十七条 製品またはその包装上の標示は、真実で以下の要求に合致していなければならない。 （一）製品品質の検査合格証明がある （二）中国語で記載された製品名称、生産工場名、住所がある （三）製品の特徴や使用要求に基づき、製品の仕様、等級、含まれる主要成分の名称や単有料を記載する必要がある場合、中国語で明記しなければならない。事前に消費者に知らせる必要がある場合は、外包装上に記載するか若しくは予め消費者に関連の資料を提供しなければならない。 （四）使用期限がある製品は、わかりやすい場所に、生産日や安全使用期間または失効日を明確に記載しなければならない。 （五）使用が正しくないと、製品本体の損壊をまねいたり、人身、財産の安全に危害を及ぼす可能性のある製品は、警告標示または中国語の警告説明を明記しなければならない。 未包装の食品や、製品の特徴により標示を付すのが難しいその他の製品は、製品標示をつけなくてもよい。 第五十四条　製品の標示が本法第二十　七条の規定に符合しない場合、改正を命令する。包装付き製品の標示が本法第二十七条第（四）項、第（五）項の規定に合致せず。情状が深刻な場合、生産、販売の停止を命令し、併せて違法に生産、販売した製品の代金の30%以下の罰金を科す。違法所得がある場合は、併せて違法所得を没収する。 『中華人民共和国工業製品生産許可証管理条例』 第三十三条第一項　企業は、その製品または包装、説明書に、生産許可証の標示及び番号を記載しなければならない。 第四十七条　生産許可証を取得した企業が本条例の規定どおりに製品、包装または説明書上に生産許可証の標示や番号を記載しない場合、期限を定めて改正を命令する。期限を過ぎても改正しない場合、違法に生産、販売した製品の代金の30%以下的罰金を科す。違	1.生産企業は、生産する製品のラベル標示規定を熟知し、把握し、要求通りに標示しなければならない。生産許可証を取得した企業は、生産許可の取得日より6ヵ月以内に、その製品または包装、説明書上に生産許可証の標示や番号の記載を完了しなければならない。 2.販売企業は、入荷検査作業を確実に実施し、販売する製品に記載された標示が要求に符合していることを保証しなければならない。 3.壊れやすい、燃えやすい、爆発しやすい、有毒、腐蝕性がある、放射性がある危険物及び輸送途中で天地無用の特殊要求のある製品などは、その包装品質が対応する要求に適合していなければならず、国家関連規定に従って、警告標示や中国語の警告説明、輸送の注意事項の標示をしなければならない。 4.未包装の食品や製品の特徴によりラベルや標示を付すのが難しい未包装製品は、製品標示、ラベル、番号を付さなくてもよい。 5.委託方式によりリストにある製品を加工、生産する場合、企業は、製品またはその包装、説明書上に、委託企業の名称、住所及び受託企業の名称、住所、生産許可証の標示及び番号を記載しなければならない。委託企業がその加工を委託する製品の生産許可証を保有している場合、更に、委託企業の生産許可証の標示及び番号を記載しなければならない。	省市場監督管理部門品質管理機関

華鐘諮詢

				法所得がある場合は、違法所得を没収する。情状が深刻な場合は、生産許可証を没収する。	6.食品関連製品に標示する情報は、『食品関連製品品質安全監督管理暫定弁法』（食品関連製品の標示情報）の要求に適合しなければならない。	
3	人体の健康や人身、財産の安全を保障する国家基準、業界基準に適合する製品を生産、販売する。	人体の健康や人身、財産の安全を保障する国家基準、業界基準に適合しない製品を生産、販売している。 例：某企業が生産するヘルメットは、検査の結果、国家基準GB2811-2019『頭部防護ヘルメット』に合致しない。	☆☆☆☆☆	『中華人民共和国製品品質法』 第四十九条　人体の健康や人身、財産の安全を保障する国家基準、業界基準に合致しない製品を生産、販売した場合、生産、販売の停止を命令し、違法に生産、販売した製品を没収すると共に、違法に生産、販売した製品（販売済、未販売の製品を含む、以下同じ）の代金に相当する額以上3倍以下の罰金を科す。違法所得がある場合は、併せて違法所得を没収する。情状が深刻な場合、営業許可証を没収する。犯罪を構成する場合は、法に基づき刑事責任を追及する。 第六十二条　サービス業の経営者が、本法第四十九条～第五十二条で販売を禁止する製品を経営性サービスに用いた場合、使用停止を命令する。使用する製品が本法で販売の禁止を規定する製品に該当することを知っている場合、または知るべき状況である場合、違法に使用した製品（使用済製品、未使用の製品を含む）の代金に基づいて、本法の販売者に対する処罰規定に則り処罰する。 『工業製品販売企業の品質安全主体責任の実施に関する監督管理規定』 第三条　販売企業は、健全な製品品質安全管理制度を構築し、製品品質安全責任制を実行し、法に基づき企業の規模、製品の種類、リスク等級に適した品質安全総監や品質安全員を配備し、販売企業の主要責任者、品質安全総監、品質安全員の職位職責を明確にしなければならない。 生産企業の主要責任者は、自社の製品の品質安全業務に全面的に責を負い、製品の品質安全主体責任の長期効果メカニズムを構築して実行しなければならない。 品質安全総監、品質安全員は、職位職責に従い生産企業の主要責任者に協力し、製品品質安全管理業務を遂行しなければならない。 『江蘇省偽物、粗悪商品生産販売行為処罰条例』	1.生産者が生産する製品には、人身、財産の安全に危害を及ぼす不合理な危険が存在してはならず、人体の健康や人身、財産の安全を保障する国家基準、業界基準がある場合は、当該基準に適合しなければならない。 2.販売者は、販売企業の主要責任者の製品品質安全責任を強化し、品質安全管理者の行為を規範化しなければならない。入荷検査検収制度を制定して実施し、製品の合格証明及びその他の標識を明らかにしなければならず、人体の健康や人身、財産の安全を保障する国家基準、業界基準に適合しない製品を販売してはならない。 3.偽物、粗悪商品を経営性サービスに用いたり、経営活動の賞品、贈答品としたりすることを禁止する。	省市場監督管理部門品質管理機関

華鐘諮詢

				第六条第一項　以下の状況のうちひとつに該当する商品は、偽物、粗悪商品とする。 （一）人体の健康や人身、財産の安全を保障する国家基準、業界基準に合致しない 第十九条第一項　生産、販売する商品に、本条例第六条第一項に規定する状況がある場合、生産、販売の停止を命令し、違法に生産、販売した商品を没収し、併せて違法に生産、 販売した商品（販売済商品、未販売商品を含む、以下同じ）代金の等額以上3倍以下の罰金を科す。違法所得がある場合は、併せて違法所得を没収する。情状が深刻な場合は、営業許可証を没収する。 第二十二条　本条例第六条第一項～第四項に挙げる偽物、粗悪商品を経営性サービスに用いたり、経営活動の賞品、贈答品とする場合、使用の停止を命令する。使用する商品が、本条で販売禁止を規定する商品であることを知っていた場合、または知るべき状況である場合、違法に使用した商品（使用済商品、未使用商品を含む）代金の額に従って、本条例の販売者に対する処罰規定に則り処罰する。		
4	製品中に偽物や粗悪品を混入させたり、偽物を本物と偽ったり、不良品を良品としたり、不合格品を合格品と偽ったりしてはならない。	製品中に偽物や粗悪品を混入させたり、偽物を本物と偽ったり、不良品を良品としたり、不合格品を合格品と偽ったりする。 例：某アパレルブランドが販売するウールコートは、検査の結果、羊毛成分が含まれていない。	☆☆☆☆☆	『中華人民共和国製品品質法』 第三十二条　生産者が製品を生産する場合、偽物や粗悪品を混入させたり、偽物を本物と偽ったり、不良品を良品としたり、不合格品を合格品と偽ったりしてはならない。 第五十条　製品中に偽物や粗悪品を混入させたり、偽物を本物と偽ったり、不良品を良品としたり、不合格品を合格品と偽った場合、生産、販売の停止を命令し、違法に生産、販売した製品を没収し、併せて違法に生産、販売した製品代金の50%以上3倍以下の罰金を科す。違法所得がある場合は、併せて違法所得を没収する。情状が深刻な場合は、営業許可証を没収する。犯罪を構成する場合は、法に基づき刑事責任を追及する。 第六十二条　サービス業の経営者が、本法第四十九条～第五十二条で販売を禁止する製品を経営性サービスに用いた場合、使用停止を命令する。使用する製品が本法で販売の禁止を規定する製品に該当することを知っている場合、または知るべき状況である場合、違法に使用した製品（使用済製品、未使用の製品を含む）	1.生産者、販売者は、製品中に偽物や粗悪品を混入させたり、偽物を製造したりしてはならず、製品中の物質の成分や含有量は国家の法律法規、標準が規定する要求に合致していなければならない。 2.生産者、販売者は、A製品を用いてその特徴や特性が異なるB製品であると偽ったり、同類製品のうち特定の品質特徴や特性を有する製品であると偽ってはならない。 3.生産者、販売者は、低レベル、低クラスの製品をハイレベル、ハイクラスの製品であると偽ったり、中古製品を新製品と偽ったりしてはならない。 4.製品の品質は、製品またはその包装上に記載の製品基準に合致する、製品説明、実物サンプルに合致	省市場監督管理部門品質管理機関

				の代金に基づいて、本法の販売者に対する処罰規定に則り処罰する。 『江蘇省偽物、粗悪商品生産販売行為処罰条例』 第六条第二項　以下の状況のうちひとつに該当する商品は、偽物、粗悪商品とする。 （二）偽物や粗悪品を混入させたり、偽物を本物と偽ったり、中古品を新品と偽ったり、不良品を良品としたり、不合格品を合格品と偽ったりした場合。 第十九条第二項　生産、販売する商品に、本条例第六条第二項に規定する状況がある場合、生産、販売の停止を命令し、違法に生産、販売した商品を没収し、併せて違法に生産、販売した商品（販売済商品、未販売商品を含む、以下同じ）代金の50%以上3倍以下の罰金を科す。違法所得がある場合は、併せて違法所得を没収する。情状が深刻な場合は、営業許可証を没収する。 第二十二条　本条例第六条第一項～第四項に挙げる偽物、粗悪商品を経営性サービスに用いたり、経営活動の賞品、贈答品とする場合、使用の停止を命令する。使用する商品が、本条で販売禁止を規定する商品であることを知っていた場合、または知るべき状況である場合、違法に使用した商品（使用済商品、未使用商品を含む）代金の額に従って、本条例の販売者に対する処罰規定に則り処罰する。	する、などの方法で明らかにしなければならない。 5. 偽物、粗悪商品を経営性サービスまたは経営活動の賞品、贈答とすることを禁止する。 6. 販売者は、入荷検査検収制度を制定して実施し、製品の合格証明及びその他の標識を明らかにし、出荷元のトレーサビリティを確保しなければならない。	
5	国家が淘汰を命じている製品を生産、販売してはならない。	1. 国家が淘汰を命じている製品を生産している。 2. 国家が淘汰を命じている製品を販売している。 例：企業が、国家が淘汰を命じている粗悪な鋼材を密かに生産している。	☆☆☆	『中華人民共和国製品品質法』 第五十一条　国家が淘汰を命じている製品を生産したり、国家が淘汰及び販売停止を命じている製品を販売した場合、生産、販売の停止を命令し、違法に生産、販売した製品を没収し、併せて違法に生産、販売した製品代金の等額以下の罰金を科す。違法所得がある場合は、違法所得を没収する。情状が深刻な場合は、営業許可証を没収する。 第六十二条　サービス業の経営者が、本法第四十九条～第五十二条で販売を禁止する製品を経営性サービスに用いた場合、使用停止を命令する。使用する製品が本法で販売の禁止を規定する製品に該当することを知っている場合、または知るべき状況である場合、違法に使用した製品（使用済製品、未使用の製品を含む）の代金に基づいて、本法の販売者に対する処罰規定に則り処罰する。	1. 国家が淘汰を命じている製品とは、国家行政機関が一定の手順に従い、行政命令を公布し、引続き生産、販売してはならないことを宣言する製品を指す。国家が淘汰を命じている製品の多くは性能が劣り、エネルギー消費が高く、効能が低く、環境汚染が高く、副反応が大きく、人体の健康または人身、財産の安全や動植物の安全に大きな危害を及ぼす製品にあたる。 2. 国家の利益や社会公共の利益を保護するために、国家が淘汰を命じている製品を、生産者は引き続き生産してはならない。販売者は、規定の時間を超えて、引続き販売してはならない。	省市場監督管理部門品質管理機関

華鐘諮詢

				『江蘇省偽物、粗悪商品生産販売行為処罰条例』 第六条第四項　以下の状況のうちひとつに該当する商品は、偽物、粗悪商品とする。 （四） 国家が淘汰を命じている 第十九条第四款　生産、販売する商品に、本条例第六条第四項に規定する状況がある場合、生産、販売の停止を命令し、違法に生産、販売した商品を没収し、併せて違法に生産、 販売した商品代金の10%以上等額以下の罰金を科す。違法所得がある場合は、併せて違法所得を没収する。情状が深刻な場合は、営業許可証を没収する。 第二十二条　本条例第六条第一項～第四項に挙げる偽物、粗悪商品を経営性サービスに用いたり、経営活動の賞品、贈答品とする場合、使用の停止を命令する。使用する商品が、本条で販売禁止を規定する商品であることを知っていた場合、または知るべき状況である場合、違法に使用した商品（使用済商品、未使用商品を含む）代金の額に従って、本条例の販売者に対する処罰規定に則り処罰する。	3. 偽物、粗悪商品を経営性サービスに用いたり、経営活動の賞品、贈答品とすることを禁止する。 4. 販売者は、入荷検査検収制度を制定して実行し、製品の合格証明やその他の標示を明らかにし、貨物入手元の合法的なトレーサビリティを確保しなければならない。	
6	工業製品生産許可証目録にある製品は、許可を取得した上で生産しなければならない。 如何なる企業や個人も、これら製品を法に基づき販売または使用しなければならない。	1. 企業が許可証を取得せずに目録の製品を生産している。 2. 販売または経営活動において、生産許可証を取得していない目録製品を使用している。 例：生産許可証を取得せずに、無断で目録にある電線、電気ケーブルを生産している。	☆☆☆☆	『中華人民共和国工業製品生産許可証管理条例』 第五条　如何なる企業も、生産許可証を取得せずに目録の製品を生産してはならない如何なる企業や個人も、生産許可証を取得していない目録製品を販売したり、経営活動において使用したりしてはならない。 第四十五条　企業が本条例の規定どおりに生産許可証を申請、取得せず、無断で目録製品を生産した場合、工業製品生産許可証主管部門が生産の停止を命令し、違法に生産した製品を没収し、違法に生産した製品代金の等額以上3倍以下の罰金を科す。違法所得がある場合は、違法所得を没収する。犯罪を構成する場合は、法に基づき刑事責任を追及する。 第四十八条　生産許可証を取得していない目録製品を販売したり、経営活動において使用した場合、改正を命令し、5万元以上 20万元以下の罰金を科す。違法所得がある場合は、違法所得を没収する。犯罪を構成する場合は、法に基づき刑事責任を追及する。	1. 工業製品生産許可証目録に記載される製品は、総局による証書発行製品と省局による証書発行製品に分けられ、以下のウェブサイトで検索できる。 ・総局（https://psp.e-cqs.cn/aeaPP/pp/queryQuery/certificateQuery/publicityInfo.jsp ） ・江蘇省市場監督管理局（http://218.94.159.229:8008/zhijian/pbCert/list ） 2. 企業は、生産許可証を取得せずに無断で目録製品を生産してはならない。 3. 原料が目録管理に組み入れられている場合は、調達時も製品に許可証番号が表示されているか否かを調べなければならない。食品に接触する紙や板紙など。	省市場監督管理部門品質管理機関

					4. 目録製品を販売したり経営活動において使用する企業は、製品の生産許可証標示や番号を検査し、併せて許可証のコピーを要求し、保管しなければならない。	
7	工業製品生産許可証を取得した企業は、生産許可の取得条件を継続的に保持していなければならず、関連の事項に変化が生じた場合は、速やかに変更手続きまたは再審査の手続きを行わなければならない。	1. 生産企業が、許可の要件を満たす生産条件を常態的に保持していない。 例：生産工場の環境、生産設備などに比較的大きい変化が発生したが、要求通りに再検査の申請をしていない。 2. 許可証取得企業の名称が変化したが、規定通りに変更を提出していない。	☆☆☆	『中華人民共和国工業製品生産許可証管理条例』 第二十六条第二項　生産許可証の有効期限内に、企業の生産条件、検査手段、生産技術またはプロセスに変化が生じた場合、企業は速やかに所在地の省、自治区、直轄市の工業製品生産許可証主管部門に申請するものとし、国務院工業製品生産許可証主管部門または省、自治区、直轄市の工業製品生産許可証主管部門は、本条例の規定に従い新たに審査、検査を組織しなければならない。 第二十九条　　企業名称に変化が生じた場合、企業は速やかに企業所在地の省、自治区、直轄市の工業製品生産許可証主管部門に申請し、変更手続きを行わなければならない。 第四十六条　生産許可証を取得した企業が生産条件、検査手段、生産技術またはプロセスに変化が生じ、本条例の規定どおりに再審査の手続きを行っていない場合、生産、販売の停止を命令し、違法に生産、販売した製品を没収し、併せて期限を定めて関連の手続きを行うよう命令する。期限を過ぎても手続きしていない場合、違法に生産、販売した製品（販売済の製品、未販売の製品を含む、以下同じ）の代金の3倍以下の罰金を科す。違法所得がある場合は、違法所得を没収する。犯罪を構成する場合は、法に基づき刑事責任を追及する。 生産許可証を取得した企業の名称に変化が生じ、本条例の規定どおりに変更手続きを行っていない場合、期限を定めて関連の手続きを行うよう命令する。期限を過ぎても手続きしていない場合、生産、販売の停止を命令し、違法に生産、販売した製品を没収し、併せて違法に生産、販売した製品代金の等額以下の罰金を科す、。違法所得がある場合は、違法所得を没収する。 『中華人民共和国工業製品生産許可証管理条 例実施弁法』 第四十六条　生産許可を取得した企業は、製品品質が安定して合格であることを保証すると共に、生産許可	1. 許可証取得企業は、許可証実施細則の要求に従って、基本的な生産条件を備え、継続的に維持しなければならない。これには生産施設、生産設備、検査設備、重要原材料、重要制御ポイントなどを含む。 2. 許可証取得企業の生産条件、検査手段、プロセスに変化が生じた場合、速やかに所在地の省、自治区、直轄市の工業製品生産許可証主管部門に再審査の申請を提出しなければならない。 3. 許可証取得企業の名称に変化が生じた場合、速やかに企業所在地の省、自治区、直轄市の工業製品生産許可証主管部門に申請し、変更手続きを行わなければならない。	省市場監督管理部門品質管理機関

華鐘諮詢

				を取得した際の規定条件を継続的に保持していなければならない。 第四十九条　本弁法第四十六条の規定に違反し、生産許可を取得した企業が生産許可取得時の規定条件を継続的に保持できていない場合、改正を命令し、1万元以上3万元以下の罰金を科す。		
8	工業製品生産許可証取得企業は、期限通りに自己検査報告書を提出しなければならない。	許可証取得企業が要求どおりに毎年自己検査報告書を提出していない。	☆☆☆	『中華人民共和国工業製品生産許可証管理条 例』 第三十八条　企業は、製品の品質が安定して合格していることを保証しなければならず、併せて定期的に省、自治区、直轄市の工業製品生産許可証主管部門に報告を提出するものとする。企業は報告書の真実性に責を負わなければならない。 『中華人民共和国工業製品生産許可証管理条 例実施弁法』 第四十八条　　生産許可を取得した日から、企業は年度ごとに省級市場監督管理部門またはその委託を受けた市県級市場監督管理部門に自己検査報告書を提出しなければならない。許可証取得から1年未満の企業は、翌年度に自己検査報告を提出することができる。 第五十一条　　本弁法第四十八条の規定に違反し、企業が省級市場監督管理部門またはその委託を受けた市県級市場監督管理部門に自己検査報告を提出しない場合、改正を命令する。	1. 許可証を取得した企業は、定期的に、管轄の市場監督管理部門に自己検査報告を提出しなければならない。 2. 企業の自己検査報告には、以下の内容を含んでいなければならない。 （1）生産許可取得時の規定条件の保持状況 （2）企業の名称、住所、生産住所などの変更状況 （3）企業の生産状況及び製品の変化 （4）生産許可証証書、生産許可証の標示及び番号の使用状況 （5）製品品質に対する行政機関の監督検査状況 （6）企業が説明すべきその他の状況	省市場監督管理部門品質管理機関
9	電動自転車の組み立て、改造、装備付加を行ってはならない。	1. 電動自転車の組み立てを行っている 2. 電動自転車の電気モーターや蓄電池などの動力装置を改造する、または強制性国家基準に合致しない電気モーターや蓄電池と交換する。 3. 電動自転車の速度装置を、最高時速が強制性国家基準を上回るように改造する。 4. 電動自転車にフードやトランクなど、外形構造を変化させ、運転の安全に影響を及ぼす装置を付ける。 例：某社は電動自転車の速度装置を、最高時速が強制性国家基準を上回るように改造した。	☆☆☆☆☆	『江蘇省電動自転車管理条例』 第三十六条　本条例の規定に違反し、電動自転車を組み立てる、改造する、または装備を付加する経営行為があった場合、市場監督管理部門が5000元以上5万元以下の罰金を科す。	1. 如何なる企業は個人も、電動自転車を違法に組立たり、改造したり、装備を付加したりしてはならない。 2. 電動自転車の販売者は、入荷検査義務を履行すると共に、入荷台帳及び販売台帳を作成しなければならない。	省市場監督管理部門品質管理機関
10	食品関連製品を生産する原材料補助材料及び添加剤は、要求に合致していなければならない。	食品関連製品の生産において、食品安全基準に合致しない原材料補助材料を使用している	☆☆☆	『食品関連の製品品質安全監督管理暫定弁法』 第六条第一項　以下の食品関連製品の生産、販売を禁止する。	1. 生産企業は、原材料補助材料の規制管理を実施し（調達、検収、貯蔵、使用などの工程を含む）、関連の記録を	省市場監督管理部門品質管理機関

華鐘諮詢

		例：飲料用ボトルの生産に、回収材を使用している。		（一）食品安全基準及び関連の公告に適合しない原材料補助材料及び添加剤、及び人体の健康に危害を及ぼす可能性のあるその他の物質を使用して生産した食品関連製品、または範囲や上限量を超えて添加剤を使用し、生産した食品関連製品 第三十五条　本弁法第六条第 一項の規定に違反し、食品安全基準及び関連の公告に適合しない原材料補助材料及び添加剤、及び人体の健康に危害を及ぼす可能性のあるその他の物質を、原材料補助材料として使用し、食品関連製品を生産した場合、または範囲や上限量を超えて添加剤を使用し、食品関連製品を生産した場合、10万元以下の罰金を科す。情状が深刻な場合は、20万元以下の罰金を科す。	作成して保存しなければならない。食品関連製品の生産者は、初めて使用する原材料補助材料については配合や生産プロセスの安全評価を行って検証し、関連の記録を保存しなければならない。 2. 生産企業は、食品関連製品の品質安全トレーサビリティ制度を制定し、原材料補助材料及び添加剤の調達から販売まで全ての段階で有効なトレーサビリティを保証しなければならない。	

華鐘諮詢

コンプライアンス行為のタイプ：食品安全類

No.	コンプライアンス事項	常見される違法行為	リスク等級	法的根拠及び違法責任	コンプライアンス提案	指導機関
1	食品生産経営者が食品の生産、販売、飲食サービスに従事する場合、法に基づき許可を取得しなければならない。	1. 許可を取得せずに 食品の生産経営活動に従事している。 2. 食品生産経営の期間が許可証に記載された有効期限を超えている。 3. 食品経営許可証に記載された事項に変化が生じたが、食品経営者は変化発生後10労働日以内に食品経営許可の変更を申請していない。 4. 食品経営者は住所を移転したが、食品経営許可の再申請を行っていない。 5. 食品生産経営許可証を偽造、改竄、転売、貸し借り、譲渡した。 例：某食品企業は、許可を得ずに食品の生産に従事している。	☆☆☆☆☆	『中華人民共和国食品安全法』 第一百二十二条第一項　本法の規定に違反し、食品生産経営許可を取得せずに食品の生産経営活動に従事した場合、または食品添加剤生産許可を取得せずに食品添加剤の生産活動に従事した場合、県級以上の人民政府食品安全監督管理部門が違法所得、違法に生産経営した食品、食品添加剤及び違法に生産経営に用いた工具、設備、原料などの物品を没収する。違法に生産経営した食品、食品添加剤の代金の額が1万元に満たない場合は、併せて5万元以上10万元以下の罰金を科す。代金が1万元以上の場合は、代金の10倍以上20倍以下の罰金を科す。 『食品経営許可及び届出管理弁法』 第五十二条　食品経営許可を取得せずに食品の経営活動に従事した場合、県級以上の地方市場監督管理部門が『中華人民共和国食品安全法』第一百二十二条の規定に従い処罰を与える。 食品経営者の住所が移転し、当初許可された経営場所で食品経営活動に従事しておらず、規定どおりに食品経営許可の再申請をしていない場合、または食品経営許可の有効期限が満了し、規定どおりに継続手続きを行わないまま引続き食品経営活動に従事している場合、県級以上の地方市場監督　管理部門が『中華人民共和国食品安全法』 第一百二十二条の規定に基づき処罰を与える。 食品経営許可証に記載された主体の業態、経営項目など許可事項に変化が生じたが、食品経営者が規定どおりに変更を申請していない場合、県級以上の地方市場監督管理部門が『中華人民共和国食品安全法』第一百二十二条の規定に従って処罰を与える。但し、以下の状況のうちひとつに該当する場合は、『中華人民共和国行政処罰法』 第三十二条、第三十三条の規定に従い、軽いほうの処罰を行うか、処罰を軽減するか、または行政処罰を行わない。 (一)主体の業態、経営項目に変化が発生したが、食品安全リスクの等級は上がっていない (二)経営項目のタイプが増えたが、追加された経営項目に必要な経営条件は、許可取得済の経営項目でカバーされる (三)違法行為が軽微であり、消費者の人身の健康や生命の安全などに危害を及ぼす結果を招いていない	1. 食品生産、食品販売、 飲食サービスに従事する場合、法に基づき許可を取得しなければならない。許可証を偽造、改竄、転売、貸し借り、譲渡してはならない。食用農産品を販売する場合、または包装済食品のみを販売する場合は、食品経営許可証を取得する必要がない。包装済食品のみ販売する場合は、所在地の市場監督管理部門に届出を行う。 2. 食品生産経営者は、許可項目を逸脱して生産経営活動を行ってはならない。許可事項に変化が生じた場合は、変化発生後10労働日以内に、当初許可証を発行した市場監督管理部門に許可の変更を申請しなければならない。 3. 食品経営者が、法に基づき 取得した食品経営許可の有効期限の延長を要する場合、当該食品経営許可の有効期限が満了する90日～15労働日前の間に、当初許可証を発行した市場監督管理部門に申請しなければならない。食品経営許 可の有効期限満了前15日以内に許可継続を申請した場合、元の食品経営許可の有効期限満了後、食品経営者は暫時食品経営活動を停止し、許可証を発行した市場監督管理部門が継続を許可する決定を下した後に、食品経営活動を継続実施することができる。	全省市場監督管理部門食品監督管理機関

華鐘諮詢

				(四)法律法規、規律が規定するその他の状況。 食品経営許可証に記載された許可事項を除くその他の事項に変化が生じ、食品経営者が規定どおりに変更を申請していない場合、県級以上の地方市場監督管理部門が改正を命令する。期限を過ぎても改正しない場合、1000元以上1万元以下の罰金を科す。 『食品生産許可管理弁法』 第四十九条　食品生産許可を取得せずに 食品生産活動に従事した場合、県級以上の地方市場監督管理部門が『中華人民共和国食品安全法』第一百二十二条の規定に従って処罰を与える。 食品生産者が生産する食品が食品生産許可証に記載された食品の種別に該当しない場合、食品生産許可を取得せずに食品生産活動に従事しているものとみなす。		
2	生産経営する食品に薬品を添加してはならないが、伝統的に食品とされているかまたは漢方薬材の物質は添加することができる。	違法に添加薬品を添加した食品を生産、経営している。 例：某社は、酢酸プレドニゾン(咳止め喘息治療薬物)を添加した茶類飲料を生産している。	☆☆☆	『中華人民共和国食品安全法』 第一百二十三条第一項第六目　本法の規定に違反し、以下の状況のうちひとつに該当するが、犯罪を構成していない場合は、県級以上の人民政府食品安全監督管理部門　が違法所得、違法に生産経営した食品を没収すると共に、違法な生産経営に用いた工具、設備、原料などの物品を没収することができる。違法に生産経営した食品代金の額が1万元に満たない場合、併せて10万元以下の罰金を科す。代金が1万元以上の場合、代金の15倍以上30倍以下の罰金を科す。情状が深刻な場合は、許可証を没収し、併せて公安機関がその直接責を負う主管人員やその他の直接責任者を5日以上15日以内拘留することができる。 (六)薬品を添加した食品を生産、経営した場合	食品生産経営者は、伝統的に食品とされているかまたは漢方薬材の物質目録に従って食品を識別し、薬品を添加した食品を生産、経営してはならない。	全省市場監督管理部門 食品監督管理機関
3	生産経営する食品、食品添加剤は、食品安全基準に合致しなければならない。	1.病原性微生物、残留農薬、残留獣薬、生物毒素、重金属などの汚染物質及び人体の健康に危害を及ぼすその他の物質の含有量が食品安全基準の上限量を超えている食品、食品添加剤を生産、経営している。 2.法律法規または食品安全基準に合致しない食品、食品添加剤を生産、経営している。 例：某企業が生産する食品は、検査の結果重金属の含有量が食品安全基準の上限量を超えている。	☆☆☆☆☆	『中華人民共和国食品安全法』 第一百二十四条第一項第一号　本法の規定に違反し、以下の状況のうちひとつに該当するが、犯罪を構成していない場合、県級以上の人民政府食品安全監督管理部門が違法所得、違法に生産経営した食品、食品添加剤を没収し、併せて違法な生産経営に用いた工具、設備、原料などの物品を没収することができる。違法に生産経営した食品、食品添加剤の代金の額が1万元に満たない場合は、5万元以上10万元以下の罰金を科す。代金が1万元以上の場合は、代金の10倍以上20倍以下の罰金を科す。情状が深刻な場合は、許可証を没収する。	1.食品、食品添加剤、食品関連製品の生産企業は、生産プロセスの要求に厳格に従って生産し、重要制御点の記録をとらなければならない。 2.食品、食品添加剤、食品関連製品の生産者は検査項目に適した検査室や検査能力を備え、検査装置設備は定期的に検定しなければならない。自社で検査できない場合は、有資格の検査機関に委託して検査しなければならない。食品、食品添	全省市場監督管理部門 食品監督管理機関

				(一)病原線微生物、残留農薬、残留獣薬、生物毒素、重金属などの汚染物質及び人体の健康に危害を及ぼす物質の含有量が食品安全基準の上限量を超える食品、食品添加剤を生産、経営している。 第一百二十四条第二項　　前項及び本法 第一百二十三条、第一百二十五条に規定する状況以外に、法律法規または食品安全基準に合致しない食品、食品添加剤を生産、経営した場合、前項の規定に照らして処罰する。	加剤、食品関連製品は出荷検査に合格してはじめて出荷できる。 3. 食品経営者は、入荷検査義務を厳格に履行しなければならず、サプライヤーの資格や食品関連の合格証明を重点的に検査しなければならない。全工程の食品安全の管理を実行し、効果的な措置を講じて交差汚染を回避しなければならない。	
4	品質保証期間を超えている食品原料、食品添加剤を用いて食品、食品添加剤を生産したり、これらの食品、食品添加剤を経営してはならない。	品質保証期間を超えている食品原材料、調味料などを用いて食品を生産したり、これらの食品を販売している。 例：某企業は、品質保証期間を超えているトマトジュースを使用して調味料を生産している。	☆☆☆☆☆	『中華人民共和国食品安全法』 第一百二十四条第一項第二目　　本法の規定に違反し、以下の状況のうちひとつに該当するが、犯罪を構成していない場合、県級以上の人民政府食品安全監督管理部門が 違法所得、違法に生産経営した食品、食品添加剤を没収し、併せて違法な生産経営に用いた工具、設備、原料などの物品を没収することができる。違法に生産経営した食品、食品添加剤の代金の額が1万元に満たない場合は、5万元以上10万元以下の罰金を科す。代金が1万元以上の場合は、代金の10倍以上20倍以下の罰金を科す。情状が深刻な場合は、許可証を没収する。 (二)品質保証期間を超えている食品原料、食品添加剤を用いて食品、食品添加剤を生産したり、上記の食品、食品添加剤を経営した場合	食品生産経営者は、食品原料、食品添加剤管理制度を制定し、定期的に食品原料、食品添加剤の検査を実施し、期限切れの原料及び食品添加剤を適時整理しなければならない。	全省市場監督管理部門食品監督管理機関
5	範囲や上限量を超えて食品添加剤を使用している食品の生産、経営を禁止する。	範囲、上限量を超えて食品添加剤を使用した食品を生産、経営している。 例：某飲食店は、万頭を作る際に範囲を超えて食品添加剤を添加している。	☆☆☆☆☆	『中華人民共和国食品安全法』 第一百二十四条第一項第三目　　本法の規定に違反し、以下の状況のうちひとつに該当するが、犯罪を構成していない場合、県級以上の人民政府食品安全監督管理部門が 違法所得、違法に生産経営した食品、食品添加剤を没収し、併せて違法な生産経営に用いた工具、設備、原料などの物品を没収することができる。違法に生産経営した食品、食品添加剤の代金の額が1万元に満たない場合は、5万元以上10万元以下の罰金を科す。代金が1万元以上の場合は、代金の10倍以上20倍以下の罰金を科す。情状が深刻な場合は、許可証を没収する。 (三)範囲を逸脱、上限量を逸脱して食品添加剤を使用した食品を生産、経営している	1. 食品生産経営者は、『食品添加剤使用基準』(GB2760)に規定する食品添加剤の品種、使用範囲、使用量に照らし、正確に量食品添加剤を計量し、投入する際にはむらなく混ぜなければならない。 2. 食品添加剤は専従者が保管、持ち出し、登記を担当し、併せて関連の使用記録を作成しなければならない。専用冊子を作成して、使用する食品添加剤の名称、生産日またはロット番号、添加 する食品の品種、添加量、添加時期、操作人員などの情報を記録し、食品添加剤の使用管理を強化しなければならない。 3. 開封した後の食品添加剤は、容器に食品添加剤の名称などを表記し、元の包装を残しておかなければならない。	全省市場監督管理部門食品監督管理機関

華鐘諮詢

6	虚偽の生産日、品質保証期間を記載した、または品質保証期間を超えている食品、食品添加剤を生産、経営してはならない。	1.虚偽の生産日、品質保証期間を記載した食品、食品添加剤を生産、経営している。 2.品質保証期間を超えている食品、食品添加剤を販売している。 例：某スーパーマーケットでは、品質保証期間を超えているインスタント麺を販売している。	☆☆☆☆☆	『中華人民共和国食品安全法』 第一百二十四条第一項第五項　本法の規定に違反し、以下の状況のうちひとつに該当するが、犯罪を構成していない場合、県級以上の人民政府食品安全監督管理部門が 違法所得、違法に生産経営した食品、食品添加剤を没収し、併せて違法な生産経営に用いた工具、設備、原料などの物品を没収することができる。違法に生産経営した食品、食品添加剤の代金の額が1万元に満たない場合は、5万元以上10万元以下の罰金を科す。代金が1万元以上の場合は、代金の10倍以上20倍以下の罰金を科す。情状が深刻な場合は、許可証を没収する。 (五)虚偽の生産日、品質保証期間を記載した、または品質保証期間を超えている食品、食品添加剤を生産、経営している	1.食品生産経営者は、生産日や品質保証期間を正しく記載しなければならず、生産日を偽造したり改竄したりしてはならない。 2.食品生産経営者は、生産日や品質保証期間を正しく記載しなければならず、生産日を偽造したり改竄したりしてはならない。	全省市場監督管理部門食品監督管理機関
7	包装済の食品、食品添加剤を生産、経営する場合、ラベルは『食品安全法』、『包装済食品ラベル通則』などの規定に従わなければならない。	1.ラベルの無い包装済食品、食品添加剤を生産、経営している。 2.ラベルが食品安全関連規定に適合しない食品、食品添加剤を生産、経営している。 3.輸入した包装済食品、食品添加剤に中国語ラベルが無い、またはラベルや説明書が食品安全法の規定に適合していない。 4.遺伝子組み換え食品を経営しているが、規定通りに明確に標示していない。 例：某社が生産する包装済食品のラベルには製品基準番号が記載されていない。	☆☆☆☆☆	『中華人民共和国食品安全法』 第一百二十五条第一項第二号　本法の規定に違反し、以下の状況のうちひとつに該当する場合、違法所得、違法に生産、経営した食品、食品添加剤を没収し、併せて違法な生産、経営に用いた工具、設備、原料などの物品を没収することができる。違法に生産、経営した食品、食品添加剤の代金の額が1万元に満たない場合は、併せて5000元以上5万元以下の罰金を科す。代金が1万元以上の場合は、代金の5倍以上10倍以下の罰金を科す。情状が深刻な場合は、生産停止、休業を命令し、最悪の場合は許可証を没収する。 (二)ラベルの無い包装済食品、食品添加剤、またはラベルや説明書が本法の規定に適合しない食品、食品添加剤を生産、経営している。	1.食品生産者は、『包装済食品ラベル通則』(GB7718-2011)、『包装済食品栄養ラベル通則』(GB28050-2011)などの基準に従ってラベルを制作すること。 2.食品生産経営者は、ラベルの審査を強化すること。	全省市場監督管理部門食品監督管理機関
8	食品、食品添加剤の生産経営者は、入荷検査義務を履行しなければならない。	1.食品、食品添加剤生産経営者が入荷時に許可証や関連の証明文書をチェックしていない。 2.食品、食品添加剤生産経営企業が規定どおりに入荷検査記録、出荷検査記録、販売記録制度を制定、遵守していない。 例：某スーパーマーケットは、入荷時にサプライヤーの許可証や食品合格証明をチェックしていない。	☆☆☆☆☆	『中華人民共和国食品安全法』 第一百二十六条第一項第三項　本法の規定に違反し、以下の状況のうちひとつに該当する場合、県級以上の人民政府食品安全監督管理部門が改正を命令し、警告を与える。改正を拒否した場合、5000元以上5万元以下の罰金を科す。情状が深刻な場合は、生産停止、休業を命令し、最悪の場合は営業許可証を没収する。 (三)食品、食品添加剤生産経営者が入荷時に許可証や関連の証明文書を確認していない、または規定どおりに入荷検査記録、出荷検査記録、販売記録制度を制定、遵守していない。	1.食品生産経営者は、サプライヤーの許可証や食品出荷検査合格証またはその他の合格証明をチェックしなければならない。 (1)生産企業から食品、食品添加剤を調達する場合、その食品、食品添加剤の生産許可証を確認し、 生産企業が発行する食品出荷検査合格レポートやその他の合格証明を確認しなければならない。 (2)経営企業から食品を調達する場合、その食品経営許可証を確認し、食品出荷検査合格証または検査合格報告書など、そ	全省市場監督管理部門食品監督管理機関

					の他の合格証明を確認しなければならない。輸入食品を購入する場合は、更に、税関が発行する入国貨物検査検疫証明を検査しなければならない。ロットごとに貨物と証明が一致しなければならない。 (3)経営企業から食品添加剤を調達する場合、その営業許可証、製品合格証明文書を確認しなければならない。 (4)食用農産品の調達で、食用農産品生産者、買付業者、屠殺場から購入する場合、購入証憑、合格証明文書などを確認しなければならない。卸売市場で購入する場合、当該市場または市場経営者が発行した販売証憑を確認しなければならない。規定に従い権益や肉製品品質検査を必要とする肉類を購入する場合は、更に、関連の検査検疫合格証明を確認しなければならない。輸入食用農産品を調達する場合、更に、入国貨物検査検疫証明などの証明文書を確認しなければならない。 2.食品生産経営企業は、食品入荷検査記録制度を制定し、入荷検査の方式、内容、項目、責任者、記録方式の内容、関連の記録や証憑の保存などの要求を明確にしなければならない。記録や証憑の保存期間は製品の品質保証期間満了後6ヵ月を下回ってはならない。明確な品質保証期間が無い場合、保存期限は2年を下回ってはならない(入荷日より起算)。入荷検査資料は、適時更新しなければならない。許可証、合格証明文書など関連の資料は有効期間内でなければならない。	
9	特殊食品生産経営企業は、合法的に登録または届出を行った特殊商品を生産、販売しなければならない。	1.特殊食品生産企業が登録または届出した配合技術どおりに特殊食品を生産していない。 2.特殊食品経営企業が、入荷検査の職責を厳しく履行しておらず、販売する特殊食品のラベル、説	☆☆☆☆☆	『中華人民共和国食品安全法』 第一百二十四条第一項第六号　本法の規定に違反し、以下の状況のうちひとつに該当するが、犯罪を構成していない場合、県級以上の人民政府食品安全監督管理部門が違法所得、違法に生産経営した食品、食品添加剤を没収し、併せて違法な生産経営に用いた工具、設備、原料などの物品	1.特殊食品生産企業は、登録または届出した配合や生産技術に従って特殊食品を生産しなければならない。 2.特殊食品経営企業は、入荷検査制度を制定して実行し、サプライヤーが提供し	全省市場監督管理部門食品監督管理機関

華鐘諮詢

		明書の内容が登録または届出したラベル、 説明書と一致しない。		を没収することができる。違法に生産経営した食品、食品添加剤の代金の額が1万元に満たない場合は、5万元以上10万元以下の罰金を科す。代金が1万元以上の場合は、代金の10倍以上20倍以下の罰金を科す。情状が深刻な場合は、許可証を没収する。 (六)規定通りに登録されていない健康食品、特殊医学用途配合食品、乳幼児用配合粉ミルクを生産、販売している。または登録された製品配合、生産技術などの技術要求どおりに生産を組織していない。 第一百二十六条第一項第八号、第九号 本法の規定に違反し、以下の状況のうちひとつに該当する場合、県級以上の人民政府食品安全監督管理部門が改正を命令し、警告を与える。改正を拒否した場合、5000元以上5万元以下の罰金を科す。情状が深刻な場合は、生産停止、休業を命令し、最悪の場合は営業許可証を没収する。 (八)健康食品生産企業が規定どおりに食品安全監督管理部門に届出をしていない、または届出した製品配合、生産技術などの技術要求どおりに生産を組織していない。 (九)乳幼児用配合食品生産企業が、食品原料、食品添加剤、製品の配合、ラベルなどを食品安全監督管理部門に届出していない。 『中華人民共和国食品安全法実施条例』 第六十八条第四項　以下の状況のうちひとつに該当する場合、食品安全法第一百二十五条第一項、本条例第七十五条の規定に基づき処罰する。 (四)生産、経営する特殊食品のラベル、説明書の内容が登録または届出したラベル、説明書と一致しない。	た特殊食品登録批准文書または届出証憑を真剣に照合しなければならない。	
10	オンライン食品取引第三者プラットフォーム提供者は、加入する食品経営者に対し、審査管理する義務を履行しなければならない。	1. オンライン食品取引第三者プラットフォーム提供者が、加入する食品経営者の実名登記を行わず、許可証を審査していない。 2. オンライン食品取引第三者プラットフォーム提供者が、オンライン取引プラットフォームサービス提供停止などの義務を履行していない。 3. オンライン食品取引第三者プラットフォーム提供者が、加入する食品生産経営者の関連資料や情報について審査、登記を行っていない、事実のとおりに記録し更新していない。	☆☆☆	『中華人民共和国食品安全法』 第一百三十一条第一項　本法の規定に違反し、オンライン食品取引第三者プラットフォーム提供者が、加入する食品経営者に対して実名登記を実施していない、許可証を審査していない、または報告、オンライン取引プラットフォームサービスの提供停止などの義務を履行していない場合、県級以上の人民政府食品安全監督管理部門が改正を命令し、違法所得を没収し、併せて5万元以上20万元以下の罰金を科す。深刻な結果をまねいた場合は、休業を命令し、最悪の場合は元の許可証発行部門が許可証を没収する。消費者の合法的権益が損なわれた場合は、食品経営者が連帯責任を負わなければならない。	オンライン食品取引第三者プラットフォーム提供者は、以下の法定職責を履行しなければならない。 1. 加入する食品経営者の主体資格の審査及びその経営活動の検査、取引管理規則、クレーム通報処理、消費者賠償などの食品安全管理制度 を構築し、これらの制度をプラットフォーム上で公開する。 2. 加入する食品経営者の実名登記、資格審査を厳格に実施し、現場の事実照合を行い、ウェブサイト上で食品経営許可証	全省市場監督管理部門食品監督管理機関

華鐘諮詢

		例：某オンラインプラットフォーム提供者は、加入する食品経営者が食品経営許 可証などの資料を取得しているか否か、審査していない。		『オンライン食品安全違法行為調査処理弁法』 第十一条　オンライン食品取引第三者プラットフォーム提供者は、加入する食品生産経営者の食品生産経営許可証、加入する食品添加剤生産企業の生産許可証などの資料を検査し、事実のとおりに記録し適時更新しなければならない。 オンライン食品取引第三者プラットフォーム提供者は、加入する食用農産品生産経営者の営業許可証、食品添加剤経営者の営業許可証、食用農産品を取引する個人の身分証の番号、住所、連絡先などの情報を登記し、事実のとおりに記録し適時更新しなければならない。 第三十二条　本弁法第十一条の規定に違反し、オンライン食品取引第三者プラットフォーム提供者が加入する食品生産経営者の関連資料や情報を審査、登記していない、事実のとおりに記録し更新していない場合、県級以上の地方市場監督管理部門が食品安全法第一百三十一条の規定に従い処罰する。	などの資格証明資料を適時更新し、加入する食品経営者との間で加入契約を締結し、その遵守すべき食品安全責任を明確にする。 3. 監督管理部門の要求に従い、加入する食品経営者の関連情報を提供する。 4. 専従の管理者を置き、加入する経営者の実際加工地点とプラットフォームに標示された場所とが一致するか否かを審査確認し、プラットフォーム上で発表された食品安全情報と照合する。 5. 加入する経営者に範囲を逸脱した経営、虚偽情報の発表などの違法行為が存在することが発覚した場合、速やかに主動的に制止しなければならない。加入する経営者が許可証無しで経営していること、禁止性食品を販売していること、食品安全事故などの重大な違法行為を起こしていることなどが発覚した場合、直ちにオンライン取引サービスの提供を停止しなければならない。 以上の状況はいずれも、速やかに所在地の市場監督管理部門に報告しなければならない。	
11	オンライン飲食サービス第三者プラットフォーム提供者が公示する加入業者の食品経営許可証は、真実且つ有効でなければならない。	1. オンライン飲食サービス第三者プラットフォーム提供者が公示している加入商店の食品経営許可証が期限切れである。 2. オンライン飲食サービス第三者プラットフォーム提供者が公示している加入商店の食品経営許可証が偽物である。 3. オンライン飲食サービス第三者プラットフォーム提供者が公示している加入商店の食品経営許可証に記載された経営場所などの許可情報が実際と符合しない。	☆☆☆☆☆	『オンライン飲食サービス食品安全監督管理弁法』 第八条第一項　オンライン飲食サービス第三者プラットフォーム提供者は、加入する飲食サービス提供者の食品経営許可証について審査を行い、加入飲食サービス提供者の名称、住所、法定代表人または責任者及び連絡方法などの情報を登記し、加入飲食サービス提供者の食品経営許可証に記載された経営場所などの許可情報が真実であることを保証しなければならない。 第十条　オンライン飲食サービス第三者プラットフォーム提供者や加入する飲食サービス提供者は、ネット上で飲食サービス提供者の名称、住所、量化分級情報を公示し、公示する情報は真実でなければならない。 第三十一条第一項　本弁法第八条第一項の規定に違反し、オンライン飲食サービス第三者プラットフォーム提供者が	1. オンライン前の商店に対して厳格な管理を行い、許可証の真偽、許可証に記載された経営場所が実際と一致するか否か、許可証が有効期限内であるか否かを重点的に審査しなければならない。法律規定に合致しないものは一律にオンラインしてはならない。 2. 加入済の商店に対して、その経営場所が許可証と合致しているか否か、許可証が期限切れしているか否か、定期的に審査しなければならない。関連の違法行為が存在する場合は、直ちに商店をオンラ	全省市場監督管理部門食品監督管理機関

華鐘諮詢

				加入する飲食サービス提供者の食品経営許可証 の審査を行わない、加入する飲食サービス提供者の名称、住所、法定代表人または責任者及び連絡方法などの情報を登記しない、または加入する飲食サービス提供者の食品経営許可証に記載された経営場所などの許可情報が真実でない場合、県級以上の地方食品薬品監督管理部門が食品安全法第一百三十一条の規定に従って処罰する。 第三十二条　本弁法第九条、第十条、第十一条の規定に違反し、オンライン飲食サービス第三者プラットフォーム提供者や加入する飲食サービス提供者が、要求通りに情報の公示や更新を行わない場合、県級以上の地方食品薬品監督管理部門が改正を命令し、警告を与える。改正を拒否した場合、5000元以上3万元以下の罰金を科す。 『中華人民共和国食品安全法』 第一百三十一条第一項　本法の規定に違反し、オンライン食品取引第三者プラットフォーム提供者が、加入する食品経営者の実名登記を行わない、許可証を審査しない、または報告、オンライン取引プラットフォームサービスの提供停止などの義務を履行しない場合、県級以上の人民政府食品安全監督管理部門が改正を命令し、違法所得を没収し、併せて5万元以上20万元以下の罰金を科す。深刻な結果をまねいた場合は、休業を命令し、最悪の場合は元の許可証発行部門が許可証を没収する。消費者の合法的権益が損なわれた場合は、食品経営者と連帯責任を負わなければならない。	インからはずし、市場監督管理部門に報告しなければならない。 3. 市場監督部門が通報したオンラインからはずすべき問題の商店については、直ちにオンラインからはずし、改善しなければならない。	
12	プラットフォームは、 食品安全の主体責任を実行し、加入する飲食サービス提供者の経営行為に対して抽出検査やモニタリングを実施しなければならない。加入する飲食サービス提供者の違法行為を発見した場合、速やかに禁止し、報告義務を履行しなければならない。	加入する商店に対して抽出検査や測定を行っていない、または加入する商店の違法行為が発覚したが済赤に制止、報告をしていない。	☆☆☆☆☆	『オンライン飲食サービス食品安全監督管理弁法』 第十六条　オンライン飲食サービス第三者プラットフォーム提供者は、加入する飲食サービス提供者の経営行為に対して抽出検査やモニタリングを実施しなければならない。オンライン飲食サービス第三者プラットフォーム提供者は、加入する飲食サービス提供者に違法行為があることを発見した場合、速やかに制止し、直ちに加入飲食サービス提供者所在地の県級食品薬品監督管理部門に報告しなければならない。重大な違法行為を発見した場合、速やかにオンライン取引プラットフォームサービスの提供を停止しなければならない。 第三十七条 本弁法第十六条第一項の規定に違反し、オンライン飲食サービス第三者プラットフォーム提供者が加入する飲食サービス提供者の経営行為に対して抽出検査やモニタリングを実施していない場合、県級以上の地方食品薬	1. 定期的に、オンラインとオフラインの2種類の方法で加入する商店の経営行為について抽出検査を実施しなければならない。商店に範囲を逸脱した経営が存在しないか、法律に規定された原料管理、加工工程、施設メンテナンス、包装材の衛生などの面での主体責任を実行しているか否かを重点的に検査する。 2. 抽出検査で発覚した問題に対して制止と上部への報告義務を履行する。 3. 市場監督部門が通報したオンラインからはずすべき問題の商店については、直	全省市場監督管理部門食品監督管理機関

華鐘諮詢

				品監督管理部門 が改正を命令し、警告を与える。改正を拒否した場合は、5000元以上3万元以下の罰金を科す。 本弁法第十六条第二項の規定に違反し、オンライン飲食サービス第三者プラットフォーム提供者が、加入する飲食サービス提供者に違法行為があることを発見したが速やかに制止せず、直ちに加入飲食サービス提供者所在地の県級食品薬品監 督管理部門に報告もしない場合、または加入する食サービス提供者に重大な違法行為があることを発見したが、直ちにオンライン取引プラットフォームサービスの提供を停止しない場合、県級以上の地方食品薬品監督管理部門が、食品安全法第一百三十 一条の規定に従って処罰する。 『中華人民共和国食品安全法』 第一百三十一条第一項　本法の規定に違反し、オンライン食品取引第三者プラットフォーム提供者が加入する食品経営者について実名登記を行わない、許可証を審査していない、または報告、オンライン取引プラットフォームサービスの提供停止などの義務を履行していない場合、県級以上の人民政府食品安全監督管理部門が改正を命令し，違法所得を没収し、併せて5万元以上20万元以下の罰金を科す。深刻な結果をまねいた場合は、休業を命令し、最悪の場合は元の許可証発行部門が許可証を没収する。消費者の合法的権益が損なわれた場合は、食品経営者と連帯責任を負わなければならない。	ちにオンラインからはずし、改善しなければならない。	
13	食品生産経営企業は、健全な食品安全管理制度を制定し、食品安全責任を実行しなければならない。	1. 食品生産経営企業が、規定どおりに食品安全管理制度を構築していない。 2. 食品生産経営企業が、規定どおりに食品安全総監、食品安全員などの食品安全管理者の配備、訓練、試験を行っていない。 3. 食品生産経営企業が、責任制の要求どおりに食品安全責任を実行していない。 例： 某食品生産企業は、食品安全総監、食品安全員を配備していない。	☆☆☆☆☆	『企業の食品安全主体責任実行監督管理規定』 第十八条　食品生産経営企業が規定どおりに食品安全管理制度を構築していない、規定どおりに食品安全総監、食品安全員などの食品安全管理者の配備、訓練、試験を行っていない、または責任制の要求どおりに食品安全責任を実行していない場合、県級以上の地方市場監督管理部門が、食品安全法第一百二十六条第一項の規定に基づき改正を命令し、警告を与える。改正を拒否した場合、5000元以上5万元以下の罰金を科す。情状が深刻な場合は、生産停止、休業を命令し、最悪の場合は許可証を没収する。法律、行政法規が規定を有する場合、その規定に従う。	1. 食品生産経営企業は、健全な食品安全管理制度を構築し、企業の規模、食品の種類、リスク等級、管理水準、安全状況などに適した食品安全管理人員を配備し、職位職責を明確にしなければならない。 2. 食品生産経営企業は、毎日の管理、週ごとの検査、月ごとの作業配置の制度を厳格に実行し、定期的に自己検査を実施しなければならない。 3. 食品生産経営企業は、食品安全リスク管理リストを作成し、改善措置を研究して制定し、長期的効果を確保しなければならない。	全省市場監督管理部門 食品監督管理機関

華鐘諮詢

14	食品作業場が食品の生産加工活動に従事する場合、食品作業場登記証を取得しなければならない。	食品作業場が食品作業場登記証を取得せず、無断で食品生産加工活動に従事している。 例：某小規模酒店は、食品作業場登記証を取得せずに無断で白酒を醸造している。	☆☆☆☆☆	『江蘇省食品作業場及び食品屋台管理条例』 第四十一条　食品作業場が本条例第十条第一項の規定に違反し、市場監督管理部門の登記をせずに食品生産加工活動に従事した場合、市場監督管理部門が違法所得や違法に生産、加工した食品を没収し、併せて違法な生産、加工に用いた工具、設備、原料などの物品を没収することができる。違法に生産、加工した食品代金の額が1万元未満の場合、2000元以上5万元以下の罰金を科す。代金が1万元以上の場合、代金の5倍以上10倍以下の罰金を科す。	食品作業場が食品生産加工活動に従事する場合、法に基づき営業許可証、食品作業場登記証を取得しなければならない。	全省市場監督管理部門 食品監督管理機関
15	食品作業場は、法定要求に従って食品を生産、加工しなければならない。	1. 病原性微生物、残留農薬、残留獣薬、生物毒素、重金属などの汚染物質及び人体の健康に危害を及ぼすその他の物質の含有量が食品安全基準の上限量を超える食品を生産、経営している。 2. 品質保証期間を超えている食品原料、食品添加剤を使用して食品を生産、加工している、または品質保証期間を超えている食品を販売している。 3. 食品安全基準に合致しない原料、食品添加剤や食品関連製品を使用している、または範囲や上限量を超えて食品添加剤を使用している。 例：某食品作業場では、期限切れの原料を使用して食品を生産している。	☆☆☆☆☆	『江蘇省食品作業場及び食品屋台管理条例』 第四十二条　食品作業場が本条例第十三条第二項、第十九条の規定に違反した場合、市場監督管理部門が違法所得や違法に生産、加工した食品及び違法な生産、加工に用いた工具、設備、原料などの物品を没収する。違法に生産、加工した食品代金の額が1万元未満の場合、１万元以上５万元以下の罰金を科す。代金が1万元以上の場合は、代金の5倍以上10倍以下の罰金を科す。情状が深刻な場合は、生産停止、休業を命令し、最悪の場合は登記証を没収する。	食品作業場は、法定の要求に基づき食品を生産、加工し、食品の安全を保証しなければならない。	全省市場監督管理部門 食品監督管理機関
16	小規模飲食店は法定要求に基づき食品を制作する。	1. 生食類食品を販売している、デコレーションケーキを自社制作している、生乳を原料とする飲料を自社制作している。 2. 病原性微生物、残留農薬、残留獣薬、生物毒素、重金属などの汚染物質及び人体の健康に危害を及ぼすその他の物質の含有量が食品安全基準の上限量を超える食品を販売している。 3. 腐敗、変質している、油脂が酸化している、カビや虫が発生している、汚れがあり不衛生、異物が混入している、偽物や雑物が混じっている、または官能性の異常がある食品を経営している。 4. 未検疫または検疫不合格の肉類を使用して食品を制作している、未検査または検査不合格の肉類製品を使用して食品を制作している。	☆☆☆☆☆	『江蘇省人民代表大会常務委員会の、小規模飲食店の管理強化に関する決定』 第十八条第三項　　本決定第十一条第二項～第十項の規定に違反した場合、市場監督管理部門が違法所得、違法に経営した食品を没収し、併せて2000元以上1万元以下の罰金を科す。情状が深刻な場合は、休業を命令し、1万元以上5万元以下の罰金を科す。	小規模飲食店は、法定の要求に基づいて食品を制作し、食品の安全を保障しなければならない。	全省市場監督管理部門 食品監督管理機関

		5. 病死、毒死または死因不明の禽類、畜類、水産動物の肉類及びその製品を使用して食品を制作している。 6. 非食品原料を使用して食品を制作している、食品中に食品添加剤以外の化学物質や人体の健康に危害を及ぼす可能性のあるその他の物質を添加している、または回収した食品を使用して食品を制作している。 7. 厨房廃棄物，廃棄油脂を原料として加工、製造した油脂を使用して食品を制作している。 8. 品質保証期間を超えている食品原料、食品添加物を使用して食品を制作している、または品質保証期間を超えている食品を販売している。 9. 食品安全基準に合致しない原料、食品添加剤、食品関連製品を使用している、または範囲や上限量を超えて食品添加剤を使用している。 例：某小規模飲食店は、カビが生えたり虫が発生している食品を取り扱っている。				

共健諮詢

コンプライアンス行為のタイプ：特種設備安全類

No.	コンプライアンス事項	常見される違法行為	リスク等級	法的根拠及び違法責任	コンプライアンス提案	指導機関
1	特種設備の生産活動に従事する場合、法に基づき許可を取得しなければならない。	1. 許可なく特種設備の生産活動(設計、製造、据付、改造、修理を含む)に従事している。 2. 許可された範囲を逸脱して特種設備生産活動に従事している。 3. 特種設備生産企業が、生産条件を備えなくなった、または生産許可証が既に期限切れのまま、引続き特種設備生産活動に従事している。 4. 生産許可証を改竄、転売、貸し借りしている。 5. ボイラー、ガスボンベ、酸素カプセル、旅客ロープウェイ、大型アトラクション施設の設計文書が、特種設備の安全監督管理を担当する部門が承認した検査機関の鑑定を受けて作成したものではない。 6. ボイラー、圧力容器、圧力パイプライン部品などの特種設備の製造過程やボイラー、圧力容器、圧力パイプライン、エレベーター、クレーン、旅客ロープウェイ、大型アトラクション施設の据付、改造、重大修理過程において、特種設備検査機関が安全技術規範の要求に照らして監督検査を実施していない。 例：許可を得ず無断でボイラーを製造している。	☆☆☆☆☆	『中華人民共和国特種設備安全法』 第七十四条　本法の規定に違反し、許可を得ずに特種設備の生産活動に従事した場合、生産停止を命令し、違法に製造した特種設備を没収し、10万元以上50万元以下の罰金を科す。違法所得がある場合は違法所得を没収する。既に据付、改造 、修理を実施している場合は、原状回復を命じるかまたは期限を定めて許可を取得した企業が新たに据付、改造、修理するよう命令する。 第七十五条　 本法の規定に違反し、特種設備の設計文書が鑑定を経ておらず、無断で製造に用いた場合、改正を命令し 、違法に製造した特種設備を没収し、5万元以上50万元以下の罰金を科す。 第七十九条　本法の規定に違反し、特種設備の製造、据付、改造、重大修理及びボイラーの洗浄過程において、監督検査を経ていない場合、期限を定めて改正を命令する。期限を過ぎても改正しない場合、5万元以上20万元以下の罰金を科す。違法所得がある場合は、違法所得を没収する。情状が深刻な場合は、生産許可証を没収する。 第八十一条第一項第一号　 本法の規定に違反し、特種設備生産企業が以下の行為のうちひとつに該当する場合、期限を定めて改正を命令する。期限を過ぎても改正しない場合、生産停止を命令し、5万元以上50万元以下の罰金を科す。情状が深刻な場合は、生産許可証を没収する (一)生産条件を備えなくなった、生産許可証が期限切れとなった、または許可範囲を逸脱して生産している 第八十一条第三項　特種設備生産企業が生産許可証を改竄、転売、貸し借りした場合、生産停止を命令し、5万元以上50万元以下の罰金を科す。情状が深刻な場合は、生産許可証を没収する。	1. 目録にある特種設備を生産(設計、製造、据付、改造、修理を含む)する場合、規定に従って国家、省級市場監督管理部門の許可を取得しなければならない。行政許可に必要な資料、手順などの詳細は『特種設備生産及び充填企業許可規則』を参照するほか、地元の市場監督管理部門に問合せすることができる。 2. 取得を許可した後 、特種設備生産企業は、許可範囲に厳格に従って生産し、許可証有効期限満了の6ヵ月前には、法に基づき許可証更新申請手続きをするか若しくは承諾声明を提出する。生産条件を備えなくなった、または生産許可証が期限切れの場合、特種設備の生産に従事してはならない。 3. ボイラー、ガスボンベ、酸素カプセル、旅客ロープウェイ、大型アトラクション施設の設計文書は、特種設備の安全監督管理を担当する部門が承認した検査機関の鑑定を受けてはじめて、製造に用いることができる。 4. ボイラー、圧力容器、圧力パイプライン部品などの特種設備の製造過程やボイラー、圧力容器、圧力パイプライン、エレベーター、クレーン、旅客ロープウェイ、大型アトラクション施設の据付、改造、重大修理過程において、特種設備検査機関が安全技術規範の要求に照らして行う監督検査を受けなければならない。	全省市場監督管理部門特種設備監督管理機関
2	特種設備の経営活動は、法律規定に合致しなければならない。	1. 許可を取得せずに生産した特種設備を販売している。 2. 検査していない、または検査不合格の特種設備を販売、引渡ししている。	☆☆☆☆☆	『中華人民共和国特種設備安全法』 第八十二条　本法の規定に違反し、特種設備経営企業が以下の行為のうち一つに該当する場合、経営停止を命令し、違法に経営した特種設備を没収し、3万元以上30万元以下の罰金を科す。違法所得がある場合は、違法所得を没収する。	1. 特種設備販売企業が販売する特種設備は、安全技術規範及び関連の基準の要求に適合していなければならず、許可を取得せずに生産した特種設備、検査を受けていない特種設備、検査不合格の特種設備、または国家が淘汰を命じ、既に廃棄されている特種設備を販売してはならない。	全省市場監督管理部門特種設備監督管理機関

		3. 国家が淘汰を命じ、既に廃棄された特種設備を販売している。 4. 安全技術規範の要求どおりにメンテナンス保全していない特種設備を販売している。 5. 関連の技術資料や文書が整っていない特種設備を販売している。 6. 特種設備販売企業が、検査検収及び販売記録制度を制定していない。 7. 使用歴のある特種設備を販売、譲渡し、購入者または受譲者に関連の証明や档案を提供していない。 8. 許可を得ずに生産した特種設備、検査をせず、または検査不合格の特種設備を貸し出している。 9. 国家が淘汰を命じ、既に廃棄された特種設備を貸し出している。 10. 安全技術規範の要求どおりにメンテナンス保全を行っていない特種設備を貸し出している。 例：某社は、国家が淘汰を命じているボイラーを販売したり、検査をしていないフォークリフトを貸し出している。		(一)未取得許可を取得せずに生産した、検査を受けていない、または検査不合格の特種設備を販売、貸し出した場合 (二)国家が淘汰を命じ、既に廃棄された特種設備、または安全技術規範の要求どおりにメンテナンス保全を行っていない特種設備を販売、貸し出した場合。 本法の規定に違反し、特種設備販売企業が検査検収及び販売記録制度を構築していない場合、または輸入特種設備について事前告知義務を履行していない場合、改正を命令し、1万元以上10万元以下の罰金を科す。 特種設備生産企業が、検査を受けていない、または検査不合格の特種設備を販売、引渡しした場合、本条第一項の規定に従って処罰する。情状が深刻な場合は、生産許可証を没収する。 『江蘇省特種設備安全条例』 第四十一条　本条例第九条の規定に違反し、特種設備販売企業が関連の技術資料や文書が不揃いの特種設備を販売した場合、特種設備安全監督管理部門が販売停止を命令し、期限を定めて改正を命令する。期限を過ぎても改正しない場合、2万元以上20万元以下の罰金を科す。違法所得がある場合は、違法所得を没収する。 第四十二条　本条例第十条の規定に違反し、使用歴のある特種設備を販売、譲渡する際に、購入者または受譲者に元の使用企業の特種設備使用登記抹消証明、安全技術档案及び監督検査または定期検査合格証明を提供しない場合、特種設備安全監督管理部門責令が販売、譲渡の停止を命令し、期限を定めて改正を命令する。期限を過ぎても改正しない場合、2万元以上20万元以下の罰金を科す。 第四十三条　本条例第十一条の規定に違反し、以下の行為のうち一つに該当する場合、特種設備安全監督管理部門が改正を命令し、2000元以上1万元以下の罰金を科すことができる。 (一)特種設備貸出企業が、特種設備借受企業に関連の証明を提供していない (二)証明文書が不完全なまま、特種設備借受企業が特種設備を使用に投じている (三) 証明文書が不完全なまま、場所の経営管理単位が特種設備の持ち込み、使用を許可している。	2. 特種設備販売企業は、特種設備検査検収及び販売記録制度を構築しなければならない。入荷時には、特種設備製造許可証、設計文書、製品品質合格証明、据付及び使用のメンテナンス保全説明、監督検査証明など関連の技術資料や文書を確認し、記録をとり、関連証憑を保存しなければならない。販売時にも販売記録を作成し、購入企業、時期、設備本体の品質、安全付属書及び安全保護装置の配備、付随資料及び文書の検査状況などを記載しなければならない。 3. 使用歴のある特種設備を販売、譲渡する場合は更に、購入者または受譲者に、元の使用企業の特種設備使用登記抹消証明、安全技術档案、監督検査または定期検査合格証明を提供しなければならない。 4. 特種設備生産企業は、検査を受けていない、または検査不合格の特種設備を販売、引渡ししてはならない。 5. 特種設備の貸出期間中の使用管理やメンテナンス保全義務は、特種設備貸出企業が担う。法律が別途規定を有する場合、または当事者が別途約定を有する場合を除く。 6. 特種設備貸出企業は、特種設備借受企業に対し、貸し出す特種設備の使用登記証明、定期検査合格証明を提供しなければならない。特種設備作業員を配備する場合は更に、作業員の資格証明を提供する。特種設備借受企業は、検査検収を行い、合法であることを確保した上で、使用に投じることができる。 7. 貸方と借方は、契約書において貸借期間中の特種設備の使用管理やメンテナンス保全の義務につして明確に約定し、使用する特種設備が合法で安全であることを保証しなければならない。	

3	特種設備使用企業は、法に基づき使用登記手続きを行わなければならない。	特種設備使用企業が、市場監督管理部門に使用登記の申請を行っていない。 例：某企業は規定どおりに圧力容器使用登記を行っていない。	☆☆☆☆☆	『中華人民共和国特種設備安全法』 第八十三条第一項　本法の規定に違反し、特種設備使用企業が以下の行為のうち一つに該当する場合、期限を定めて改正を命令する。期限を過ぎても改正しない場合、関連の特種設備の使用停止を命令し、1万元以上10万元以下の罰金を科す。 (一)特種設備を使用する際に規定どおりに使用登記を行っていない。	特種設備使用企業は、特種設備を使用に投入する前または投入した後30日以内に、所在地の市場監督管理部門に使用登記申請を行い、『特種設備使用登記証』を取得しなければならない。設備を抹消する場合は、使用登記証を返還しなければならない。登記標示は、当該特種設備の分かり易い位置に付さなければならない。	全省市場監督管理部門特種設備監督管理機関
4	特種設備使用企業は、法律規定に合致する特種設備を使用しなければならない。	1.特種設備使用企業が、許可を取得せずに生産した特種設備を使用している。 2.特種設備使用企業が使用している特種設備が、検査を行っていない、または検査不合格である。 3.特種設備使用企業が、国家が淘汰を命じ、既に廃棄された特種設備を使用している。 例：某企業は検査に合格していない圧力容器を使用している。	☆☆☆☆☆	『中華人民共和国特種設備安全法』 第八十四条第一項　本法の規定に違反し、特種設備使用単位が以下の行為のうちひとつに該当する場合、関連の特種設備の使用停止を命令し、3万元以上30万元以下の罰金を科す。 (一)許可を取得せずに生産した特種設備、検査をしていない、または検査不合格の特種設備、または国家が淘汰を命じ、既に廃棄された特種設備を使用している	1.特種設備使用企業は、許可を取得して生産(設計、製造、据付、改造、修理を含む)し、且つ検査に合格した特種設備を購入、使用しなければならず、国家が淘汰を命じ、既に廃棄された特種設備を使用してはならない。 2.特種設備使用企業は、健全な特種設備管理制度を構築し、設備管理者を配備し、特種設備台帳の記録を作成し、 特種設備の検査期限満了時期を明確に記載し、検査合格有効期限満了の1ヶ月前に、特種設備検査機関に定期検査を申請し、期限切れ使用が無いよう保証しなければならない。	全省市場監督管理部門特種設備監督管理機関
5	特種設備使用単位は、完全な安全技術設備档案を作成しなければならない。	特種設備使用単位が、規定どおりに安全技術档案を作成していない、または档案が不揃いである。 例：某エレベーター使用企業は、1基1档案の要求どおりにエレベーター安全技術档案を作成していない。	☆☆☆	『中華人民共和国特種設備安全法』 第八十三条第二項　本法の規定に違反し、特種設備使用企業が以下の行為のうちひとつに該当する場合、期限を定めて改正を命令する。期限を過ぎても改正しない場合、関連の特種設備の使用停止を命令し、1万元以上10万元以下の罰金を科す。 (二)特種設備安全技術档案を作成していない、安全技術档案が規定の要求に合致していない、法に基づき使用登記標示を設置していない、または定期的に標示を検査していない。	特種設備使用企業は、整った特種設備安全技術档案を作成しなければならず、安全技術档案には以下の内容を含むものとする。 1.特種設備の設計文書 、製品の品質合格証明、据付及び使用のメンテナンス保全説明、監督検査証明などの関連技術資料及び文書； 2.特種設備の定期検査及び 定期的自己検査記録； 3.特種設備の日常使用状況記録； 4.特種設備及びその付属計器装置のメンテナンス保全記録； 5.特種設備の運行故障及び事故の記録。	全省市場監督管理部門特種設備監督管理機関
6	特種設備の生産、経営、使用企業は、国家の関連規定に従って特種設備安全管理人員、検査員、作業員を配備し、それら人員	1.相応の資格を有する特種設備安全管理者、測定人員及び作業員を配備していない。	☆☆☆☆☆	『中華人民共和国特種設備安全法』 第十三条第二項　特種設備を生産、経営、使用する企業は、国家関連規定に従って特種設備安全管理者、測定人員及	特種設備の生産、経営、使用企業は、国家関連規定に従って相応の資格を有する人員を配備し、特種設備の安全管理、測定及び作業に従事させ、それらの人員に対して必要な安全	全省市場監督管理部門特種設備監督管理機関

華鐘諮詢

	のに対して必要な安全教育や技能研修を実施しなければならない。	2.相応の資格を取得していない人員を用いて特種設備の安全管理、測定及び作業に従事させている。 3.特種設備安全管理者、測定人員及び作業者に対して、安全教育や技能研修を実施していない。 例：某企業は、『特種設備安全管理及び作業人員証』(項目N1)を取得していない者にフォークリフトを操作させている。		び作業員を配備し、それら人員に必要な安全教育や技能研修を実施しなければならない。 第十四条　特種設備安全管理者 、測定人員及び作業員は、国家関連規定に基づき相応の資格を取得してはじめて、関連の作業に従事することができる 。特種設備安全管理者、測定人員及び作業員は、安全技術規範及び管理制度を厳格に執行し、特種設備の安全を保証しなければならない。 第八十六条　本法の規定に違反し、特種設備の生産、経営、使用企業が以下の状況のうちひとつに該当する場合、期限を定めて改正を命令する。期限を過ぎても改正しない場合、関連の特種設備の使用停止を命令するかまたは生産停止、休業、整理を命令し、1万元以上5万元以下の罰金を科す。 (一)相応の資格を有する特種設備安全管理者、測定人員、作業員を配備していない (二)相応の資格を取得していない人員を用いて特種設備の安全管理、測定及び作業に従事させている (三)特種設備安全管理者、測定人員及び作業者に対して、安全教育や技能研修を実施していない。	教育及び技能研修を実施しなければならない。	
7	エレベーターのメンテナンス保全企業は、対応する資格を取得し、安全技術規範の要求に従ってエレベーターをメンテナンス、保全しなければならない。	1.許可を得ず、無断でエレベーターのメンテナンス保全に従事している。 2.エレベーターのメンテナンス保全企業が、安全技術規範の要求どおりにエレベーターのメンテナンス保全を行っていない。 例：某エレベーターメンテナンス企業は、 安全技術規範の要求どおりに半月メンテナンスを実施しておらず、半月メンテナンス記録を偽造している。	☆☆☆☆☆	『中華人民共和国特種設備安全法』 第八十八条　本法の規定に違反し、許可を得ずに、無断でエレベーターのメンテナンス保全に従事した場合、違法行為の停止を命令し、1万元以上10万元以下の罰金を科す。違法所得がある場合、違法所得を没収する。 エレベーターメンテナンス保全企業が本法の規定及び安全技術規範の要求どおりにエレベーターのメンテナンス保全を行わない場合、前項規定に照らして処罰する。	エレベーターメンテナンス保全企業は、特種設備安全に関する法律法規及び特種設備安全技術規範『エレベーターメンテナンス保全規則』(TSG　T5002- -2017)の要求に従って、エレベーターのメンテナンス保全を行わなければならない。	全省市場監督管理部門特種設備監督管理機関
8	移動式圧力容器、ガスボンベの充填企業は、許可を取得した上ではじめて充填活動に従事することができ、安全技術規範の要求に従って充填を行わなければならない。	1.移動式圧力容器 、ガスボンベ充填企業が、許可を得ず無断で充填活動に従事している。 2.移動式圧力容器 、 ガスボンベ充填企業が、安全技術規範の要求どおりに充填活動を行っていない。 例：某ガスボンベ充填企業は、期限切れガスボンベ、廃棄ガスボンベに充填している。	☆☆☆☆☆	『中華人民共和国特種設備安全法』 第八十五条第一項第二項　本法の規定に違反し、移動式圧力容器、ガスボンベ充填企業が以下の行為のうち一つに該当する場合、改正を命令し、2万元以上20万元以下の罰金を科す。情状が深刻な場合は、充填許可証を没収する。 (二)安全技術規範の要求に合致しない移動式圧力容器やガスボンベに充填した場合。 第八十五条第二項　本法の規定に違反し、許可を得ず、無断で移動式圧力容器またはガスボンベの充填活動に従事した場合、取り締まりを行い、違法に充填したガスボンベを	1.移動式圧力容器、ガスボンベ充填企業は、特種設備安全監督管理部門の許可を得た上で、充填活動に従事することができる。 2.移動式圧力容器 、ガスボンベ充填企業は、安全技術規範の要求どおりに充填活動を行わなければならない。充填企業は、充填前後の検査、記録制度を構築しなければならず、期限切れのボンベ、廃棄ボンベなど、安全技術規範の要求に合致しない移動式圧力容器やガスボンベに充填することを禁止する。	全省市場監督管理部門特種設備監督管理機関

				没収し、10万元以上50万元以下の罰金を科す。違法所得がある場合は、違法所得を没収する。		

華鐘諮詢

コンプライアンス行為のタイプ：計量類

No.	コンプライアンス事項	常見される違法行為	リスク等級	法的根拠及び違法責任	コンプライアンス提案	指導機関
1	強制検定の範囲に属する計量器具は、規定に従い強制検定を申請しなければならない。	強制検定範囲に属する計量器具が検定を受けずに使用されている、または検定周期を超えて継続して使用されている。 例：某タクシーに、強制検定を受けていない料金メーターを使用している。	☆☆☆	『中華人民共和国計量法』 第二十五条　強制検定範囲に属する計量器具が、規定どおりに検定を申請していない場合、または検定に不合格なまま使用を継続している場合、使用停止を命令し、併せて罰金を科す。 『中華人民共和国計量法実施細則』 第四十三条　強制検定範囲に属する計量器具が規定どおりに検定を申請していない場合、非強制検定範囲に属する計量器具の自主定期検定を行っていないまたは他の計量検定機関に送って定期検定を行っていない場合、及び検定で不合格になったが引続き使用している場合、使用停止を命令し、併せて1000元以下の罰金を科すことができる。	1. 国家強制管理計量器具目録にある作業計量器具は、使用前または有効期限満了の 30 日前に、中国電子品質監督（e-CQS）公共サービスポータルサイト：http://psp.e-cqs.cn/egov/shIndex.html）を通じて登録し、計量器具の強制検定を申告しなければならない。 2. 検定を受けていない、検定周期を超過している、または計量検定で不合格となった計量器具を使用してはならない。 3. 計量器具の確度を故意に破壊してはならない。	全省市場監督管理部門計量監督管理機関
2	検定に合格した計量器具を使用する。	1. 不合格の計量器具を使用している、計量器具の確度を壊している、データを偽造している。 2. 消費者を欺瞞することを目的とした計量器具を製造、販売、使用している。 例：某ガソリンスタンドでは、計量器具の確度を壊し、検定で不合格となった給油機を用いて顧客に給油している。	☆☆☆☆☆	『中華人民共和国計量法実施細則』 第四十六条　不合格の計量器具を使用したり、計量器具の確度を破壊したり、データを偽装し、国家や消費者に損失を与えた場合、その損失を賠償するよう命令し、計量器具及び全ての違法所得を没収するものとし、併せて2000元以下の罰金を科すことができる。 第四十八条　消費者を欺瞞することを目的とした計量器具を製造、販売、使用している企業や個人には、その計量器具及び全ての違法所得を没収するものとし、併せて2000元以下の罰金を科すことができる。犯罪を構成する場合は、個人または企業の直接責任者について、法に基づき刑事責任を追及する。 『ガソリンスタンド計量監督管理弁法』 第九条第三項　ガソリンスタンドの経営者が本弁法の関連規定に違反した場合、以下の規定に従って処罰を行う。 （三）本弁法第五条第（七）項の規定に違反し、検定を受けていない、検定周期を超過している、または検定で不合格の計量器具を使用した場合、その使用停止を命令し、併せて1000元以下の罰金を科すことができる。計量器具及びその鉛封（または署名付き密封）を壊したり、無断でガソリン給油機を改造、分解したり、批准を得ずに改造したガソリン給油機を使用したり、虚偽を弄して消費者に損失を与えた場合、その損失の賠償を命令し、併せて『中華人民	1. 不合格の計量器具を使用してはならず、計量器具の確度を壊したり、データを偽造したりしてはならない。 2. 消費者を欺瞞することを目的とした計量器具を製造、販売、使用してはならない。	全省市場監督管理部門計量監督管理機関

				共和国計量法実施細則』の関連規定に基づき処罰を与える。犯罪を構成する場合は 、法に基づき刑事責任を追及する。		
3	定量包装商品の正味量は規定に合致していなければならない。	1. 定量包装商品の正味量の記載が規定に合致していない。 2. 標記された量と実際の量が合致せず、標記量と実際量の差が分量不足許容範囲を超えている。 3. 大量定量包装商品の平均実際正味量が、標記された正味量を下回る。 例：某ブランドの袋入り粉ミルクの実際量と標記量の差が、不足分許容範囲を超えている。	☆☆☆☆☆	『定量包装商品計量監督管理弁法』 第十七条　定量包装商品の生産、販売において、本弁法第五条、第六条、第七条の規定に違反し、正確、明確に正味量を標記していない場合、県級以上の地方市場監督管理部門が改正を命令する。正味量を標記していない場合は、期限を定めて改正を命令し、3万元以下の罰金を科す。 第十八条　生産、販売する定量包装商品が、検査の結果本弁法第八条、第九条の規定に違反している場合、県級以上の地方市場監督管理部門が改正を命令し、3万元以下の罰金を科す。	1. 定量包装商品の正味量の標記は、『定量包装商品計量監督管理弁法』が規定する要求に合致していなければならない。 2. 定量包装商品に標記された正味量と実際量の差は、不足許容量を上回ってはならない。 3. 大量定量包装商品の平均実際量は、標記された正味量と同量またはそれ以上でなければならない。	全省市場監督管理部門計量監督管理機関
4	定量包装商品生産者は、規定に従い計量保証能力合格標示を使用しなければならない。	1. 定量包装商品の生産者が、要求どおりに自己声明を行わず、計量保証能力合格標示を使用している。 2. 定量包装商品の生産者が、要求どおりに自己声明し、計量保証能力合格標示を使用しているが、定量包装商品生産企業が計量保証能力要求に到達していない。 例：某社は、規定の要求どおりに自己声明を行わず、生産する米の包装袋に無断で計量保証能力合格標示を付している。	☆☆☆	『定量包装商品計量監督管理弁法』 第十六条　定量包装商品の生産者が、要求どおりに自己声明を行い、計量保証能力合格標示を使用しているが、定量包装商品生産企業が計量保証能力の要求に到達し得ない場合、県級以上の地方市場監督管理部門が改正を命令し、3万元以下の罰金を科す。 定量包装商品の生産者が要求どおりに自己声明を行わず、計量保証能力合格標示を使用している場合、県級以上の地方市場監督管理部門が改正を命令し、3万元以下の罰金を科す。	1. 自発的に計量保証能力評価を実施する定量包装商品生産企業は、定量包装商品生産企業の計量保証能力の要求に従って、自己評価を行わなければならない。 2. 自己評価が要求に適合している場合、省市場監督管理部門が指定するウェブサイトを通じて声明を行った上で、定量包装商品に全国統一の計量保証能力合格標示を使用することができる。 3. 定量包装商品生産企業が自己声明した後、企業主体資格、生産する定量包装商品の品種または仕様などの情報が重大に変化した場合、変化発生から1ヶ月以内に再度声明を行わなければならない。 4. 定量包装商品生産企業が要求に従って自己声明を行い、計量保証能力合格標示を使用する場合、定量包装商品生産企業の計量保証能力の要求に到達しなければならない。	全省市場監督管理部門計量監督管理機関
5	定量包装商品の計量の監督検査に従事する機関は、検査データを偽造してはならない。	定量包装商品の計量に従事する監督検査機関が検査データを偽造している。 例：某計量検定機関は、検定を行わずにデータを偽造している。	☆☆☆	『定量包装商品計量監督管理弁法』 第十九条　定量包装商品の計量監督検査に従事する機関が検査データを偽造した場合、県級以上の地方市場監督管理部門が12万元以下の罰金を科す。以下の行為のうち一つに	定量包装商品の計量の監督検査に従事する機関は、法に基づき検査活動を実施するものとし、検査データを偽造してはならない。	全省市場監督管理部門計量監督管理機関

				該当する場合、県級以上の市場監督管理部門が改正を命令し、警告を与え、批判を通報する。 （一）定量包装商品の正味量計量検査規則など一連の計量技術規範に違反して計量検査を行っている （二）検定を受けていない、検定不合格、または検定周期を超えた計量器具を使用して、計量検査を行っている （三）無断で検査結果及び関連の使用を対外的に漏洩した。 （四）検査結果を利用して有償の活動に参画した。		
6	眼鏡製作者が使用する計量器具は、法に基づいて検定に合格しなければならない。	1. 眼鏡製作者が使用する強制検定計量器具が規定どおりに検定を申請していない 2. 眼鏡製作者が使用する強制検定計量器具が検定周期を超過している 3. 眼鏡製作者が使用する非強制検定計量器具が自主定期検定を行っていない、または他の計量検定機関に送って定期検定を行っていない。 4. 眼鏡製作者が検定不合格の強制検定計量器具または非強制検定計量器具を継続的に使用している。	☆☆☆	『眼鏡製作計量監督管理弁法』 第四条第三項 、第四項　眼鏡製作者は、以下の規定を遵守しなければならない。 （三）強制検定に属する計量器具を使用する場合、規定に従い登録し、当地の県級市場監督管理部門に届出ると共に、その指定する計量検定機関に周期的に検定を申請しなければならない。当地で検定できない場合は、一級上の市場監督管理部門が指定する計量検定機関に周期的検定を申請する。 （四）検定を受けていない、検定周期を超えている、または検定の結果不合格の計量器具を使用してはならない。 第九条　眼鏡製作者が本弁法第四条の関連規 定に違反した場合、以下の規定に従って処罰を行わなければならない。 （一）強制検定の範囲に属する計量器具を、規定どおりに検定申請していない、非強制検定の範囲に属する計量器具について、自主定期検定を行っていない、または他の計量検定機関に送って定期検定を行っていない、及び検定の結果不合格であるが引続き使用している場合、使用停止を命令し、併せて1000元以下の罰金を科すことができる。 『中華人民共和国計量法実施細則』 第二十二条　如何なる企業や個人も、勤務する職場で、検定合格印や合格証が無い、検定周期を超過している、または検定の結果不合格の計量器具を使用してはならない。 第四十三条　強制検定の範囲に属する計量器具を規定どおりに検定していない場合、非強制検定の範囲に属する計量器具を自主定期検査していないかまたは他の計量検定機関に送って定期検定していない場合、 及び検定不合格のまま継続しようしている場合、使用停止を命令し、併せて1000元以下の罰金を科す。	1. 眼鏡製作者は、『市場監督管理総局の、強制管理を実施する計量器具目録の調整実施に関する公告』（市場監督管理総局公告2020年第42号）を検索し、どれが強制検定を要する計量器具か確定しなければならない。 2. 眼鏡製作者は、計量器具 検定周期が満了する前に、適時検定を申請しなければならない。 3. 検定不合格の場合、直ちに使用を停止し、修理して検定に合格した上で再度使用するものとする。	全省市場監督管理部門計量監督管理機関

コンプライアンス行為のタイプ：標準類

No.	コンプライアンス事項	常見される違法行為	リスク等級	法的根拠及び違法責任	コンプライアンス提案	指導機関
1	企業は法に基づき、企業基準を自己声明し、公開する。	1. 企業が、実施する基準を規定どおりに公開していない。 2. 企業基準の技術要求が強制性国家基準の技術要求を下回っている。 3. 企業が企業基準中の性能指標や対応する試験方法、検査方法、評価方法を公開していない。 4. 企業基準が規定どおりにナンバリングされていない。	☆☆☆	『中華人民共和国標準化法』 第二十一条　推薦性国家基準、業界基準、地方基準、団体基準、企業基準の技術要求は、強制性国家基準の関連技術要求を下回ってはならない。 第二十七条　国家は、団体基準、企業基準の自己声明公開及び監督制度を実行する 。企業は、自社が実施する強制性基準、推薦性基準、団体基準または企業基準の番号や名称を公開しなければならない。企業が自ら制定した企業基準を実行する場合、更に、製品、サービスの効能指標や製品の性能指標を公開しなければならない。国家は、団体基準、企業基準を標準情報公共サービスプラットフォームにて社会に公開することを奨励する。 第三十九条第二項　 社会団体 、が企業制定した基準が本法第二十一条第一項 、第二十二条第一項の規定に合致しない場合、標準化行政主管部門が改正を命令する。期限を過ぎても改正しない場合、省級以上の人民政府標準化行政主管部門が関連の基準の廃止を命令し、併せて 標準情報公共サービスプラットフォームにて公示する。 第四十二条　社会団体、企業が本法の規定どおりに団体基準や企業基準のナンバリングを行わない場合、標準化行政主管部門が期限を定めて改正を命令する。期限を過ぎても改正しない場合、省級以上の人民政府標準化行政主管部門が関連の基準番号を撤回し、併せて標準情報公共サービスプラットフォーム上で公示する。 『企業基準化促進弁法』 第十四条第二項　企業が自ら制定した、または共同で制定した企業基準を実行する場合、公開製品、サービスの効能指標や製品の性能指標及び対応する試験方法、検査方法、評価方法を公開しなければならない。	1. 企業は、その提供する製品またはサービスに用いた強制性基準、推薦性基準、団体基準または企業基準の番号や名称を公開しなければならない。企業が自ら制定した、または共同で制定した企業基準を実行する場合、製品、サービスの効能指標、製品の性能指標、及び対応する試験方法、検査方法、評価方法を公開しなければならない。 2. 企業が、国家統一の企業基準情報公共サービスプラットフォームを通じて自己声明し公開することを奨励する。他のルートで自己声明、公開する場合は、国家統一の企業基準情報公共サービスプラットフォームで公開ルートを明示し、併せて自己声明し公開した情報が取得可能であること、追跡があること、改ざん防止が為されていることを保証しなければならない。 3. 企業基準を制定する場合、法律法規及び強制性標準要求に合致していなければならない。企業基準を制定する場合、経済効果、社会効果、品質効果、生態効果の向上に役立ち、技術が先進的で、経済的な合理性がなければならない。 4. 企業が製品またはサービスの提供に用いた企業基準は、統一した規則に従ってナンバリングを行わなければならない。企業基準の番号は、企業基準番号、企業番号、順番、年度番号で構成される。企業基準の番号は「Q」、企業番号は中国語ピンインまたはアラビア数字の何れかまたは両方を用いて構成する。	全省市場監督管理部門 標準監督管理機関

華鐘諮詢

コンプライアンス行為のタイプ：認証類

No.	コンプライアンス事項	常見される違法行為	リスク等級	法的根拠及び違法責任	コンプライアンス提案	指導機関
1	認証活動に従事する場合、法に基づき批准を得なければならない。	認証機関の資格(認証機関批准書)を取得せずに、企業と認証契約を締結し、認証の審査、認証証書の発行、監督審査の実施などの行為を行っている。	☆☆☆	『中華人民共和国認証認可条例』 第九条　認証機関の資格を取得する場合、国務院認証認可監督管理部門の批准を得なければならず、批准された範囲内で認証活動に従事するものとする。 批准なしに、如何なる企業や個人も、認証活動に従事してはならない。 五十六条 批准を得ず無断で認証活動に従事した場合、取り締まりを行い、10万元以上50万元以下の罰金を科し、違法所得がある場合は、違法所得を没収する。	市場主体は、認証活動に従事する必要がある場合、国家市場監督管理総局に関連の資格を申請し、批准(認証機関の批准書)を得た上で、批准された範囲内で認証活動に従事することができる。	全省市場監督管理部門認証監督管理機関
2	認証機関は、客観的、公正に認証結論を発行しなければならない。	認証機関が虚偽の認証結論を発行している、または発行した認証結論が大幅に事実と異なる。 例：某認証機関は審査を行わずに認証証書を即発行している。	☆☆☆	『中華人民共和国認証認可条例』 第六十一条　認証機関が虚偽の認証結論を発行した場合、または発行した認証結論が大きく事実をかけ離れている場合、批准文書を撤回し、公布する。直接責を負う主管人員や直接責任のある認証人員についてはその執務資格を撤回する。犯罪を構成する場合は、法に基づき刑事責任を追及する。損害をまねいた場合は、認証機関が相応の賠償責任を負わなければならない。 指定の認証機関に前項に規定する違法行為がある場合、同時に指定を撤回する。 『中華人民共和国製品品質法』 第五十七条第一項　　製品品質検査機関、認証 機関が検査結果を偽造したり、虚偽の証明を発行した場合、改正を命令し、企業に対して5万元以上10万元以下の罰金を科し、直接責を負う主管人員やその他の直接責任者には1万元以上5万元以下の罰金を科す。違法所得がある場合は、違法所得を没収する。情状が深刻な場合は、その検査資格、認証資格を取り消す。犯罪を構成する場合は、法に基づき刑事責任を追及する。	1.認証機関及び認証に関連する検査機関、実験室が認証及び認証に関連する検査、測定活動に従事する場合、認証の基本規範、認証規則が規定する手順を完成させ、認証、検査、測定の完全性、客観性、真実性を確保しなければならず、手順に増減や遺漏があってはならない。 2.認証機関及び認証に関連する検査機関、実験室は、認証、検査、測定の過程について完全な記録を作成し、ファイリングして保存しなければならない。 認証機関及びその認証人員は、速やかに認証結論を作成し、認証結論の客観性、真実性を保証しなければならない。認証結論は認証人員が署名した後、認証機関の責任者が確認署名する。認証機関及びその認証人員は認証結果に責任を負う。	全省市場監督管理部門認証監督管理機関
3	有機製品の認証を取得した上で、認証取得製品または製品の最小販売包装に中国有機製品認証マークを標示することができる。	製品または製品包装、ラベル上に、「有機」、「ORGANIC」などの文字を含み且つ公衆を当該製品が有機製品であると見なすようミスリードする可能性のある文字表記や図案を記載している。	☆☆☆☆☆	『有機製品認証管理弁法』 第三十四条　以下の状況のうちひとつに該当する場合、如何なる企業や個人も、製品、製品の最小販売包装及びそのラベルに「有機」、「ORGANIC」などの文字を含み且つ公衆が当該製品が有機製	1.市場主体は、法に基づき有機製品認証を取得しなければならない。 2.認証取得製品の認証委託者は、規定に従い製品または製品の最小販売	全省市場監督管理部門認証監督管理機関

		例：某企業が生産する米は、有機製品認証を取得せずに、製品ラベルに「有機 」の文字を含む表示がある。		品であると考えるようミスリードする可能性のある文字や図案を標示してはならない。 (一)有機製品認証を取得していない (二)認証取得製品が、認証証書に記載された生産、加工場所以外で再度加工、小分け包装、分割を行っている。 第四十八条　本弁法第三十四条の規定に違反し、製品または製品包装及びラベル上に「有機」、「ORGANIC」などの文字を含み且つ公衆が当該製品が有機製品であると考えるようミスリードする可能性のある文字や図案を標示した場合、県級以上の地方市場監督管理部門が改正を命令し、3 万元以下の罰金を科す。	包装上に、中国有機製品認証の標示、有機番号、認証機関名称を標示する。	
4	認証を得ずに無断で、強制性製品認証目録にある製品を出荷、販売、輸入またはその他の経営活動において使用してはならない。	1.強制性製品認証目録にある製品を、認証を得ずに無断で出荷、販売、輸入またはその他の経営活動において使用している。 2.認証証書の抹消、撤回または一時停止期間中に、認証の要求に合致しない製品を継続的に出荷、販売、輸入またはその他の経営活動において使用している。 3.虚偽の資料を作成して『強制性製品認証免除証明』を詐取した後、または『強制性製品認証免除証明』を取得した後、製品を元の申告用途どおりに使用していない。 例：某スーパーマーケットは、強制性製品認証を受けていない児童玩具を販売している。	☆☆☆☆☆	『強制性製品認証管理規定』 第四十九条　目録にある製品を認証を経ず、無断で出荷、販売、輸入またはその他の経営活動で使用した場合、県級以上の地方市場監督管理部門が認証認可条例第六十六条の規定に従い処罰する。 第五十一条　本規定第二十九条第二項の規定に違反し、認証証書の抹消、撤回または一時停止期間中に、認証の要求に合致しない製品を引続き出荷、販売、輸入またはその他の経営活動で使用した場合、県級以上の地方市場監督管理部門が認証認可条例第六十六条の規定に従い処罰する。 第五十二条　本規定第四十二条の規定に違反し、虚偽の資料を作成して『強制性製品認証免除証明』を詐取した後、または『強制性製品認証免除証明』を取得した後、製品を元の申告用途どおりに使用していない場合、市場監督管理部門が改正を命令し、『強制性製品認証免除証明』を撤回し、併せて認証認可条例第六十六条の規定に従い処罰する。 『中華人民共和国認証認可条例』 第六十六条　　目録にある製品を認証を経ずに無断で出荷、販売、輸入またはその他の経営活動で使用した場合、期限を定めて改正を命令し、5 万元以上 20万元以下の罰金を科す。認証を受けていない違法製品の代金が1万元に満たない場合、代金の2倍以下の罰金を科す。違法所得がある場合は、違法所得を没収する。	1.強制性製品認証目録にある製品の生産者または販売者、輸入業者は、国家認監委が指定する認証機関に委託して認証を行わなければならない。 2.生産企業は、国家基準や認証規則の要求に従って生産を組織し、品質保証能力が要求に合致することを継続的に維持しなければならない。 3.目録にある製品の販売者、経営活動者は、入荷検査検収制度を制定して実行し、強制性製品認証証書、製品合格証明及びその他の標識を検査しなければならない。	全省市場監督管理部門認証監督管理機関

5	認証証書を不正に売買、譲渡、偽造 、変造 、貸し借り、冒用してはならず、認証標示を譲渡または転売してはならない。	1. 認証証書を不正に売買、譲渡している。 2. 認証証書を偽造、変造、貸し借り、冒用している。 3. 認証標示を譲渡または転売している。 例：某社はISO9001認証証書を偽造し、経営活動において使用している。	☆☆☆	『認証証書和認証標志管理弁法』 第二十七条　本弁法の規定に違反し、不正に認証証書を売買、譲渡した場合、県級以上の地方市場監督管理部門が改正を命令し、3万元の罰金を科す。認証機関が認証を受けていない認証委託人に認証証書を売却または譲渡した場合、条例第六十一条の規定に照らして処罰する。 『強制性製品認証管理規定』 第五十三条　認証証書を偽造、変造 、貸し借り、冒用、売買または譲渡した場合、県級以上の地方市場監督管理部門が改正を命令し、3万元の罰金を科す。 認証標示を譲渡または転売した場合は、県級以上の地方市場監督管理部門がその改正を命令し、3万元以下の罰金を科す。	法定の手続きに従い認証を取得し、認証証書や認証ラベルを合法的に使用しなければならない。	全省市場監督管理部門認証監督管理機関
6	認証機関は、認証対象に対して定期的に監督審査を行い、認証取得組織の生産、経営における問題点を適時トレース、調査し、認証証書について速やかに処置を行う。	認証機関が監督審査を実施していない、監督審査実施時に規定の時間、頻度どおりに実施していない、証書取得組織に重大な生産経営の変化が発生した(例：生産停止または閉鎖)が、認証証書を適時処置していない。 例：某認証機関は、某認証取得組織に重大な安全事故が発生し既に生産停止状況にあるが、追跡調査を行わず、認証証書の処理も行っていない。	☆☆☆	『認証機関管理弁法』 第二十一条第一項　認証機関は、その認証した製品、サービス、管理体系について有効な追跡監督を実施しなければならない。 第二十一条第二項　認証要求に引続き適合できない場合、認証機関は、関連の状況を確認した後5日以内に、認証対象の認証証書を一時停止する。一時停止期限が満了してもなお要求に適合しない場合、その認証証書を撤回しなければならない。 『中華人民共和国認証認可条例』 第五十九条第一項第三号　認証機関が以下の状況のうちひとつに該当する場合、改正を命令し、5万元以上20万元以下の罰金を科し、違法所得がある場合は違法所得を没収する。情状が深刻な場合は、休業、整頓を命令し、最悪の場合は批准文書を撤回し、公布する。 (三)認証した製品、サービス、管理体系に対して有効な追跡調査を実施していない、または認証した製品、サービス、管理体系が引き続き認証要求に符合し得ないことを発見していながら適時その使用を一時停止しない、または認証証書を撤回して公布していない。	1. 認証機関は、認証規則の要求に従って、認証取得組織の状況に対して適時有効な追跡調査を行い、認証取得組織の生産経営、行政処罰など関連の状況を収集しなければならない。 2. 認証機関は、認証取得組織との連絡を強化し、定期的に監督審査を行う法規要求を知らせ、認証取得組織が自主的に監督審査を受け入れ、協力するよう指導しなければならない。	全省市場監督管理部門認証監督管理機関

コンプライアンス行為のタイプ：検査測定類

No.	コンプライアンス事項	常見される違法行為	リスク等級	法的根拠及び違法責任	コンプライアンス提案	指導機関
1	検査測定機関は、法に基づき資格認定事項の変更手続きを行わなければならない。	検査測定機関に変更手続きをすべき事項が発生したが、資格認定部門にて速やかに変更手続きを行っていない。 例：機関の名称、住所が変更した、授権署名者などが離職した、能力付表にある検査測定基準や方法を廃棄、更新した、一部検査測定項目を取り消した、などがあったが速やかに資格認定審査批准部門で変更を申請していない。	☆☆☆☆☆	『検査測定機関資格認定管理弁法』 第十四条 以下の状況のうちひとつに該当する場合、検査測定機関は資格認定部門に変更手続きを申請しなければならない。 (一)機関の名称、住所、法人性質に変更が生じた (二)法定代表人 、最高管理者、技術責任者、検査測定報告授権署名者に変更が生じた (三)資格認定検査測定項目を取消した (四)検査測定基準または検査測定方法に変更が生じた (五)法に基づき変更手続きを必要とするその他の事項。 検査測定機関が資格認定検査測定項目の追加を申請する場合、または変更が生じた事項が資格認定条件や要求への適合に影響を及ぼす場合、本弁法第十条に規定する手順に従って実施しなければならない。 第三十五条第一項　検査測定機関が以下の状況のうちひとつに該当する場合、県級以上の市場監督管理部門が期限を定めて改正を命令する。期限を過ぎても改正しない場合、または改正後もなお要求に適合しない場合、1万元以下の罰金を科す。 (一)本弁法第十四条の規定どおりに変更手続きを行わない	1.検査測定機関に以下の状況が存在する場合、速やかに資格認定審査批准部門にて変更手続きをしなければならない。 (1)営業許可証の名称、住所、法人性質に変更が生じた。 (2)法定代表者 、最高管理者、技術責任者、授権署名者に変更が生じた。 (3)主動的に関連の資格認定検査測定項目、パラメータを取り消した。 (4)資格認定能力付表中の検査測定基準または検査測定方法に更新などの変更状況が生じた。 (5)法に基づき変更手続きを必要とするその他の状況。 2.住所、基準などの変更事項について資格認定部門の審査が完了するまでは、検査測定機関は社会に向けて証明作用のある検査測定データや結果を発行してはならない。	全省市場監督管理部門認可及び検査測定監督管理機関
2	検査測定報告書に、要求に基づき資格認定標示を明記しなければならない。	検査測定機関が社会に向けて証明作用のある検査測定データ、結果を発行しているが、要求通りにその検査測定報告書に資格認定標示をしていない。 例：検査測定報告書に資格認定標示の資格 認定証書番号が無く、図形のみである。	☆☆☆	『検査測定機関資格認定管理弁法』 第二十一条　検査測定機関が社会に向けて証明作用のある検査測定データ、結果を発行する場合、その検査測定報告書に資格認定標示を明記しなければならない。 第三十五条第二項　検査測定機関が以下の状況のうちひとつに該当する場合、県級以上の市場監督管理部門が期限を定めて改正を命令する。期限を過ぎても改正しない場合、または改正後もなお要求に適合しない場合、1万元以下の罰金を科す。 (二)本弁法第二十一条の規定どおりに資格認定標示を付していない。	検査測定機関は、内部制度管理を強化し、資格認定標示を正確に使用しなければならない。 1.検査測定機関が社会に向けて証明作用のある検査測定データ、結果を発行する場合、検査測定報告書に資格認定標示を明記しなければならない。 2.検査測定機関は、その検査測定報告書に完全で規範的な資格認定標示を明記しなければならない。標示には図形、資格認定証書番号を含む。証書番号は機関の	全省市場監督管理部門認可及び検査測定監督管理機関

華鐘諮詢

					現行の有効資格認定証書の番号と一致していなければならない。	
3	検査測定機関は、資格認定能力範囲を逸脱して検査測定データ、結果を発行してはならない。	検査測定機関が発行する証明作用のあるデータ、結果において検査測定項目または根拠となる検査測定基準、方法などが資格認定能力許可範囲を逸脱している。 例：検査測定報告書や原始記録の記録測定根拠が、その資格認定証書に規定された能力付表から逸脱している。	☆☆☆	『検査測定機関資格認定管理弁法』 第十九条 検査測定機関は、資格認定証書に規定する検査測定能力範囲内で、関連の基準または技術規範が規定する手順や要求に基づいて、検査測定データ、結果を発行しなければならない。 第三十六条第二項　検査測定機関が以下の状況のうちひとつに該当し、法律法規が 検査測定資格または証書などの撤回、没収、取消などに行政処罰規定を有する場合、照法律法規の規定に従って執行する。法律 法規に規定が無い場合は、県級以上の市場監督管理部門が期限を定めて改正を命令し、3万元の罰金を科す。 (二)資格認定証書が規定する検査測定能力範囲を逸脱し、無断で社会に対し証明作用のあるデータ、結果を発行した。	検査測定機関は、内部制度管理を強化し、資格認定証書に規定された実験室の住所、検査測定能力の範囲、有効期限、授権署名者などの内容に厳格に依拠して測定業務を実施しなければならない。 1.機関は、資格認定能力付表の範囲内の検査測定基準、 方法及び項目などに従って検査測定作業を実施しなければならない。 2.機関が発行する証明作用のある検査測定データ、結果中の項目名称や根拠となる検査測定基準、方法などは、資格認定証書付表中の項目名称や基準、方法と一致していなければならない。	全省市場監督管理部門認可及び検査測定監督管理機関
4	検査測定機関は、国家強制性規定の要求に従って検査測定しなければならない。	検査測定機関が検査測定を行う際に、国家強制性基準規範の要求に合致していない。 具体的には、検査測定のサンプルや測定装置、設備の管理、検査測定過程の方法、データ伝送及び保存などの面で国家強制規定の要求に合致しない部分があるが、不実または虚偽の検査測定報告書の発行には至っていない。	☆☆☆☆☆	『検査測定機関監督管理弁法』 第八条第一項　 検査測定機関は、国家の強制性規定に基づきサンプル管理し、測定器や設備を管理、使用し、検査測定規程または方法、データの伝送や保存などの要求どおりに検査測定を実施しなければならない。 第二十五条第一項　 検査測定機関が以下の状況のうちひとつに該当する場合、県級以上の市場監督管理部門が期限を定めて改正を命令する。期限を過ぎても改正しない場合、または改正後もなお要求に適合しない場合、3万元以下の罰金を科す。 (一)本弁法第八条第一項の規定に違反し、検査測定を行っている	検査測定機関が検査測定を行う際には、 1.国家強制性規定の要求に従いサンプルや測定装置、設備の管理、使用を行い、検査測定要求に合致することを保証しなければならない。 2.根拠となる検査測定規範または採用する検査測定方法 、データ伝送及び保存などはいずれも国家強制性規定及び要求に合致しなければならない。国家強制性規定には強制性国家基準が含まれ、関連の政府部門が制度、文書などの形式で公布する規定も含まれる。	全省市場監督管理部門認可及び検査測定監督管理機関
5	検査測定機関は、要求に従って検査測定項目を下請けしなければならない。	検査測定機関が検査測定項目を、条件や能力を備えていない検査測定機関に下請けさせている、または下請けの手順が規範的でない。 例：委託書中に委託者の下請け項目に関する書面同意が無い、下請け項目が報告書中で標示されていない、無資格の検査測定機関に下請けさせているなど。	☆☆☆	『検査測定機関監督管理弁法』 第十条　検査測定項目の下請けを必要とする場合、検査測定機関は、相応の条件や能力を備えた検査測定機関に下請けさせなければならず、併せて事前に下請けする検査測定項目について委託人の同意を取得し、下請け項目を担当しようとする検査測定機関の同意を得なければならない。	検査測定機関は、内部制度管理を強化し、関連の文章要求手順に従って、合格サプライヤーの評価、契約管理、告知などの業務を実施しなければならない。 1.検査測定機関は、下請けを担当しようとする検査測定機関の資格認定証書や能力付表を審査し、担当能力を備えている	全省市場監督管理部門認可及び検査測定監督管理機関

華鏡認証

				検査測定機関は、検査測定報告書中で下請けする検査測定項目及び下請け項目を担う検査測定機関を明記しなければならない。。 第二十五条第三項　検査測定機関が以下の状況のうちひとつに該当する場合、県級以上の市場監督管理部門が期限を定めて改正を命令する。期限を過ぎても改正しない場合、または改正後もなお要求に適合し場合、3万元以下の罰金を科す。 (二)本弁法第十条に規定する下請け検査測定項目に違反している、または明記すべきところ明記していない	ことを保証し、審査記録を作成しなければならない。 2. 検査測定機関は、その検査測定報告書中で、下請け項目を明記し、併せて下請け状況についての備考説明を付さなければならない。 3. 検査測定機関が下請けする検査測定項目や下請け検査測定機関の状況などは、事前に委託人の書面の同意を得なければならない。	
6	検査測定機関は不実の検査測定報告書を発行してはならない。	検査測定機関が不実の検査測定報告書を発行している。 以下の状況のうちひとつに該当し、且つデータ、結果にミスが存在したり、照合ができず、不実検査測定報告書に該当する。 検査測定のサンプルに汚染、混入、損壊、性状改変などが存在する。使用する測定装置、設備、施設が検定または校正されていない。 使用する規程または方法が国家強制規定の要求に適合しない。データの伝送または保存が基準の要求に合致していないなど。	☆☆☆	『検査測定機関監督管理弁法』 第十三条　　検査測定機関は不実の検査測定報告書を発行してはならない。 検査測定機関が発行する検査測定報告書に以下の状況のうちひとつが存在し、且つデータ、結果にミスが存在する、または照合ができない場合、不実検査測定報告書に該当する。 (一)サンプルの収集、標示、配布、移転、調合、保存、処置が基準などの規定に合致せず、サンプルの汚染、混入、損壊、性状の異常改変などの状況が存在する (二)検定を受けていない、または校正していない測定装置、設備、施設を使用している (三)国家の強制性規定の検査測定規程または方法に違反している (四)基準などの規定通りに原始データや報告書などを伝送、保存していない。 第二十六条第一項　　検査測定機関が以下の状況のうちひとつに該当し、法律法規が検査測定資格または証書の撤回、没収、取消などに行政処罰規定を有する場合、法律法規の規定に従って執行する。法律法規に規定が無い場合は、県級以上の市場監督管理部門が期限を定めて改正を命令し、3万元の罰金を科す。 (一)本弁法第十三条の規定に違反し、不 実の検査測定報告書を発行した	検査測定機関は、サンプルの管理、測定装置、設備、施設の管理において、検査測定の規程または方法を実行し、原始データや報告書の伝送、保存などの面で管理や操作フローの制御を強化し、検査測定報告書のデータ、結果が正確で追跡可能であることを保証しなければならない。	全省市場監督管理部門認可及び検査測定監督管理機関
7	検査測定機関は虚偽の検査測定報告書を発行してはならない。	検査測定機関が虚偽の検査測定報告書を発行している。 虚偽検査測定報告書の具体的な状況は以下のとおり：	☆☆☆	『検査測定機関監督管理弁法』 第十四条　　検査測定機関は虚偽の検査測定報告書を発行してはならない。	1. 検査測定機関は、内部管理を強化し、法律規定に基づき検査測定業務を実施し、発行する検査測定報告書が真実、客観	全省市場監督管理部門認可及び検査測定監督管理機関

		検査測定をしていない；原始 データ、記録を偽造、変造している、基準などの規定通りに原始データ、記録を採用していない；基準などに規定する検査測定すべき項目を減少、遺漏、変更している、重要検査測定条件を変更している；検査測定サンプルを交換しているかまたはその元の状態を改変して検査測定している；検査測定機関の公印または検査測定専用印を偽造している、授権署名者の署名または発行日を偽造している。		検査測定機関が発行する検査測定報告書に以下の状況のうちひとつが存在する場合、虚偽の検査測定報告書に該当する。 (一)検査測定を行っていない (二)原始データ、記録を偽造、変造している、基準などの規定通りに原始データ、記録を採用していない (三)基準などに規定する検査測定すべき項目を減少、遺漏、変更している、重要検査測定条件を変更している (四)検査測定サンプルを交換しているかまたはその元の状態を改変して検査測定している (五)検査測定機関の公印または検査 測定専用印を偽造している、授権署名者の署名または発行日を偽造している。 第二十六条第二項　検査測定機関が以下の状況のうちひとつに該当し、法律法規に検査測定資格または証書の撤回、没収、取消などに行政処罰規定を有する場合、法律法規の規定に従って執行する。法律法規に規定が無い場合は、県級以上の市場監督管理部門が期限を定めて改正を命令し、3万元の罰金を科す。 (二)本弁法第十四条の規定に違反し、虚偽の検査測定報告書を発行した。	的、正確、完全であることを保証しなければならない。 2.検査測定機関は、関連の基準や契約の約定に基づき測定業務を実施するものとし、項目が少なかったり、抜けていたりしてはならず、検査測定データは完全で追跡可能であり、原始記録、報告、証書は規定に従い完全に保存しなければならない。	

説明：1.リストは、江蘇省で商品の生産経営及びサービス活動に従事する経営主体に適用する。
2.リストは主として発生率が高い、発生しやすい違法行為を挙げており、全ての市場監督管理分野の違法行為をカバーしているわけではない。
3.リストの「リスク等級」は、主として違法行為の発生頻度、危害結果などの要因に基づいて判定しており、星の数が多いほどリスク等級が高い。
4.違法行為が犯罪を構成する嫌疑がある場合、法に基づき司法機関に移送する。
5.リスト公布後に関連の法律法規、規定などが改訂された場合、改訂後の内容に準ずる。

華鐘諮詢